

平成29年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第4日目）

日 時 平成29年9月21日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月21日 午前9時00分

付託議案

（建設部）

- 第 94号議案 平成28年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 101号議案 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 102号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 103号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（健康福祉部）

- 第 94号議案 平成28年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 96号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第 97号議案 平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第 99号議案 平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 100号議案 平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	大畑利明	副委員長	田中孝幸
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
〃	大久保陽一	〃	田中一郎
〃	神吉正男	〃	榎橋美恵子

出席説明員

(建設部)

部	長	花井一郎	次	長	福岡清志
次長兼地域建設課長		寺田美喜也	次長兼都市整備課長		太田中豊和
建設課長		井口靖規	建設課副課長		谷口宗男
土地対策課長		榎木隆	土地対策課副課長		谷口浩二
都市整備課副課長		大砂正則	水道管理課長		福井功
水道管理課副課長		小池信仁	上下水道課長		坂井高誉
上下水道課副課長		尾崎敏彦	地域建設課副課長		春名良信
地域建設課副課長		石原佐市	地域建設課副課長		田中藤夫

(健康福祉部)

健康福祉部長		世良智	次	長	津村裕二
次長兼障害福祉課長		水口浩也	次長兼波賀保健福祉課長		田中祥一
次長兼千種診療所事務長		大谷奈雅子	社会福祉課長		木原伸司
介護支援課長		谷林眞寿美	介護福祉課副課長		小椋憲樹
保健福祉課長		中野典子	一宮保健福祉課長		田路弥生
千種保健福祉課長		田村純司	波賀診療所事務長		牛谷宗明

事務局

係	長	岸元秀高	主	幹	清水圭子
---	---	------	---	---	------

(午前 9時00分 開議)

大畑委員長 皆さん、おはようございます。

本日、3日目の決算委員会を始めたいと思います。

決算委員の皆さんには、連日の審査で大変お疲れかと思いますが、きょうも一日どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、午前中は、建設部に関します審査を行います。

それでは、まず初めに、建設部の説明を求めます。

花井部長。

花井建設部長 改めまして、おはようございます。連日の審査、御苦労さまでございます。

朝夕めっきり寒くなりまして、田んぼのほうでは刈り取りが始まったということで、いよいよ秋の深まりを感じることになりました。

それで、先日、台風が宍粟市直撃したわけですけれども、宍粟市のほうでは、揖保川沿いで、与位清野線で道路が冠水いたしました。それから、御存じのとおり、せせらぎ公園、冠水いたしました。

被害といたしましては、一宮町嵯峨山の木坂橋の下流で、左岸側で兼用護岸が12メートル被害を受けております。現在、災害復旧の手続を進めておりますが、現在のところ、そういう状況でございます。

それでは、本会議に当たりまして、建設部の付託されました分について、御説明いたします。座って説明させていただきます。

それでは、審議いただく議案といたしましては、第94号議案の一部と、第101号議案、第102号議案、第103号議案の4議案でございます。

それでは、平成28年度におきます建設部事業につきまして、市民が地域に誇りと愛着を持ち、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを目標に、道路網の整備、防災対策、交通安全対策、公営住宅や上下水道整備等の住環境整備並びに施設の長寿命化などを中心に取り組んでまいりました。

また、河川改修工事に合わせて親水空間として、かわまちづくり事業を推進しておりますが、平成26年度より継続して実施しております、揖保川河川堤防沿い市役所の東に思い出陶板を張る「みんなで創る夢の小径事業」というものを立ち上げましたけれども、平成28年度において完成することができました。

国県におきまして社会資本整備は、防災・減災、老朽化対策に重点を置いて、計画的に事業を推進されております。

当市におきましても、社会基盤整備は住民に密着した重要な課題であることから、建設部としましては事業を進める上で、地域の独自性を考慮しながら優先順位をつけ、限られた予算の中で事業に取り組んできたところでございます。

それでは、第94号議案の平成28年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の建設部概要について、御説明いたします。

平成28年度の一般会計歳出決算額、約238億7,000万円のうち、建設部関係の事業の占める額と割合でございますが、土木費のほかに総務管理費のうち駐車場整備工事費と土地利用費、土地利用調整費、それから社会福祉費のうちの福祉世帯水道料金等助成金、それから衛生費のうちのコンプラ関係分、それから農業費のうちの地籍調査費用等を加えますと約36億6,700万円ということで、市全体決算額に対しまして15.4%を占め、前年度対比約3.5%の増となっております。

繰り越し及び不用額に大きな金額を計上している要因といたしましては、入札執行による額の確定、入札差金などや、道路事業の用地交渉におきまして地権者との調整、用地及び物件補償の交渉に期間を要したことなどから繰り越したというのが主な理由として上げられます。

また、かわまちづくりの河川事業におきましては、国交省の河川改修工事が繰り越しとなったために、それに伴いまして公園の整備が繰り越しとなりました。

また、下水道事業特別会計においては、年度精査による下水道事業特別会計繰出金が減となったことにより、不用額が出ております。

主な事業の内容といたしましては、建設課では、「新しいものを創る」から「今あるものを守る」ことに重点を置き、通常の道路や河川事業に加えまして、道路舗装、橋梁等、急増するインフラの老朽化に対応して、長寿命化の取り組みをやってまいりました。

また、里道、水路等各自治会に管理をお願いしております公共施設等の良好な維持管理、また、地域のコミュニティ活動の活性化を図るために修繕、原材料支給制度の活用をしてまいりました。

また、通学路安全対策として、宍粟市通学路交通安全プログラムに基づきました安全対策をやってまいりました。

また、土地対策課におきましては、用地交渉のほか、土地管理の迅速性・正確性をより一層高めるための地籍調査事業の推進を進めてまいりました。

また、都市整備課におきましては、公園整備の充実を図るため、最上山公園整備工事などを実施いたしました。

上下水道課におきましては、下水道関係で公共下水道及び特定環境保全公共下水道10処理区、コミュニティ・プラント10処理区、農業集落排水施設22処理区の計42処理区とそれに伴う529基のマンホールポンプの維持管理を実施いたしました。

上水道におきましては、取水揚の複数化を目指し、上水道水源確保事業で集水井戸工事の実施や上寺浄水揚や旧簡易水道施設の老朽化した設備の更新を行いまして、水道水の安定供給と災害に強いインフラ整備に取り組みました。

次に、第101号議案でございます。平成28年度の宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び第102号議案の平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

下水道事業特別会計では、歳入約18億9,030万円に対し、歳出が前年度比0.5%減の約18億8,905万円で、差し引き額は約125万円となっております。繰り越しについては、下水道事業会計移行業務を予算額278万1,000円で平成29年度に繰り越しております。

歳出の中で公債費が占める額は約13億4,729万円で、歳出全体の71.3%となっております。

農業集落排水事業特別会計におきましては、歳入約7億6,824万円に対しまして、歳出は前年度比4.0%増の約7億6,711万円で、差し引き額は約113万円となっております。この会計におきましても下水道事業特別会計と同様、公債費の額が5億5,120万円で、歳出に占める割合が71.9%と高い数値になっておりますが、どちらの特別会計も起債償還のための資本費平準化債を発行している状況でございます。

事業の主な内容でございますが、公共下水道及び特定環境保全公共下水道10処理区と農業集落排水22処理区の維持管理をしているほか、公共下水道施設長寿命化事業といたしまして、千種中央浄化センターの監視制御設備改築工事や、上溝雨水幹線整備工事、道路改良に伴います下水道管の移設、それから老朽化下水道管の更新、また、新規加入によります公共ます設置工事などに取り組んできたところでございます。

平成28年度の全ての下水道加入人口は3万8,732人で、普及率99.2%となっており、水洗化による接続人口は3万6,044人で、接続率は93.1%でございます。接続率につきましては、毎年少しずつではありますが伸びておりまして、平成28年度は前年度から伸び率が約0.2%の増となっております。

続きまして、第102号議案、平成28年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

上水道事業につきましては、平成26年度簡易水道事業を統合いたしまして3年目になります。簡易水道事業会計の処理も完了いたしまして、企業会計として円滑に運営しておるところでございます。

平成28年度の給水状況でございますが、給水件数1万4,438件、給水人口3万8,478人で、平成27年度より件数で45件増加しておりますが、人口で657人減少しております。また、有収水量は365万3,000トンで、平成27年度より2万6,000トン余り増加しております。年間総配水量は425万9,000トンで、有収率は85.8%と、平成27年度より1.5%上降しておりますが、この数値につきましては、平成27年度の異常寒波による漏水が主な原因と考えております。

事業の概要でございますが、平成23年度より継続して取り組んでおります上寺浄水場の水源複数化を目指しまして、上水道水源確保事業を推進し、平成28年度には集水井戸の本体工事を完成しております。

次に、上寺浄水場の老朽化した設備等を第2期改良工事と旧簡易水道統合事業計画に基づき、平成27年度より行っております各施設の遠方監視システムの整備工事が平成28年度に完了しております。また、旧簡易水道施設の老朽化した施設設備の更新改良工事については、継続して実施しておりますが、この事業は、旧簡易水道事業補助金の期限である平成31年度までに、可能な範囲で順次実施する計画でございます。

次に、決算状況でございますが、水道事業特別会計の平成28年度末の事業収入は約12億9,502万円で、平成27年度に比べ金額で約1億4,839万円、対比で12.9%の増となっております。また、事業費用は約13億8,115万円ということで、平成27年度に比べまして、金額で約5,487万円、対比で3.8%の減となっております。

以上、平成28年度の事業及び決算の概要を説明いたしましたが、詳しくは、質疑の中でお答えしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

大畑委員長 建設部の説明は終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

質疑は、通告に従って行いたいと思います。

それでは、通告のある方、挙手お願いいたします。

大久保委員。

大久保委員 おはようございます。きょうで決算委員会3日目になって、建設部の人は男の人ばかり、がたいがいいので、半分びびりながら質問するわけなんです

けど、よろしく願いいたします。

質疑書の最初のところに書いています、道路の新設改良事業なんですけど、今、花井部長から説明あった資料の中であるんだと思うんですけども、再度お聞きします。

道路の新設改良事業に関して、繰越明許が1億4,000万円、不用額が5,100万円。多額になった理由を教えてください。

それと、費用対効果の考え方も含め優先順位は、先ほど花井部長がおっしゃられた、優先順位を明確にしと言われたんですけども、優先順位をつけて事業を進めているかというところで、何に基づいて優先順位をつけているのか。

それと、3点目は、道路新設改良費の内訳に、この162ページもそうなんですけれども、都市計画事業分が、区分がされていないです。数字がなかなか、こっちも、よう読み切らなんだもので、この成果説明書の91ページの下段にあります、平成29年度への繰越明許の金額とこの決算書の金額が合わなくて聞きに行ったわけなんですけれども、そうしたら92ページの上段にある都市計画道路事業の分の繰越明許も含まれて、道路新設改良事業の繰越明許に上がっているんだと。この162・163ページのという説明を受けたんですけども、決算の質疑のときにも言わせていただいたんですけども、余りにも都市計画分がわからない形で、隅、隅に追いやられてですね。というふうに感じるわけなんですけれども、そこのところ、より都市計画分がわかるように記載すべきじゃないかと思うんです。

この3点について、まずお伺いいたします。

大畑委員長 井口課長。

井口建設課長 大久保委員の質疑に対して答弁をいたします。

まず最初に、繰越明許費1億4,074万5,000円ですけれども、内訳につきましては、決算書の163ページで、右から4列目に記載しているとおりであります。

まず、委託料1,100万円の主な内容ですけれども、これにつきましては、山田下広瀬線の測量業務委託料の繰り越しでありまして、県道穴栗下徳久線との交差点におきましては、道路管理者であります県土木事務所や、それと公安協議といいまして、公安協議といいまして、交通安全委員会との協議に不測の日数を要したため、繰り越しとなっております。

続きまして、その下の15節工事請負費8,940万円ですけれども、主な内容につきましては、市道の川西線と石ヶ谷穴栗橋線が主な内容となっております。

川西線におきましては、隣接所有者との協議の時間を要しまして、一部、平成28

年度発注の工事着手がおくれました。また、石ヶ谷穴栗橋線におきましても、用地交渉の関係で隣接所有者との協議に時間を要しまして、工事発注がおくれたことによるものであります。

その下の17節公有財産購入費278万円と22節補償、補填及び賠償金3,756万5,000円の主な内容につきましては、穴栗石ヶ谷穴栗橋線において、地権者との協議に時間を要しまして、年度内に契約には至りましたが、契約後の物件移転等に時間を要しまして、繰り越しを行っております。

次に、不用額5,140万5,000円の主な内容について説明をさせていただきます。

決算書163ページの右から2列目に内訳、書いてあるとおりでありますけれども、これにつきましても工事のところでは川西線におきまして、隣接所有者より工事一時中止の申し出がありまして、工事を一部打ち切ったことによります減となっております。また、石ヶ谷穴栗橋線につきましても農業用水路の関係から、11月ごろに着手する予定としておりましたけれども、一部事業を縮小としまして、不用額を生じております。

次に、2点目の費用対効果と優先順位のことに対しまして御説明をいたします。

優先順位等につきましては、市道において、施策優先順位評価基準というのをつくっております、これに基づいて事業を実施しております。しかしながら、現在実施しております改良事業につきましては、主に継続路線ばかりでありまして、継続路線の早期完成を目指しておりますので、継続路線のみの実施ということになっております。

なお、危険度とか緊急度が高くて歴史的に、以前から用地とか物件等の理解が得られずに事業ができなくなっている箇所につきましては、新たに用地提供等のそういった箇所において、新たに用地提供等の理解が得られたら、そこについては予算を確保して、早期実施にしていきたいという方針で行っております。

3点目ですけれども、都市計画事業を道路新設改良事業の明記すべきではという点についてでございますけれども、質疑の中でおっしゃられていましたけれども、成果説明書では、92ページには分けて記載しております。92ページの中で山田下広瀬線につきましては、測量・設計等委託料を平成28年度事業として800万円計画しておりましたけれども、繰り越しとなっております、平成28年度の決算額はゼロという格好になっておりますので、決算書のほうにも、そういうゼロというふうな金額が含まれております。ですので、決算書のほうに計上するということは、ちょっと困難と考えております。

また、この山田下広瀬線につきましては、都市計画道路として位置づけられた道路なんですけれども、通常の道路新設改良事業として事業を進めておりますので、決算書では道路新設改良事業費の内訳も含めて計上させていただいております。

以上です。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 ありがとうございます。

なかなかやっぱりこういう席に来させていただいて、なかなかねんもんで、特に、この建設関係のは読んでいても非常に正直、苦労してますので、とんちんかんなところを聞いて申しわけないんですけども、その部分はお許しいただきながら問わせていただきたいと思います。

先ほどの御説明の中で、継続路線のみという話があったんですけど、2点目のところで、継続路線のみ事業を進めているいうところで、ということは新たな新設の改良事業がないという説明だったと思うんですけども、まず、そのところをお聞かせ願えますか。

大畑委員長 井口課長。

井口建設課長 成果説明書の91ページに下段のほうなんですけれども、道路新設改良事業ということで工事の実施路線につきましては、合併特例債で4路線、過疎対策事業で2路線、辺地対策事業で2路線ということでやっておりますけれども、全て計画的な継続となっている事業ですので、新しくここを道路改良しようという路線については今のところは、ない状態であります。

大畑委員長 ちょっといいですか、井口課長。

大久保さんの質疑のポイントは、現実はまだ継続路線ばかりわかりませんが、この新設改良についてどのような優先順位でもってやっているのかというのがありますので、まず、そちらのほうを一度説明いただけたらありがたいですが。

先ほどおっしゃった優先順位、評価基準を設けてやっているというお話がありましたが、その辺の説明をちょっといただけますか。

花井部長。

花井建設部長 道路改良事業におきます優先順位ですけれども、前回からもいろいろと、今の委員長からも指摘を受けとるんですけども、いろいろ緊急度とか通学路であるとか、いろいろな項目によりまして、それによって点数化しまして、それによって優先順位を決めている状況でございます。

ただ、今、井口課長が言いましたように、予算的なものもありまして、継続路線

の費用しか、まだ出ないということで、新規路線がないのかいうたら、そうではないということでございます。新規要望路線はあるんですけども、なかなか事業が進んでおりませんので、終わったら新たに新規路線も出てくるということになるんですけども、今のところ、そういうことで今、継続路線ばかりやっていますということですよ。

一応、先ほど言いました基準は、前も議会のほうへも提出いたしておりますけれども、そういう基準に基づいて一応、今のやっております事業の分についてはそういうこと。ただ、課題がいろいろとあるという指摘も受けておりますので、当然、新規路線が出るときには、そういうことも踏まえて優先順位をつけていかないといけないなというふうは考えております。

以上です。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 部長、ありがとうございます。

新規路線がないと。継続路線のみ、今している。そこで予算の話も出たんですけども、そこがこの平成28年度の決算においても、その新規の分が出ていないというのは予算が組まれない、が原因で新規路線ができていないという、まず理解でいいのかどうかということとですね。路線に関しては、この前の決算の質疑のときに都市計画の話、都市計画税から市長とも都市計画の話したんですが、もともとのマスタープランが平成10年にできて、平成17年に、たしか一度見直す計画になって、平成22年までだったものですけども、平成10年につくられたマスタープランがね。

平成22年までの事業を見ても、ほとんどその中でマスタープランに上がっている事業ができていない。防災に関してもそうなんですけれども、道路に関してもそうなんですけど、ここに上がった、マスタープランに上がっている事業がほとんどできていなくて、先ほど井口課長のお話でも、都市計画の道路でも、この普通の新設で事業がいう話もあった思うんですけども、じゃあ、何でマスタープランに上がっていて、平成22年までの計画の中のことができていなくて、その後もどうなったのかがわからないんですけども、それで継続の分だけやって道路の新設の分が、予算がないからしていないというのが、すごくこっちの腑に落ちんいうか、自分の頭の中でその整合性がとれないんですけどね、どうですかね。

大畑委員長 花井部長。

花井建設部長 まず、継続路線だけをやっている理由ですけども、今言いましたように予算的に、当時、これを今の継続路線を始めたころは、予算的に潤沢にあっ

たということで計画しておりますが、現在だんだん道路改良費というのは、ごっつ絞られている、といいますのも維持のほうに回るお金が結構ふえてきましたので、そういうことで、ただ、現在やっている部分について途中でやめるわけにはいきませんので、それをまずやっていこうということでございます。そういう意味では、お金がないからというのは、そのとおりなんですけれども、そういうことになっております。

それから、先ほど言われましたマスタープランの関係でございますけれども、基本的に都市計画事業は、マスタープランに乗ったからできるわけではなくて、まず、そういう都市計画施設の決定をしないといけないことが。現在決定されているのは、区画整理は廃止になりましたが、都市計画道路と雨水幹線が決定されていますけれども、それ以外の事業をするときには、まずその決定をしないといけないということで、マスタープランに乗っているからというわけでは、できないということになっております。

先ほど言われましたマスタープランを、平成10年3月につくったものでございまして、今言う都市施設のそういう決定をする上での指針になりますので、それに基づいてということであることになると思います。そういう意味で、せせらぎ公園なんかも本来、最終的には都市施設としておりますが、当時実施しておる中では、まだそういう決定をされていないということで、都市計画税が投入できなかったというのが現実でございます。

それ以外にも総務のほうでも多分聞かれたと思うんですけれども、都市計画税の額1億円、ちょっと多いですけれども、その分について投入先として下水道の起債償還ということになっておりますけれども、そちらのほうに十分充てられることがあったということもあって、道路のほうには現実的には充てられる事業たくさんございましたけれども、充てていないということでございます。

もう一点、都市計画税を充てるのには事業認可を受けないといけない、県の事業認可を受けないといけないということで、そういう手続をしないといけないということもありまして、基本的には下水道の都市計画税を充てる部分がありましたので、そちらにのみ今、充てたような形になっておりますが、結果的にそういうことになったことで、実際には充てれる事業はやっておりますので、そういうことかと思っております。

ちょっと答えになっていないですかね。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 部長、ありがとうございます。

都市計画の決定だとか、事業認可だとかいう話に入っていくと多分、この決算審査ないというところに入っていくし、公共下水への都市計画税の投入が不公平じゃないかという議論をここでしてしまうと、もうそれは全てこの前の福元市長と決算の質疑の中でしたことなので、そっちのほうには一切入っていかないが、今日の決算の質疑の流れだろうと思って、今、部長からいろいろと御説明受けたんですけれども、その部分の話に入っていくと、やっぱりさっき部長が言われたように、事業認可が要るんだとか、決定がなければとかいう話あったもんですけれども、決定もしていただきたかったし、事業認可も受けていただきたかったというのは率直な気持ちなんです。

ぜひこの道路に関しては、今、継続だけで進められている。でも、都市計画の中には多くの計画道路もあって、それはもう認可受けている分なんですけれども、果たしてそれが今の時代に合うてるのかどうかということは、先般、福元市長が答えられた職員プロジェクトいう中に、これから検討するという中に全て含まれてとるんだと思うんです。ぜひ時を置かずに進めていっていただきたい。この平成28年度の道路の新設改良事業の決算書から、そこまでぜひね、部長、進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

大畑委員長 花井部長。

花井建設部長 都市計画マスタープランのお話だと思うんですけれども、先ほど議員も言われましたように、平成10年3月に策定したものでございまして、既に20年になろうとしておりますので、当然もう見直す時期に来ております。平成27年度には土地区画整理を一部変更いたしましたし、昨年度には都市計画道路も廃止いたしておりますので、そういうことでマスタープラン、できるだけ早期に見直さなければならぬなあというふうに考えております。

そのマスタープランを見直すのに大体2年ぐらいかかるというふうに、一般的にです、聞いておりますし、当然いろんな人の御意見も聞きながら作成すべきものというふうに考えておりますので、今年度からその下準備的に、ちょっと動かしていただいて、いろいろと関係機関に協議はしておりますが、そのやり方とかも含めて検討させていただいて、できるだけ早期に立てていきたいなというふうに思います。

大畑委員長 部長、ちょっといいですか。部長、先ほど大久保さんの質疑なんですけど、先ほど、山田下広瀬線、今年計画決定うってる道路ですが、これを通常の道路改良事業でやっていると、そう位置づけているというふうに答弁ありましたけど、

これは、なぜ都市計画事業の認可を受けてやらないのか。認可を受けてやれば、先ほど言われているように、都市計画税の充当が可能なわけですけれども、その説明をちょっとしてください。

花井部長。

花井建設部長 今言いましたように、山田下広瀬線については都市計画決定受けていますので、できる事業です。ただ、事業認可を受けていないと投入できないということで、その点いろいろな予算的にどういうものを使うとか、いろいろ検討する中、また、法線検討する中で、本来はそこまでやるべきだったんですけども、先ほど言いましたように、都市計画税を使うところがありましたので、今まで同様の考え方でありましたので、あえて、認可を受けるのにもコンサルを入れて、そういういろいろの費用をかけて手続しないとイケませんので、そういうことも含めて基本的には、そこに投入できるので、あえてというような思いもございましたので、現在のところ投入いたしておりません。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 いや、委員長、僕、花井部長の説明で、僕は、この問いに対しては了解して進んでいっとるんですわ。

大畑委員長 はい、わかりました。

大久保委員 お願いします。

花井部長、さっきおっしゃられたように、これからの新たな時代に即したマスタープランをですね、本当に2年言わんと、最初の計画から数えて、もう50年が過ぎとるので早急に進めていって時代に合うた形の、これからの宍粟市の将来を描けるようなふうにしていただきたいというのが願いですのでよろしくお願いいたします。

続いて、2番行ってよろしいですか。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 続いて、2番のほうに行きます。これもさっきの流れとほぼ近いんですが、道路の維持修繕事業、これ成果説明書91ページの上段なんですけど、長期間の都市計画の規制の中、特に区画整理事業は、網かけがあったところなどが道路の改良、大幅改良、新設ができなかった思うんですけども、そこら辺のところも多数あって、果たして、この道路の維持修繕事業の中で、公平な道路の維持修繕が行われとるのか。網かけがあったことによって、さわれなかったところが、なおざりにされているん違うかなというふうに見えるわけなんですけれども、そのところをまずお答えいただけたらと思います。

大畑委員長 花井部長。

花井建設部長 今言われましたように、確かに道路改良とかになりますと、当然そういう計画がございますので、できない部分がございますが、維持修繕については、基本的には壊れたものをすぐ直すとか危険性もありますので、基本的には即対応してきていると思います。

そういう区画整理区域の中でも実際に路肩が崩れましたとか、舗装が傷みましたということになれば、その都度修繕しておりますので、維持修繕につきましては原則、優先順位というよりも、どれについても、すぐに対応するというのが原則だというふうに考えておりますので、基本的に、そういう都市計画があったので、できていないというところはないように僕は思っております。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 部長、わかりました。一度また、その城下なんかの区画整理事業かかかったところの道の状況いうのも一遍、建設部の幹部の方で一遍見ていただけたらと。本当に狭い道が多いとか、何でここ、こんな状況なんと思うところも多々あると思うので、一度そこのところは網かけがあった中でも維持修繕ができていというお話だったんですけど、現状も含めて、そこの公平性が担保されるように、忙しいと思うんですけど、見ていただけたらと思います。

それと、維持修繕に関しては、自治会からの要望が多いと思うんです。維持修繕に関してね、自治会からの。そこの優先順位はどのようにつけられているのかということをお尋ねします。

大畑委員長 花井部長。

花井建設部長 基本的にはその危険度を見て、道路に大きな陥没とかあるということになれば、すぐ対応しないと危ないですので、そういうもので、ある程度は決めています。原則、言いましたように基本的には、すぐ対応する。ただ、予算を置いてしなければならぬ事業については次年度という形になりまけれども、小さなもの、それから、そういうものについては即対応というのが原則ですので、そのほかとごつつ差をつけているとかいうのは、ないというふうに僕は思っています。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 じゃあ、自治会の中での、自治会からの要望が多いと。その中で早かったり遅かったりいうことは、ないという理解でよろしいですか。

大畑委員長 質問の趣旨はわかりますか。

花井部長。

花井建設部長 当然いろいろな自治会ございまして、自治会で毎年のように、いっぱい出してこられるところもありますし、全く出されないところもありますけれども、基本的に自治会からの要望でないといけない部分がたくさんありますので、基本的には、その自治会の要望についてであると。ただ、たくさん出ている自治会、今言いましたように、危険なものは当然しないといけないんですけれども、年次的にさせてくださいというような形。修繕費につきましても、予算が潤沢にあるわけじゃございませんので、そこら辺で、ある程度バランスをとりながらさせていただくという形になろうと思います。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 ありがとうございます。さっき部長がおっしゃられたように、自治会長がかわれば、たくさん言って、次のまた自治会長かわられたら、全くその話がなくなる自治会も多々あると思うんです。そこら辺のところも公平性が担保できるようにお願いしたい。

それと、きょうも花井部長が何度もおっしゃられる中に、予算がと。ここにこれだけの宍粟市という広大な面積を抱えているところが、建設関係に関してのところは予算のおき方等が、きょうは決算の審査なんですけど、決算の審査を通じて思う次第です。公平性が保たれるように、今、部長が説明されたように、よろしく願いします。

これで、質疑を終わります。

大畑委員長 今の久保議員の質疑の範囲で、1番、2番関連質疑ございましたら。

田中一郎委員。

田中一郎委員 通告はしていないんですけれども、通告書を見てますと、道路に関するところは久保委員で終わりのようですので、関連質疑ということで、先ほども修繕維持という項目が出ましたので、成果説明書の93ページ、事業名が交通安全施設整備事業、通告いただいております資料の23ページにも、交通安全施設費として計上されております。この資料について関連質問ですので、簡単をお願いしたいと思います。

この交通安全というのは当然大切で、先ほども言われましたように、宍粟市通学路安全プログラムに基づいて平成26年からされておるんですけれども、大変すばらしいことだと思っております。

そこで、修繕等になりますと点検・調査等が必要になってくると思うんですけれども、どのような方法で実施されて、その実施・点検の期間というんですかね、それ

が定期的であるのか、不定期的であるのか。今もありましたように、市民の皆さんからの要望等で動かれているのか。その辺の点検・調査について伺いたいと思います。お願いします。

大畑委員長 井口課長。

井口建設課長 それでは、交通安全施設整備について説明をさせていただきます。

成果説明書にも書かせてもらっていますし、田中議員のおっしゃるとおりでありますけれども、平成26年度に宍粟市通学路安全プログラムということで策定をしております。この分につきましては、京都とかで大きい、児童が、事故が相次いだというようなことで、こういう点検等を実施をしております。

それで、このプログラムにつきましては、一応3年ということでやっております。ですので、平成26年、平成27年、平成28年で、一応3年間で点検をして、一応3年で完了ということになっております。

そして本年度、平成29年度からは次のプログラムということで再度、通学路を中学校区ごとに学校の関係者、PTAの方々、自治会の方々、そして、あとは道路管理者ということで、国道、県道、市道等の管理者、警察等が一堂に会しまして、問題箇所を提示して、危険度の高い箇所から整備していくと。3年をめどに整備していくという位置づけでやっております。

以上です。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 どんどん続けていっていただきたいと思うんですけれども、現状のところ調査もずっと、平成29年度もずっと続いていると思います。なので、今のところ調査の結果として、どのようなデータがあるか、わかる範囲内でお願ひしたいと思います。

大畑委員長 井口課長。

井口建設課長 平成26年度に策定したプログラムといいますか、箇所については、教育総務課のほうを担当していますので、そちらのほうから工事しとるところであります。平成29年度につきましては、先月ぐらいですかね、点検が終わったところですので、今、事務局のほうで整理しておりますので、でき次第、公表するようになると思っております。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 続きまして、よく我々道路を走ってますと、ガードレールがへこんどったり、あるときはカーブミラーが横向いったりするんですけれども、中には

第三者行為によって、そういう破損なり事例が起きるとある場合があると思うんですけども、申告があって、修理費、工事費等、示談で終わる場合はそれでいいんですけども、過去にそういうトラブル、また、第三者本人はわかっているんだけど、そういう工事費等々を請求したんだけども未収金として残って、仕方なく市が直したんだというような事例があるとすれば、簡単で結構ですので教えていただきたいと思います。あったのか、なかったのか。

大畑委員長 過去、平成28年度中ですか。

田中一郎委員 はい。

大畑委員長 井口課長。

井口建設課長 平成28年度では、そういった事故をされた人がわかられとって請求しても、お金を支払っていただけないというのはなかったように記憶しております。ただ、交通事故で、めげているけれども犯人、当てた人が、壊した人がわからないというのは一、二件あったように記憶しております。それについては、市のほうで修繕しております。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 それも後ほど、ガードレール等、第三者行為による、申告なしに未整備の分があるんですかというようなことをお聞きしようと思ったんですけども、考えてみますと、今の2カ所ほどということですので、完璧に補修、事業としては安全整備の事業が進んでいると感じましたので、これからも先ほどありましたように、生活路として、通学、子どもたち、市民を守るために、せっかくある設備が壊れていて、事故があったというようなことは、やはり行政の責任ではないかというような部分も問われるところがあるので、これから大いに、この事業を進めていってもらいたいと思います。

終わります。

大畑委員長 答弁いいですか。

田中一郎委員 はい、結構です。

大畑委員長 ほか、関連ございますでしょうか。

なければ、次の質疑に移りたいと思います。

通告に従いまして、榎橋委員。

榎橋委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

成果説明書の95ページをお開きいただきたいと思います。

福祉世帯の水道料金等助成事業でございますけれども、これ当初950世帯を対象

となさっていて、838世帯というような結果として出ているわけですね。この残りの112世帯という方は、改善されたという感じで読み取っていいのでしょうか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 この950世帯というのは、あくまでも目標であって、現在1,509世帯が申請されたんですけれども、認定されるのは838世帯ということになっております。ですから、この112世帯というのは、どういう方であるかということが目標数値からは、はっきりとは把握しておりませんが、とにかく例えば一番初めに、それだけ半分以上近い人が対象外になったということについては、まず一番初めに非課税世帯、非課税世帯というのは、6月の所得税の算定がえに伴いまして、課税か非課税になるかいうところで、ころっと変わってきます。それからまた例えば、独居老人の方が例えば施設に入られたということに対して福祉世帯は、また除外されるというようなことにもなります。それからまた、息子さんが帰ってこられて、その方が課税世帯であったとします。そういう場合には、またそれも対象外ということになります。

ですから、その対象件数について、ここ一刻と毎日、毎月、変わっているわけですね。ですから、一応950世帯を目標件数としているんですけれども、このくらいであるということと、それから、もう一つは、その世帯に対しまして、当然、広報や民生委員の方がこちらに相談に来られます。そういうところで、どうですかと言うんですけれども、息子から仕送りがあるんやとか、それから、財産があるんやとか、それはええわと言う方もおられます。いろいろですから、そのことについて、この差の112世帯ということについては、把握はできてはおりません。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 そうしましたら大体、大筋で、この方たちで大丈夫だと。漏れていたり、支払いがちょっと困難だとか。滞納になったとか、そういう方とかはいらっしゃらない。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これが対象になる理由の一つとして、一つは、滞納ではないということがあるんですけれども、滞納である件数はちょっと1件あるんですけれども、現在そういうところについては、こちらのほうから相談しに行っているということで、どうにか納めてくださいよ、そうしたら対象になりますよというようなことも、こちらのほうからは言っております。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 大変だと思えますけれども、漏れがないように御努力をお願いをしたいと思います。よろしいです。

大畑委員長 関連。

山下委員。

山下委員 それでは、同じく主要施策の成果95ページの福祉世帯水道料金等助成事業について質問させていただきます。通告に基づいて質問をさせていただきます。

この対象の838世帯は、住民税が非課税の高齢者世帯、あるいは、障がいのある方が属しておられる世帯、ひとり親世帯、水道使用料が少ない世帯ということですが、それぞれ何世帯となっているのか教えてください。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 それでは、その838件の内訳なんですけれども、高齢者世帯といますのは、ひとり親か夫婦か、そういう世帯なんですけれども、それが現在703件で、一番多いということです。これは、やはり高齢化が進む中で、ふえていく可能性はあるということでもあります。

それから、障がい者等の方がおられる独身世帯が83件、それから、ひとり親世帯が50件、それで使用水量が少ない世帯は2件ほど。ほとんどないです。しかし、この中で、高齢者世帯の中でも独居老人、それから、ひとり親世帯で母子家庭、寡夫家庭、そういう家庭がだんだんふえているのでないかなと。こちらのほうでも、やはり給水停止なんかで話をしに行く場合に、そういう家庭をよく見かけると。そういう家庭については、もうこちらから実際に本人と会って話をし、それで解決していこうと考えております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 お話伺って、非常に丁寧に接してくださっているなあと思うんですが、一つ私が考えていかなければならないなと思うところが、この障がいのある方が属しておられる世帯、これが83件となっているんですけれども、実際に障がいのある方というのは、もっとたくさんいらっしゃるわけなんです。そこで、なぜ障がいのある方が属する世帯の件数が少ないのかというのは、やはり市民税が非課税の世帯ということであるからではないかなと思うんですが、それでいいんでしょうか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 それは、そうであると思います。例えば、母子家庭の方、ひとり親世帯につきましても、まず、とにかく非課税ということが最初に出てきますので、そこがクリアされないといけないということがありますので、それは御理解願いた

いと思います。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 そこで、障がいがある方がいらっしゃる世帯ということは、やはり障がいのある方は、今の現状において非常に就労が困難であって、やはり給料も少なかったり、全く給料がないというようなケースもありますし、また、障がいの特性上から水を本当に必要とするというような場合もあるので、やはり障がいのあられる世帯というのは、住民税が非課税の世帯のみに限らず、ともかく生きづらい障がいのある方のある世帯というのは、水道の助成の対象にするべきなのではないかなというふうに私は以前から考えてきているんですが、そのようなことについて、お考えになったことはありますか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 そういうことで特に高齢者につきましても、障がいのある方につきましても、また、母子家庭、そういう使用水量が少ない人につきましても、私どもが考えるのは、取り組み、世帯分離を考えるわけです。といいますのは、例えば世帯分離で、同じところに住んでおられる。そやけど、高齢者だけが世帯であれば、そやけど、それが公平なことなんかというようなことも例えば考えるわけです。最後になったら、本当は高齢者だけおられるんやけども、払われ方が例えば、全然住んでいない息子さんが払われとるということもございますので、そういうところは、その場合、管理はして、常に、こちらで判断させていただいております。

それと、もう一つは、マイナンバーカードが施行されましたので、できたらこの市役所内でも例えば部署が違いましたら、非課税世帯かそういうことも、あるいは生活保護があるのか、そういうことも逆に言うたら、こちらが請求しないと簡単に聞けないというような情報もありますので、そういうことも御理解いただきたいと思います。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 ふだんから現場に接しておられて、さまざまな現状をよく理解しておられる中で、いろいろな対処法を考えておられると思うんですけども、実際に、この宍粟市の水道料金は高いということで、この福祉世帯水道料金等助成事業、本当によい事業だと思うんです。

それで先ほども、いろいろ考えた中での答えだったと思うんですが、より一層考えていただいて、本当に生きやすい宍粟市であるようにしてもらいたいなというふうに感じました。いかがですか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これからもできるだけ、水道、高いと宍粟市は言われるんですけども、できるだけそういう方には、どうにかして福祉関係の手を差し伸べていきたいと考えております。

大畑委員長 よろしいですか。

いいですか。通告させていただいていますので。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 私のほうから質問させていただきます。

上水道関係でございますが、まず、先ほども山下議員おっしゃっていましたが水道料金が高いということで、これは共通の認識だと思うんですけども、こういう高い要因といいますか、それについてどのように分析をされているか、まず教えてください。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 特に宍粟市の水道の使用量を、誰が使っているのかということにつきまして考えたんですけども、一般家庭が一番多いです。90%前後が一般家庭です。それで特に、よく比較されるのが、ここでは赤穂市です。赤穂市は、ものすごい、20立米だったら、宍粟市だったら3,500円前後します。しかし、一般家庭の料金は、赤穂市であれば800円台になります。その差がごつつうあるわけなんですけれども、これはなぜかといいますと、赤穂市は工業用水が6割から7割、7割前後をもう占めていると。その分、あと3割が一般家庭の水道料金であるという結果が出ております。

ですから、そういうことで一つ、幾らか水量を使われる業者がおられますけれども、市内のほうでは専用水道といいまして、その工場や会社でつくられる水道があります。それは、そういうことで大量に使われる業者さんは余りおられないということになります。ですから、そういう業者さんにできるだけ水道水を使ってくださいということも、PRすることも一つではないかと考えております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 赤穂の場合は、そういう大口の利用者があって、そのことで一般市民の負担は低くて済んでいるというお話で、宍粟市の場合が、一般家庭が90%ぐらい、そういう大口が少ない、そういう宍粟市に似たような自治体と比較したら、どういふふうになりますか。そこに何か宍粟市には特別な要因というのがありますでしょうか。どこか比較する自治体ございますか。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 一つ言えることは、宍粟市は、そういう水が豊富な地域ではないかと思うんですけれども、やはり1人当たりの1件に割った水量が日水量も低いんですね。それがもっと例えば、1日200リットル台だと思うんですけれども、それが300リットル台に上がるようなことがあれば、それは当然、水道料金にはね返ってきますし、それで安くはなると、一つの要因ではないかと考えております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 どこか比較検討するところありません。調査してません。

わかりました。また比較できるところあったら、その同じような自治体で、どこがどう違うのかというところをちょっとまた教えてほしいと思っているんですけれども、私、一つ思うのは、いかに効率よく水がつくれてるかとか、その水を皆さんがしっかり飲んでいただいているかということで考えて、何ほか施設自体に、僕は、膨大な施設、宍粟市全体でいうとね。その施設整備に対して水道料金に上乘せをされて高くなっているんじゃないかなということも思ったので、何点かちょっと細かく聞きたいんですが、監査委員の報告書資料がございまして、その意見書を書いてある2ページ以降ずっと、水道の公営企業会計の監査委員の意見がずっと出ているんですけれども、この中で何点か見てみたいんですけれども、まず施設の利用率ですけど、宍粟市の場合、平均利用率が63.35%ということで、昨年度より0.48%マイナスになっているんですが、この63.35%というその平均利用率、この数字の意味するところは何なのか、ちょっと教えてください。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 各施設の日平均配水量というものがございまして。今、18施設があると思うんですけれども、それを配水能力、それが何万トンという数字があると思うんですけれども、それで割った数字がその数字です。

昨年より落ちた理由としましては、一つは、昨年は平成28年の、平成27年度ですけれども、1月26日に、ものすごい異常寒波がございました。そのときにほとんど北部のほうでは配水池が減ってしまうと。漏水か、破裂か、わかりませんが、そういう状態が起きたので、去年は多かったんですけれども、今年は、その一番多かった配水量は盆か正月かだったので、大みそかの日に一番多く出ました。それが普通であろうと思います。

以上です。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 この63.35%という利用率の意味なんですね。実際この施設は、計画給水人口4万1,200人の計画でつくられている施設。それが63.35%、平均ですけど、年平均で60%台しか利用されていないというふうに見たらいいのか。あと、その三十何%、40%近くは遊んでいるというふうに見ていい数字なのかどうかということをお伺いしたい。それがもし遊んでいるのであれば、そういう分まで水道料金に上乘せられているんじゃないかなという、そういうふうを考えるのは間違いなのかどうか、ちょっと教えてください。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 全て100%ということは、まず期待できないかと思います。当然、例えば塩素濃度が低くならないために、どっかで流していると。北部のほうではやはり有収水量、こんななりますけれども、有収水量やそこらは、ものすごく低くなつるので、やはり効率は、使っていただかなければならないと。63.3%は大体、多分、去年の全国平均が60%前後でありますので、全国平均ぐらいでありますけれども、やはりもっと使っていただいて、どうにか有収率を上げて、とにかくお金になって、誰にも還元されていかないといけないとは思っています。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 有収のほうはまた次にちょっと質問するんですけど、施設がそれだけ利用されていないということは、先ほど赤穂の例がありましたけど、そういう大口がないから、あんまりつくっても水が売れない。だから、ある程度水が売れる範囲でつくっているから、このぐらいの稼働率になるんだということで解釈していいですか。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 やはり宍粟市の場合は、ポンプ場、配水池、浄水場、そういうものを合わせまして大体200の施設を持っています。普通だったら、こちらで言えば、太子町だったら2カ所の配水池でもう十分、人口も3万何千人おるかわかりませんが、それが賄えるわけです。ですから地形的な、ものすごい、そういう不利な点はございます。とにかくそれが一番大きいのは、やはりこういう大きな浄水場ではなしに、小さい浄水場がやはり当然、利用率が悪いという結果は出ております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 その利用率、悪さはわかるんですけど、これは先ほども言いましたが、計画給水人口4万1,200人でもって、その能力が決められていると思うんですけど、

現在給水人口が3万8,478人、現在でも2,700人ほど、計画から比べて減ってきているわけですね。今後も人口予測からいいますと随分減ってまいりますので、あくまでも今のそれだけの施設を維持しようとお考えなのか、今後についてはどのように、その辺は考えておられますか。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 このことについては今後、高料金対策ということがまた出てくると思うんですけれども、高料金対策を受け取ろうと思えば、その経営戦略、そういうことが出てくるかと思えます。これについては上下水道とも同じです。上下水道でどれだけ経費を削減できるか。人口の減にどれだけ対応できるかというようなこともありまして、それから、どこの施設へ、農業集落排水の施設にしても、どこの施設につなぐんだということになりますと、当然、特定環境保全公共下水道の施設につないでいくのが一番効率がいいんじゃないかと、そういうこともございますので、これからはそういうことを検討していかなければならないと考えております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 次に行きますね。福井課長で答えられない分があるかと思うので。何でもこういうことを聞いているかといいますと、きのう企画総務の審査がありまして、やはり財政的に厳しくなっていると。その中で公営企業会計への繰り出しを今後検討しなければならないというふうな話があります。そうなりますと独立採算ということを見ると、どうしてもまた市民への料金負担ということにつながるんじゃないかという、そういう心配がありますので、その視点からちょっと質問させていただいた。

それから、二つ目ですけど、有効水量の問題と有収水量、有収は、水道料金として収入できた水の量だというふうに思います。これも実際つくっておられる水全体の中で、料金に反映しているのが85.78%、去年よりも1.49%プラスになっておりますが、これが85.78%という数字の意味するところを少し教えてください。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これが言いますと、例えば配水量が100トンあったとします。100トンあったとして、100トン売れた。100トン配水した。それが100トン同量も、水道メーターを通れば当然、100トンの料金が上がってくると。単純に考えるんですけれども、しかし、それが100トン出してみても、85.78トンしか水道メーターをくぐらなかつた。あとの15トンはどこへ行ったんやという話になりますね。これが、例えば漏水であったり、水道の塩素を絶やさないと末端配水で配水したりした

ところであります。

ですから、もうとにかく水は、誰もが使っていただける。それと、その分が全部お金になると考えたら一番理想的なんですけれども、どうしてもその理想の100%につきましては、まず行く可能性は、なきにしもあらず、ないに等しいと思います。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 有収水量の率の考え方はわかるんですけど、その15%も、お金の結びついていないということは、それは漏水ということだけで解釈してよろしいんですか。

田中副委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。先ほどの委員長の御質問にお答えします。

まず、これは漏水かと言われるますと、漏水も幾らかは入っております。ただ、漏水につきましては毎年、計画的に漏水調査を実施しております。

まず、一つの問題といたしまして、この宍粟市、管路延長だけでも約620キロという途方もない管路延長がございます。といいますのが、これ一つの場合、北は引原、西は千種の西河内、それから三方、山崎、城下、戸原、全てのところについて上水道が整備されております。

その中で例えば仮に、山崎町の上寺浄水区の有収率は90.4%でございます。ちょっと比較して、まことに申しわけないんですけども、千種につきましては68.4%、これ、なぜこんなにまた違うかということがあります。一番の問題は、水道と申しますのは、水道法という厳しい法律がございます。夏は、末端で0.2ppm以上の残留塩素がなければだめだよと。冬は、0.1ppm以上の残留塩素がなければだめだよと。これを維持管理業者が毎日、末端に行って測量しております。使っていただかないと塩素は、夏場でしたら二日もたてば、もうなくなってしまいます。ということはどうするかといいますと、水をもったいないんですけども、調整水という方法で川等に、溝等に流させていただいております。それらの水があります。人口密度が低いところほど、こういう状態でございます。

また、宍粟市の場合、ほとんど離れた一軒家がぼつぼつとあります。そこまで水道が全部行っております。管路の、その家が全て水道を使っていただいて、お風呂も使っていただいてしたら水は回るんですけども、あとまた下水のほうで私ちょっと言いますけれども、井戸水、山水、大変多く使われています。飲み水だけ水道という、もう非常に辛い状態で経営しております。この辺、御理解いただきますよう。

しかし、水を持っていかなあかん、これはもう使命でございます。安全な水を宍

粟市の市民の末端まで持っていくということでやってございます。御理解よろしく
お願いいたします。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 福岡次長の説明で現状よくわかりました。その上で、ちょっと今の経営
のほうの効率的な考え方からもう一つ聞きたいんですが、給水原価と供給単価、水
をつくるのにどれだけお金がかかって、実際、その利用者からいただいている金額
がどのくらいかという単価のところでちょっと、これも決算委員の意見出されている資
料の10ページに出てくるんですけども、宍粟市は、水をつくるのに必要な経費、
そういうものを算出した給水原価が本年度320円39銭というふうに書かれておりま
す。去年よりは13円77銭安くなっているということで、幾らか努力があるんだろう
と思います。

この水をつくるのに320円かかって、利用者からいただいているのが184円25銭と
いうことで、非常にこのバランスが悪いだろうというふうに思うんですが、この辺
の原因について、ちょっと教えてください。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これにつきましては、特に給水原価の中におきましては、減価
償却費がきいております。減価償却費がもう3分の2くらいは、もう行っておるん
じゃないかと考えております。それはなぜかといいますと、それだけ200カ所という
ポンプ場、そういう施設をあわせてつくっている。それから、今、次長が言いま
したように620キロの管路を整備している、その減価償却費でございます。それが
一番きいていると。

それが給水単価にしましては、これはできるだけ、それだけに見合う金額まで、
給水原価に見合う金額まで上げたらええんですけども、そんなわけには多分、近
隣市町の関係で、いかないと思います。それは何かといいますと、これが今言いま
した高料金対策でできるだけ、高料金対策といいますのは、そういう地形に恵まれ
ない地域に対しては、そういう格差是正を求める意味で交付税措置されている対策
費でございます。それで賄っていると言えますけれども、少しは今回、損益計算書
で見ますと8,000万円ほど出とるんですけども、これが全て現金ではありません
ので、そこは、御理解はいただきたいと思います。それで、どうにか埋めていると
いう状態です。

以上です。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 水をつくるのにかかる経費の中で、減価償却費の占める割合が非常に高いと。それは膨大な200カ所に及ぶ施設とそれから管路が620キロになるという、やっぱり施設のところが高料金にはね返ってきてるのかなというふうに思うんですね。市民にとったら、この1立方メートル当たり136円、損をしながら水をつくっていると。今の料金ですけれども、やっぱり飲んでほしいと思いますけど、やっぱり高いと、どうしても節水をしなければいけないということで悪循環になると思います。

ですから、市民がだんだん高い料金の水道を使わなくなれば、さらにまた経営が厳しくなっていくという、そういう悪循環だと思うんですけど、いろんな努力はされていると思いますが、今後、水道料金を上げないで、いかに公営企業の経営も安定させていくかということで、どのようなことをされるのか。これも経営戦略の話になるのかわかりませんが、ちょっと最後にお答えいただけたらと思います。

田中副委員長 福井課長。

福井水道管理課長 できるだけ上げないという方向で今は考えております。今は、そういう考えなしに、できるだけ経営戦略の中ではどれだけ長寿命化や、そういう施設の協力が図れるかということをもまず考えていって、その努力をして初めて、これでもできるんやということになれば、そのときはもう済みませんがいう、市民に問うかもしれません。

以上です。

大畑委員 じゃあ、私、終わります。

関連。

山下委員。

山下委員 申しわけありません。一つ質問しようと思って忘れていたんですけども、上水道で今、給水が停止されている世帯数とその人数、教えてください。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 現在停止しているのが45件、前年度、平成27年度末が36件だったんですけども、45件になったということでございます。

それまでにいろんな方策ととるんですけども、督促で4,134件、それで催告について1,670件、ほか停止予告についても1,619件、それで停止執行通知を書いたのが685件。それでも全然何にも、電話にも応じてもらえなんだいうところにつきまして、しているわけなんですけれども、この件数につきましては、全ては状態も大体知っております。

井戸を、山水併用である家が4件。その一番多いのが不在である。いうことは例

えば、もう1週間に一回、一月に一回ぐらいしか、仕事の関係で帰ってこれないというような人が39件。それから、全然生活の状態がないいう、その他、わかりませんけれども、2件ほどあるという結果でございます。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 その不在であるところが39件、あるいは山水4件、あと2件の方、ちょっとわからなかったんですけど2件の方の、合計45件が現在のところ、水道が使えない状態であるということで、この不在の39件がちょっとよくわからないんですけども、仕事に行かれてたりしたとしても、一般的な生活されていたら、水道料金は払うと思うんですね。ちょっとわからないんですけど、この45件の方を生活保護につなげていくというようなことを、これは社会福祉の関係になるかもしれないんですけども、そういったところも考えてもらっているのでしょうか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 私どものほうで、年寄りやそういう方についても、そこに住んでおられる方について何件か、社会福祉のほうに相談しに行ってくださいよ、私らのほうからは言えませんので、来てくださいよいうて言うた家は何件かあります。しかし、大体おられない家庭といたしますのは、ひとり世帯で住んでおられて、仕事は全然違うところに行っておられると。そういう家庭がもうほとんどです。ですから、いつ帰ってきてるのやわからんと、ほんな、もうとめとくかいう、とめておかなければ、うちも調定がふえて、それだけ滞納がたまっていくということになりますので、そこは理解してもらっております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 まず、水道料金が払えないということは、やはり生活に困られているということが想像できますので、社会福祉部のほうに尋ねてみることにします。

大畑委員長 ちょっと漏れておりました、私。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 1点忘れておりました。委員会資料の51ページに水道事業の概要というところで、未加入者の欄があるんですが、この未加入者の加入対策とありますが、その辺についてどのように考えられていますか。

田中副委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。この未加入者といいますのは水道未接続者、宍粟市につきましては未接続者につきまして、この山崎・一宮・波賀につきましては、も

うほぼ100%でございます。といいますのが事業当時、かなり昔なんですけれども、もう入るのが当たり前、どこでも入ってくださいという強権力みたいなものが町にございました。

それから、一番最後に事業をやりましたのが平成16年度から始まりました千種の簡易水道、そのころになりますと、そういうようなことがもうできない時代になっております。極端なことを言いますと、昔、一宮とかでしたら、もう必ず接続してくださいと。しかも、接続しなくても基本料金は払ってくださいという、そういうようなことが昔はできよりました。ところが、そういうことが今はもう全くできません。

ということで千種につきましては、普及率100%なんですけれども、接続率は今、平成28年末で83.9%、ここで大体頭を打っております。私も千種に4年間あって、もう説明会も入り、いろんな方にお話しさせていただいてしたんですけど、なかなか伸びません。それで先ほど言いましたように有収率は、その低さがゆえに68.4%でございます。

例えば、ここに千種の方おられるのですけれども、大概の家は全部もうメーターがついておると思います。これを今からどうしたらいいかということ。あとはもう、これ一つの原因といたしまして、千種町は、水道よりも下水のほうを先に優先させて事業をしてしまったような現状がございます。水がないのに下水をしてしまう。どうなるかといいますと、皆さんは、山水を引かれる、個人で50メートル級の深井戸を掘られる。隣保水道をそのとき町が補助しています。つくられました。もう水道水もうつくっているんですわ。ところが、その水道は、簡易水道やとか特定水道、また個人水道、山水道、井戸。

保健所からいいますと、この時代に、こういう一つの町が、3,500人・4,000人規模の町が、水道がないなんか言うても、それは日本でもないことやいうことで、かなり厳しい指導が入りました。ということで合併前の平成16年に認可を急遽、千種町は取りまして、それから4カ年をかけて水道を全地区に張りめぐらしたわけでございます。

というようなことで、水源を既に持たれておる所に水道をつくったわけでございます。言うなれば、千種に行きますと蛇口が二つあります、飲み水と。しかし、私、千種におりまして、よう聞いたんは、洗濯したら全然違うと。山水で洗濯したら、もう茶色かったんが今は、水道水は白いから気持ちがいい。

これは、あと下水のほうでも言いますけれども、一番今、問題になっております

のが、山水の汚染でございます。もうシカだらけになりよりも。そういうふうなことで、じわじわでございますけれども、また、下河野なんかは、21年災でもうすごいことになりました。山水道が全て壊滅しました。そういうようなことで下河野なんかはみんな水道に入られます。というようなことで、じわじわですけれども、伸びよりも。今後、啓発活動が続けまして何とか、私が思っておりますのは、90%まで持っていきたいと思っております。

以上でございます。

大畑委員長 わかりました。

関連。神吉委員、どうぞ。

神吉委員 関連で質問させていただきます。非常にしんどい状況の水道事業ということをお聞きしとるんですけど、その上でちょっともう一つお聞きしたいのが、ちょっと事前通告しておりませんが、簡単にお答えいただいたら構いません。

成果説明書の101ページにあります上水道水源確保対策事業の件でお伺いしたいんですが、事業の目的として2カ所の水源井戸を建設するというふうにあります。これ詳細、具体的なことで説明いただけますか。

大畑委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。これはもう水源の確保対策事業ということで、山崎に水があるのに何でこれやるんやというようなことで、よく質問をどこともありません。

まず、一つ目の問題としまして、山崎は今、今宿の井戸がございます。そこから単一水源いいます、一つの井戸から一つの導水管で、上寺浄水場のほうに水を持って上がっております。これが42年を経過しております。導水管の、いつ破裂してもおかしくない状態で、400ミリの導水管が入っております。

ただ、その単一水源いいます、これ今、厚生労働省のほうは、もう複水源になるべくしなさいよというような指導も入っております。今、井戸を掘るということは、この単一水源を何とか複水源にして、今ある井戸を補修する、また、井戸ざらえとか、今の状態では単一水源ですので、井戸さらいもできませんし、導水管の補修もできません。といたしますのが補修をやれば1カ月間ぐらい、山崎町は全く水が出ない状態になります。そんなことで、いつ破裂するかわからん、42年もたちました、ぼろぼろの導水管で何とかやれております。

今、といたしますのは、この事業、水源見つけるのに大変苦労したんですけれども、段と中井に2本の井戸を掘りまして、山崎町が今使っております一日の平均使用料

8,000トン、これ以上の水源を今確保しております。これを何とか、この水を今年度、来年度、再来年度かけて上寺まで持って上がりまして、そこで、その8,000トンの水を送りながら今度は、この今宿のほうの水源を井戸ざらいをしたり、導水管のパイプ・イン・パイプ工法と私は思うとるんですけれども、掘らんでもええ、パイプの中にパイプをもう一本入れるいうふうな方法がございます。それをしまして、そのときにはもう新しい水源がありますので、今宿のほうはもちろん断水できます。というふうな工法で何とか山崎町を複水源化をして、災害に強い町をつくりたい、こういう考えでございます。

以上でございます。

大畑委員長 神吉委員。

神吉委員 そうしましたら、その2本あるということは、常時2本で給水することになるんですか。それとも1本をメンテナンスしてるときに1本使う。1本使っていないときがある。メンテしてこう、こういう使い方をするということですか。

大畑委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 その辺、実は今ちょっと、正直言いますと、かなり水が、ええ井戸を掘り当てたもので、単一水源でもできるのはできるんですけれども、ただ、これ、やりますと、ポンプがもう死んでしまうんですわ。これ、ポンプというのは、ずっと動かしたかな、やっぱりあかんもので、もし例えば、今度できました段と中井の井戸が非常にええ井戸やと思う。特に、段の井戸なんか、そのまま飲めるほど、いい井戸なんですわ。その井戸ばかり使いますと今度、今宿のポンプが今、4基おるんですけれども、大きなポンプが今宿、そこからもう上寺まで押し上げる力を持ったポンプが、それが錆びてしまうんです。だから、それもやっぱり動かしてやらなあかんのですわ。やはり複水源化といえますのは交互に使うということで、御理解をよろしくお願いします。

大畑委員長 神吉委員。

神吉委員 その事業の費用で、平成28年度で3億円ほどの予算で使われていますね。今後の事業の内容に13億円というのが、これが、わからないのが3億円で掘り当てたというふうに解釈するんですか。それとも何かをつくった。その下の事業の成果のところ、予定水量の確保が図れたというのは、どこまでできたということになるんでしょう。

大畑委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 3億円につきましては、井戸の2基分の建設工事でございます。

それで、この図られたというのは、目的水量であります8,000トン、日量8,000トンの井戸が確保できたということでございます。今年度は、まず導水管の水管橋、段の水管橋から始めまして、それから今度、大変難工事なんですけれども、町内を通りまして、今の予定では商店街の中をみたいな、大変御迷惑かけるんですけれども通らせていただいて、上寺まで水を持っていく工事が再来年ぐらいから始まります。

大畑委員長 神吉委員。

神吉委員 商店街を通るんですね。驚きますね。

じゃあ、そうしましたら先ほど言いました13億円かけて、その工事が進むということになるんですね。

また先ほどの一番初めの話に戻りますけれども、大畑委員長も質問されておりました水道料金のところなんです。また厳しい話になるかもしれません。赤穂なんかに比べると、ものすごく高い水道料金が、こういう工事をすることによって、またさらに上がるのではないかという疑問が出てきます。そこをちょっとお答えいただけますか。

大畑委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 御心配は、もうごもっともでございます。ただ、このまま放置すれば山崎町は、ここ数年のうちに水がもう出なくなります。必ずそれはもう、この前、ある市の幹部とも話したんですけれども、突然400ミリの導水管がぶち破れて道路が大陥没して大事故が起きたというようなことを聞いております。もう42年といえますと、人間でいいますと、もう八十回っております。もういつ、どこで破れても、血管がもうぼろぼろになっております。というようなことで私ども、これ大変難工事でございます。できたら避けて通りたいけれども、避けて通れんですわ。いいますのはこれ、前も言いました、言いますけど、これ山崎町で人口を食い止めなんたら、もうこのまま行ったら全部たつの行ってしまいうんですわ、人間が。せめて水ぐらいは、きっちりした水を、こんな水も出んところに誰が来るかいうて、みんな、よそ行くか、例えば事業所も来ようとしても、水も出んところに来るか言うてあります。何とかもうこれだけはやらんことには、もう42年という歳月、もう機械もぼろぼろでございます。何とかこれだけはやらせていただきたいということで。それから商店街、大変御迷惑をかけます。ただ、東和通りは通りません。あそこを通りますと、えらいことになります。まち中が。

以上でございます。

大畑委員長 神吉委員。

神吉委員 老朽化であるとか、災害に強いというのはよくわかるんですが、やはり料金が高くなると、みんなが使わないというような、庭に水まくのも井戸水を使ったりというようなことをよくされていますけれど、ぜひそれを使ってでもいいから、水道水使いながら費用負担していかんだら、山崎の水がなくなるというふうに思っとかなあかんわけですね。

大畑委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 ちょっと補足よろしいですか。

大畑委員長 どうぞ、福岡次長。

福岡建設部次長 済みません。今言いました33億円、ただ、今、私らもこれ、むやみやたらにお金使っとるわけではございません。何とか3億円程度、年間3億円程度のお金を事業費でいきますと、それほど負担をかけずにできるということで、それで、ばらばらやっとるわけですね。このまま一気に、昔、例えば、私、下水やっとう人間なんですけれども、河東の下水道40億円、これ2年でやりました。そういうことをやりますと結局、これはもうしょうがなかったんですけれども、そのころ時代の流れでございます。

かかる費用を平準化して、水道会計に負担をかけない程度の金額でやっていこうという、だから時間がかかっております。というようなことでございます。なるべく値上げにつながらないように、そこらへんは、よう、むちゃくちゃ金を使いよるわけではございません。

大畑委員長 よろしいですか。

宮元委員。

宮元委員 それでは、関連で質問させていただきます。この上水道水源確保対策事業、こちらのほうが平成21年から平成32年までの事業期間となっております。総事業費が13億4,600万円となっております。今年度、平成28年度は予算が3億円、決算も3億円いうところなんですけど、それでは今後、今まで使われた事業費と今後見込まれる事業費ということで、総事業費は13億4,600万円におさまるような計算になっているのでしょうか。

大畑委員長 坂井課長。

坂井上下水道課長 失礼します。総事業費が13億円ということなんですけれども、現在、平成28年度までで一応、総事業費の約40%を事業執行しております。

それで平成29年度以降、先ほど次長が申しましたように、ちょっと長いスパンで

すけれども、それで平成32年度の完成に向けて100%を目指して事業を実施しております。

大畑委員長 ここで休憩をとりたいと思います。11時まで休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

大畑委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

質疑を続けます。

質疑のある方は、挙手お願いいたします。

山下委員。

山下委員 それでは、質疑をさせていただきます。

主要施策成果の97ページ、上の段の下水道施設整備事業（揖保川流域下水道事業）、これについて質疑をさせていただきます。

ここに平成28年の事業内容として、兵庫西エース継承分584万円と書いてありますが、この兵庫西エース継承分、この負担金の内容を教えてください。

また、これらの負担金の受益市町の割合を教えてください。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これにつきましても、西エース継承分につきましても、もともと日本下水道事業団が汚泥処理施設のみを処分するもので、建設したものでございます。これ平成14年度末に兵庫県が継承した、受け継いだということでございますけれども、そのときにまだ債務も残っていました。その債務も受け継いだということでございます。それで600万円前後ですけれども、その分が毎年、大体払っていかねばならない割り当てとなっております。

大畑委員長 追加ありますか。補足説明。

福井課長。

福井水道管理課長 それで、その分につきましても、ここで汚泥処理をしておりますのは、当然、井戸は浄化センター、宍粟市も加入しておりますね。それが全部、たつの市も、太子町も、姫路市も加入しているという分と、それよりもまず大きいのが、姫路市では市川沿いにあります姫路中部浄化センター、これが大体35万人程度の規模の浄化センターです。その分の汚泥も浄化しております。

それから白浜のほうにあります、これも10万人以上の浄化センターやと思うんですけれども、それが、東部処理場が、姫路市は、この三つを持っております。その

汚泥を送泥管、管で同じように、この浄化センターに、汚泥処理場に網干の人口島の中にあるんですけれども、その中に持ってきて全部処理しております。

それで、どういう処理の仕方といいますと、はよ言うたら焼却処理、焼いて処理する。どのように処理しているかといいますと、それを路盤材で使うとか、そういう関係で使っております。

兵庫西といいますと、兵庫東のほうもあります。神戸のほうの武庫川に一つはあります。それは、例えば処理したものをどこに使っておりますといいますと、特に神戸の町を歩かれたときに、歩道に茶色いれんがのようなあれが敷いてありますね。あれが全部、汚泥処理したものであります。そういう使い方をしております。

それで600万円前後といいますと、兵庫西でといいますと、姫路、たつの、太子については、まだ自分ととも公共下水道を持っておりますので、それも全部処理するので、ほとんど姫路市が全体の90%からそのぐらい、もう90%以上ぐらい負担していると。それで宍粟市の場合は、公共と流域と分かれとるんですけれども、5.74%になるんですけれども、そのうち31%が流域と69%が公共、公共のほうが当然、35万人規模の汚泥を処理しておりますので、相当な割合を持っております。それで全体でといいますと、宍粟市は2%ぐらいの負担ではないかと思えます。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 説明がちょっと難しくてわかりにくかったわけですがけれども、結局は、日本下水道汚泥処理施設のこの債務を後、平成14年末に兵庫県が受け継いだということで、それを毎年払っていかなければならない、その分というふうに捉えたいいんでしょうか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 もともとその汚泥処理施設つくったときには、事業費でいいますと160億円から170億円、費用がかかっております。それについて毎年、当然、補修も出てきますので、当然その補修費についても負担しております。ですから、大体もう毎年払っていかなければならないとは考えております。ですから、今のところ、この施設があるために宍粟市は、実際、揖保川流域自体が皮革の処理施設等、革処理の処理水と、それから一般家庭汚水の処理水を処理しております。

その中で宍粟市が出しているのは一般汚水のみですがけれども、それが大体、単価当たりにしまして、60円から70円程度で処理しております。しかし、全然汚泥処理施設がない加古川流域下水道、上下水あるんですけれども、ここにつきましては80

円から90円程度になっておりますので、単価は、その分は安くなっているかなと考えております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 そういうことで、この負担金というのがいつまで続くのかというような、その計画も当然立ててあると思うのですが、どのようなことになっていきますか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これは大体、その維持修繕でどれだけかかるかということが、まだそんなにわかっておりませんので、それから今後、この揖保川流域下水道自体を、規模を縮小するのかせんのかいう、人口減少の関係もちょっとわかっておりませんので、はっきりは言えませんが、県のほうも、そういうことは示しておりませんが、大体同じ程度の金額が、負担しなければならないと考えております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 そうしましたら、この兵庫西エース継承分、平成27年度は585万7,000円、それで今年度が584万円ということで、このぐらいの金額をずっと負担せざるを得ないというような状況なんでしょうか。

大畑委員長 福井課長。

福井水道管理課長 当然それだけに、平成10年前後に完成したと思うんですけども、だんだんと施設自体もそれだけに、設備がほとんどの施設でありますから、その分は経年劣化ということがかかっていきますので、その程度の負担はしていかなければならないかなと考えております。

大畑委員長 よろしいですか。

質疑を続けます。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員長 下水道についてちょっと通告をしておりますので、質疑させてください。

使用料の関係、また後で、ほかの議員の方をお願いをするとしまして、接続率の向上に向けての取り組みについてちょっとお伺いしたいと思います。

委員会資料の52ページに下水道の整備状況という資料を出していただきまして、冒頭、部長からも、全体として今年度、前年度比で0.2%の接続率増を果たしたというふうにありました。それについて具体的なところを教えてくださいたいのと、あと、まだまだ接続率が非常に低い地域がございます。この辺の、なぜこれが低いのかということと、今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

田中副委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。この下水道接続率の向上の取り組みですけれども、先ほど委員長言われましたように、52ページにありますように93.06%ということで、昨年よりも0.19%、微増なんですけれども伸びとる状況でございます。

この取り組みいたしまして、広報等で定期的に下水道接続のPRとか、また希望される自治会では、自治会単位で全戸配布で、接続推進のビラを配布しております。

この未接続家屋への指導なんですけれども、ちょっと今の時代、個人情報の方がありまして、非常にそういうことができない状況でございます。かなり以前に未接続者にダイレクトメールを送ったようなことがありました。このときに相談に来られた方は、大半が高齢者の方で、もう後継ぎが宍粟市に帰ってこんのやと。トイレをしてももう、結局トイレを済ますと便所も洗面所も全部になりますので、100万円、150万円お金がかかりますというようなことで、もうそのお金を入れるいうても、もう私らだけやからいうことで、そういう相談もかなりありました。ということで、まず一つの問題としましては、経済的な問題でございます。下水道法第13条の3、この中には、経済的な問題があれば下水道への接続は免除されると、こう明記されてございます。

それから、もう一つの問題といたしまして、依然としてまだ集合処理区内に浄化槽があります。この浄化槽で処理されている方につきましては、今、浄化槽というのは、もう法的に全く問題はございません。適正に維持管理をしていけば、これをやめなさいと強制的に公共下水につなぎなさいというようなことは、なかなか言えない現状でございます。これも昔と違って、だんだんと個人の権利というようなことで、なかなか公権力が使えない状況になっております。

ただ、この浄化槽、これにつきましては、下水道が整備される以前に入れられたものがほとんどでございます。もう20年近く経過して、そろそろ機械が経年劣化、また、水槽の母体がもうだめになる、ふたがだめになるというようなことで、そういうことになると、直すぐらいなら下水につないだほうが安いやと。

また、この浄化槽法改正されまして、かなり厳しい浄化槽法になっております。県の勧告に従わない場合、最悪の場合は懲役6カ月という、信じられんような重い処分、罰金100万円以下、もうすごい重い処分が課せられます。こんなような罰則が強化された。こういう流れから、何とか浄化槽から下水につないでいただく家が、ぱらぱらと出ております。このようなことを期待しております。

いずれにしましても、委員長言われました接続率の向上、これは、使用料収入や

公有水面の保全にとって非常に重要なことでございます。今後も粘り強く啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員長 よくわかりました。この中で細かく区域で見ますと、もともと100%の接続というのは今の経済的な問題もあって難しいかも知れませんが、70%台とか80%台、あるいは小規模なところを見ますと、50%を切っているようなところもございます。こういうところはいかがかなという感じがしますので、もし経済的な面が背景にあるのであれば、幾らか融資制度をつくるとかですね、補助金制度をつくるか、何かそういうことで負担軽減を図ってでも接続率を伸ばそうというようなことは、お考えないですか。

田中副委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 まず、ここで接続率が低いのが鷹巣の別所でございます。48%、2軒に1軒、ただ、ここについては、家がもう15軒ほどの集落で、ほとんど空き家のような状況でございます。

それから山崎のほうで、この公共エリアのほうで接続率の低いところがございます。これにつきましては、この区画整理が廃止された以降に下水をされた場所で、まだ下水が、してから、まだ何年、日が浅いというようなことで、これは、申し込みにつきましてはもう順次出てきておりますので、まだ今、ここは伸びつつあるということで御理解よろしく申し上げます。

それと、これ融資制度なんですけれども、利子に対する融資という制度があるんですけれども、その補助とか生活困窮者に対する補助とかいう、前、御指摘いただいたこともあるんですけれども、これをやりますと、これ下水道いいますのは、まずは近所迷惑にならない、泡を溝に流さない、これが一番でございます。苦しい生活の中でも、みんながしてやから、うちもしよう言うて、もうえらいけど頑張るってやろうと言ってやった、先にやられた方に対して、ずっと後まで下水流しとった人が、その人に補助をやるというのは、これはちょっと先にされた方に余りにも申しわけないかなというような考えでございます。

以上でございます。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 その補助の仕組みについてわかりましたが、やはり過去の個人負担で整備した人とのバランスも考えながら何か経済的な、しんどい部分の負担というもの

も一度考えていただきたいなということで、終わります。

大畑委員長 続けてお願いします。

大久保委員。

大久保委員 関連なんですけれども、今現在の1立米当たりの流域農集、特環等あると思うんですけれども、1立米当たりの処理費が幾らかかっているのかということと、使用料でどれくらい回収できているのかということか、もしここでわかるようだったら。わからんようだったら、また別の機会にと思うんですけれども。

それと、もう一点なんですけれども、さっきの説明の中で本当、鷹巣ですかね、例が出ましたように、これから過疎化が進んでいったときに、公共下水道につないで、ずっと過疎化が進んでいるところがつないでいるということは、逆に行政としたらその新たな負担を、新たな負担という言い方が正しいかどうかわからないんですけど、そこの維持管理・修繕等で負担というのが逆に増してくるん違うかなと思うんですけれども、そこはどういうふうに考えられとるのかなあと思います。

大畑委員長 前段の資料は、わかりますか。

福井課長。

福井水道管理課長 今、流域は今申しましたように、あるんですけれども、各集排、特環、それからコミプラ、ちょっと今の資料は、ちょっと持ち合わせていませんので、済みませんけれども、次の委員会等でお知らせしたいと考えております。

大畑委員長 この委員会中に提出は可能でしょうか。決算委員会中に。

福井課長。

福井水道管理課長 多分出ると思いますので、それは、ひょっとしたら平成28年度決算ではなしに、決算、統計の、平成27年度決算になるかもしれませんけれども、それでよろしいでしょうか。

大畑委員長 よろしいですか。

では、済みませんが、よろしくお願いします。

そうしたら後段の質疑に対しまして、答弁をお願いします。

福岡次長。

福岡建設部次長 済みません。これにつきまして、維持管理ということですかね。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 済みません。ええがい質問せんのごめんなさい。

過疎化がうんと進んでいったときに、今もずっと過疎化進んでいっていると思うんですけれども、逆に下水をつないでいると。つないでいる率の少ないところの例

も出たんですけれども、これからの将来的な本当に、こっちの家も空き家になったり、こっちの家も空き家になったりするとき、それが進んでくるということは十分想定できる思うんですけれども、その中でいえば、かえって全部管につないでいくようにすることが、これからの将来的な流れとしてはマイナスになる可能性いうのもあるん違うかなと思って、それはどういうふうを考えられとるんかなあと思って聞いたんです。特に過疎化がより進んでいるところに関して。

大畑委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 もうそれは核心をついた質問でございます。

大畑委員長のほうの経営戦略ということで御質問があった中でも、ちょっと触れさせていただこうかなと思うとったんですけれども、まず、今言われました、つなぐことによって逆に市が、お金がかかる。これは、そのとおりでございます。例えば下水道といいますのは、例えば100軒の住宅の中で、もうそれがどんどん減って行って、最後の1軒になってしもうたと。書類上は100軒規模の、100軒規模といいますが、500人槽ぐらいの、でかいあります。それも、やはり動かさなければならぬ。ということの問題が起きます。

確かに言われたとおり、今、下水道事業もちょっと見直されよります。といいますのがダウンサイジングといひまして、もう規模縮小でございます。そやから、それに見合うた規模にしてしまう。例えば、水槽でしたら、二つある水槽を一つにして、そこで電気代を安くする、汚泥の量を減らす。究極のダウンサイジングにつきましては、これはちょっと、なかなか難しいんですけれども、浄化槽にさせていただく。こういう方法がございます。もう処理場をやめてしまうわけです。

これはなかなか、もう難しいと思います。といいますのは、今まで公共ますという、家の前にますが一つあるだけでございます。これを2メートル穴掘って、幅2メートル50センチ深さ掘って浄化槽にしてくれという、これは、なかなかできるものでございませぬ。ただ、淡路なんかは、もう下水やなしに浄化槽でいこうかというような流れになっております。

確かにもう言われるとおりでございます。一番、私らの心配しとるのが、どんどんこれ今、特に波賀町なんかでは、もうすごい人口減が起きております。特にスキー場を抱えておりました大きな処理場、これスキー場がなくなっていくよります。それから戸倉につきましても例えば、もう人口ほとんどおられませぬ。処理場は、観光流入のままの処理場を運営しております。これをどないするかというのが、今から宍粟市に課せられた大きな課題だと思っております。

以上でございます。

大畑委員長 よろしいですか。

大久保委員。

大久保委員 答弁は結構なんですけれども、ちょうどこの公共下水が山崎町の議会の中でも議論されたときに、ちょっとその資料見たときに、浄化槽でいくのか、将来見越して、この公共下水でいくのかというのが議論されていて、ちょっとその資料をいただいたもので、今振り返ったときに、果たして今じゃなしに、あと10年後に振り返ったときに、20年後に振り返ったときに、どうだったのかなあと読んで読んだもので、ちょっとつけ加えて聞きました。ごめんなさい。もう答弁は結構です。済みません。

大畑委員長 上水道、下水道に関して関連質疑お受けいたしますが、ございませんか。よろしいですか。

田中一郎委員。

田中一郎委員 先ほどから水道、下水の分で、過疎地で、後の処理どうするか、今、浄化槽の話が出たんですけど、私、こういうものが出て、20年も30年も各地域、各家族の負担等々で上下水道したときの説明で、そういうことがあるから浄化槽にしたいんやいう、うちの家は山のてっぺんなので、後継ぎがおらんから浄化槽にしたいんやいうとこの話し合いの場にも出ました。そのときの答弁は、町の考えとしたり全戸そういう上下水をしなくてはいけないんやという回答で、今100%近いことになるとるんで、今議論を聞いとると、どうも何かその当時の思いの市民への説明と、いや、そうやったんやけど、ほんまは引いてなかった、浄化槽のほうがええかもわからんいうような誤解も受けかねるような回答だったので、一つそういう一宮においては過去に、そういう説明があったということだけ押さえといてください。以上です。

大畑委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。先ほど言われましたこと、山崎町でもございました。山崎町の場合、浄化槽はもう特例を除いても認めないという。なぜかといいますと、あのころ浄化槽からちょっと悪い水がかなり流れてきよったような時代がございます。その中で、もうとにかく公共下水につないでくれというふうな、これが県の方針でございます。兵庫県にありました99%大作戦、もうとにかく全て下水道をやるという、そういうことで平成3年から平成16年まで、その中の流れで、この宍粟市は下水が今もう、ほぼ100%普及しております。

そんな中で一宮町がとられました個別処理区域、百千家満やとか、福知やとか、高野、非常にこれなかなか時代を見た流れでございます。なかなか私らから見れば、やはりよく考えておられたなど。一宮は700万ルールというルールを持っておられました。といいますのが、1軒当たり700万円の費用がかかるんでしたら、その家はもう浄化槽にしてもらおうと。そのかわり、その補助金を出して、同じようにするから浄化槽にしてくださいねというようなことで大変それが、今、過疎化の中で家がなくなっていく中で、大変それがよかったん違うかなと。ただ、山崎町につきましては、浄化槽はほとんどない、ほとんど下水をやった状態でございます。というようなことで、これはほんまに、そういう状況でございますので、御理解よろしくお願いいたします。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 決してどうこうやないんやけども、また話聞きよると、だんだん話の内容を聞いてる僕がひねくれとるんかわからんねんけど、だんだん過疎地がお荷物になってくるような捉え方も、なきしにもあらずというような、ちょっと質疑応答だったので、そういう一宮の場合は、いろんなことを考えてやっておったのでというようなことをちょっと聞きたかったので質問しただけで、決算委員会と違うとるかもわかりませんが、そういうことだったんです。

以上です。

大畑委員長 よろしいですね。

それでは、次の質疑に移らせていただきたいというふうに思います。

私のほう、済みません。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 何回も質問して申しわけないんですが、成果説明書の95ページの市営中山台団地建替事業についてお伺いしたいというふうに思います。

答えがわかっている感じがして、ちょっと質問しにくいんですが、前々からといいますか、前回この計画が持ち上がったときから議会のほうでは、木質化の検討、木造化の検討をすべきじゃないかということをし上げてきて、結果、非常に難しいということで上位の県の指導も含めて、RC構造か何かという答弁だったかなというふうに思いますが、その後、若干情勢が変わっていますのは御案内のとおり、兵庫県でも県の条例ができて、県産材の利用促進を図る条例が施行されています。今年の6月議会で通ったのかな。ということで、公共施設などの木造化を、特に中高層もCLT工法が可能ですから、そういうふうに木材化を進めていって、森

林の活用といいますか、林業の活性化に寄与すべきじゃないかという見解が出てきています。そういう意味で改めて、この木造化ができないものかということの質問をさせていただきたいんですけれども、これについてのお答えはどうでしょうか。田中副委員長 太中次長。

太中次長兼都市整備課長 市営中山台団地に関しての木造化に関する質疑に対してですけれども、市営中山台団地建替事業に係る木造の検討につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、平成27年度までの産業建設常任委員会及び当平成28年度予算に係る予算委員会において説明させていただいているとおりですけれども、既存戸数30戸の建てかえに当たりまして、居室の日照と駐車スペース並びに敷地内通路を含めた建物間の離隔も必要となることから、制限された敷地で可能な建て方は、4階建て二棟となります。そして、余裕のある駐車場や交流広場が確保できることによって、少子化対策としての子育てしやすい環境や、子どもから高齢者まで安全・安心な生活環境の整備が可能となります。

構造の検討におきましては、兵庫県においてC L T活用による兵庫県産木材の利用拡大研究会が立ち上げられ、宍粟市も研究会に入り、C L Tによる市営住宅建設を研究課題の一つとして検討してきました。研究する中で、C L T工法による住宅建設には特殊な構造設計の可能なコンサルや、建設技術者の不足、材料・加工製造所の確保、建設コスト並びに波及効果等、多くの課題が見えてきました。特に、市営住宅をC L T工法を含む木造で建てる場合、耐火建築物として木造使用具材を不燃材で被覆する必要があり、現時点では、技術面、コスト面で非常に実現性の低いものとなっております。

老朽化が進んでいる中山台団地の建てかえをこれ以上おくらせることはできず、C L T工法の採用を断念せざるを得ない状況となって、鉄筋コンクリート構造として内装等、可能な限り木質化を図って設計してまいりました。

今後におきましても公共施設を建設する場合には、まず宍粟材、県産材を活用する木造建築を検討し、木材の利活用を推進していきたいと考えております。

先ほど委員長言われました、兵庫県の県産木材利用促進に係る条例につきましても、我々建設部局のほうで担う部分としましては、条例の基本理念には書いてあります。「県産木材を優先的に活用する意識を高め、余すところなく利用すること」、ここの部分をこれから担っていくものかなというふうに考えます。

以上です。

大畑委員 わかりました。今のところ宍粟市内で、そのC L Tが採算ベースに乗ら

ない、特に、こういう住宅の場合は耐火のところ、さらに金額が必要になるという。CLTは非常に、木質ですけど耐火構造にすぐれているというふうに思っていたんですが、それだけでもまだ基準に満たないというふうに解釈してもよろしいんですか。その部分だけちょっと、もう一度お答えいただきたいと思います。

田中副委員長 太中次長。

太中次長兼都市整備課長 CLTに関しましても木造建築ということで、同じく不燃材で被覆する耐火構造とする必要がございます。ですから、CLTは御存じのとおり、クロス・ラミネイティッドの大きな板材でございますけれども、その板材を不燃材で被覆するということになると思います。

以上です。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。そうしますと、どこまで間に合うのかわかりませんが、最後に太中次長が言ってくださった、県の条例の趣旨にのっとって、余すところなく木材を使っていきたいというところですね。これを大いに期待したいところなんです、具体的に全体の構造は無理にしても、どういうところで、どのように木材を活用していこうとお考えでしょうか。

田中副委員長 太中次長。

太中次長兼都市整備課長 今現在、設計が終わりまして、工事を公告しているところでございますけれども、内装につきまして木質化を図っております。その木質化といいますのも特記仕様の中で縛りまして、宍粟産材を使用するというので、利用促進を図っております。また、一番小さな部材としましては、例えば壁の裏の胴縁なんかも全て宍粟産材を使うということにしております。

以上です。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 今聞きますと、内装であつたり、壁の裏ということで、宍粟産材の魅力が外観からはちょっと見にくいんじゃないかなという気もするので、外側の例えばピロティーとかそういうもの、もしできるのであれば、それは木質でやるとかですね、構造上、しっかりカバーできるものについては極力、木質化図っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

田中副委員長 太中次長。

太中次長兼都市整備課長 先ほど申し上げましたのは一番末端の部分でございまして、まず、一番見える住居内の通路につきましては、宍粟産材で腰板を張る計画と

しております。それと、あと窓の額縁関係ですけれども、通常でしたらメーカーがつくっている建材で額縁なんかするんですけれども、ここは宍粟産材で額縁をするということで計画をしております。

以上です。

大畑委員長 わかりました。

それでは、これの関連ございませんか。よろしいですか。

では、次の質疑に移りたいと思います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

宮元委員。

宮元委員 済みません。事前に質疑は出していないんですけれども、この一般会計決算書、こちらのほうをちょっと見させていただいて質問をさせていただきます。

こちら159ページの13番委託料いうところで、登記業務委託料が1,340万円ほどになっております。私個人的に考えると、この登記業務の委託料というのは、こんなにかかるものなのかなあと、件数であったり、単価であったり、そういったことで、この金額というのは出てくるかなあと考えております。ちょっとこの辺の数字の内容をお示しく下さい。

大畑委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 今質問のありました、この決算書のページにあります、道路橋梁総務費に係る委託料の登記業務委託料の決算額1,341万円というところでありますけど、これにつきましては、ほとんどが、道路内民地があります。その解消に向けて業務をやっておるものでございまして、その業務をする中で地図を修正しなければいけないという案件がございます。というのは地籍調査を山崎町は昭和30年代、昭和40年代にやっておりますけど、この道路内にある民地を解消するとき、地図と現況が合っていないと、境界が合っていないというケースがあった場合、その土地を含む周辺の地図をまず修正してかかるという業務がありますので、その修正登記のほうに測量やとか作業が伴いますので、普通の登記業務委託料に比べまして、比較的高価になっておるということでございます。

以上です。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 先ほども質問させてもらったんですけど、その件数であったり単価であったり、そういったことはお示しできますか。

大畑委員長 答弁できますか。

榎木課長。

榎木土地対策課長 今、申しわけないんですけど、手元のほうに詳しい資料は持ってきていないんですけど、後であれば提出することは可能かと思います。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 それでは、それをお願いしたいんですけど、その道路内民地って、ちょっと聞きなれない言葉だったんですけど、市道が通ってるけど、その土地は市のものなんだけど、その登記が以前売買されたときの人の名前のままになっているというのが道路内民地ということによろしいですかね。

大畑委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 道路内民地という言い方もしますし、道路内の未登記地という言い方もするんですけど、一般的には、宍粟市内だけではなく全国的に存在しまして、昭和30年代、昭和40年代、高度成長期に道路をつくるということが盛んに行われておったときに、現在ではもう当然、その用地を取得してから道路事業を開始するという形になっておるんですけど、その当時は、まず事業ありきやということで道路を先つけてしまって、後から登記をするというような考えのもと事業が進められた中で、幾つかの分については、そういう分筆登記であるとか、分筆まではしとるんやけど、その後の所有権移転、当然売買とかそういう部分で所有権移転を行政のほうでするんですけど、相続ができなかったとかいうようなことで未登記になっておるとい案件が、いわゆる道路内民地、道路内の未登記地ということになります。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 それで、まだ以前の方の土地という登記になっているということは、固定資産税の請求とかそういったことはどうなっておりますかね。

大畑委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 その固定資産税につきましては、この道路内民地につきましては、全国的にも問題になった経緯もございます。それで宍粟市のほうも道路内民地について、未登記地について、詳細なことまで把握できていなかったという過去の経緯がありますので、それを平成25年だったと思いますけど、一遍調査しようということで、宍粟市内にある道路内民地、未登記地の件数というものを、時間を2年ほどかけたんですけど調査した結果、9,000カ所ぐらいあるということになっております。

それを現在、年間、徐々にではあるんですけど解消していくという中で、その時

点でわかった分につきましては、固定資産税につきましては税務課のほうに、その該当地区につきましては報告しまして、固定資産税をその分は課税しないようにというように調整を図っております。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 それで、その道路内民地、こちらのほうが9,000件あって、大体年間どれぐらい、この委託料というのは、平成28年度では何件ぐらいの処理された数になっているんですか。

大畑委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 道路内民地の処理につきましてはですけど、件数のほうは、処理実績が平成28年度につきましては92件、処理をさせていただいております。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 9,000件のうち92件ということによろしいんですか。それとも今まで9,000件あったのが8,000件ぐらいになって92件いいのか、今後まだ9,000件残っているのか、そちらはどうなっていますか。

大畑委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 詳細に言いますと、先ほど言いました、平成25年まで調査をしまして、その後、平成25年以降、処理ということを進めておりますけど、平成25年度で81件、平成26年度で166件、平成27年度で134件、それで平成28年度は若干少なくなっているんですけど、92件ということで処理を進めております。それで、この全体の数は9,000件余りあるんですけど、その数を毎年目標としましては100件程度を処理するという中で進めさせていただいております。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 9,000件あるうち100件いうたら今後90年間、この作業が続くわけで、また、この登記の業務委託料というのも今後、それが続くという計算になりますか。

大畑委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 今おっしゃられるとおり非常にこの分母といいますか、9,000件という数を処理していかなければいけないというふうに思っておりますけど、今言いました、問題になっております固定資産税につきましては、そういうことで当然課税しないようにという処理を行っておりますので、あとは、基本的には道路の用地といいましても、そこに道路法という法律がかかっておりますので、基本的に、その道路法のところに民地があるということは、その固定資産税以外には大きな問題はないのかなあと思っておりますけど、当然適正に宍粟市の道路の中に個人の登

記の土地があるということは、将来ふぐあいを生じますので、少しでも早く解決しなければいけないということで進んでおりますけど、この9,000件を一気に10年ほどで片づけるというには当然費用も要りますし、体制も整えなければいけないという中で現在では、かなり年数はかかるんですけど、着実に、地道に、これ以上ふやさないようにということで処理を進めております。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 確かに、その固定資産税、こちらのほうからは外れているというところなんですけど、やはりこの委託料というところは、今度は税金が投入されていくというところもありますので、その土地を持っておられるいうか、固定資産税からは外れているけど、この税金、委託料に関しては、ずっと払っていかないといけないということになります。

それで、この委託料というところ、業務の委託料、割と建設部の方、特殊な現場だと思えます。それで、いろいろと作業するに当たって資格なども取られている方も、職員もおられるかなあと思っておるんですけど、この登記の業務、こちらの委託に関して、例えば職員で、ちょっとできるとかというようなことはないんでしょうか。

大畑委員長 椴木課長。

椴木土地対策課長 先ほど処理件数という年度の分を言ったんですけど、この中には当然、職員のほうで直接処理した件数があります。といいますと、先ほど言いましたように、分筆ですね、道路部分の分筆はもう済んでおると。あと所有権移転だけやという分に関しては当然、職員の範疇で十分できることなので、所有権移転等につきましては職員のほうで積極的に進めておる。ただ、その分筆が済んでいないとかいうことになると当然、その分筆の測量という業務が伴います。

それで、測量業務につきましても、昔は簡単なテープとポールとあったら分筆ができる、測量ができるという時代だったんですけど、現在ではGPSとか座標とかいうて、登記のほうもかなり難しいという業務になっておりますので、なかなか職員のほうが現場へ行って測量して、地図をこしらえてということもありますし、一番問題なのは、その山崎町には限らないんですけど、平地の地籍につきましては、地籍調査が終わるとるんですけど、この地籍調査が現況と合わないケースが結構あります。これを現況に合すように、立ち会いに合うように直すというところにつきましても、やはり土地家屋調査士さんであるとか、そういうところに直接お願いしないと、なかなか業務がスムーズにできない。ひいては登記まで持っていけないということがありますので、どうしてもそちらのほう、専門業者といいますか、土地

家屋調査士さんのほうに依頼するというケースがございます。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 その委託料ということに関しては今後、またちょっとでも安いところとか、早いところいうかね、そういったところも比較してもらったりして、この道路内民地、こちらのほうのまた解消に努めていただきたいと思います。

以上、終わります。

大畑委員長 関連。

大久保委員。

大久保委員 済みません。さっきの楳木課長の説明に対してなんですけど、固定資産税には課税されていないと、道路内民地はね、課税されていないというのは、おっしゃったんですけど、それは、そのまま確定ということによろしいですか。

それと、固定資産税は市町村で課税される分なんですけれども、相続税には賦課され、今、市の税務課のほうには言われているということなので、税務課のほうで全部課税対象から抜けたら、それは固定資産税には賦課はないのかなと思って聞いたんですけど、まず、そこが確定されているのかどうかということと、相続税は、登記上は起こるん違うかなあと今聞いてみたんですけど、まず、その部分と、もう一点は、登記業務が今回、委託料として上がっているんですけど、これはやっぱり費用対効果の関係で、市の職員がするよりも費用対効果のところで、委託料という理解でよろしいんですかね。ちょっと確認の意味なんです。

大畑委員長 楳木課長。

楳木土地対策課長 まず1点目の固定資産税につきましては、先ほど説明したんですけど、平成25年に調査、調査といいましても、どの部分が道路内民地やというのは、実際は現地に行って、一軒一軒測量してはかり出さないと、なかなかわからないんですけど、このときの調査は、基本的に航空写真と道路の位置と地籍ですね、地番図といいますか、その地番図を重ねまして、この部分が分筆がされていない、もしくは、この部分は分筆されとるんやけど、宍粟市、町ですね、町の名義になっていないというのを一つ一つ当たっていったものなので、この9,000件というものが確実な数字かどうかというのは確定ではございません。ある程度精査した中で、これを9,000筆以上というものが道路内民地であろうと。

それで、そのリストを税務課のほうに提出して、当然どの部分、分筆してある分はわかるんですけど、分筆もなしに、その一部、持っておられる一部が道路になっておるという部分は、何平米道路になっとるんやいうのも、これも当然推定でござ

います。推定上、これだけ道路になっておるであろうということがありますので、その辺も推定して固定資産税に反映されているというふうに聞いておりますので、確実な数字ではないということは御理解願いたいと。

一軒一軒、僕らのほうで計画的に処理しておるんですけど、個人の方から、これは課税がかかるとるんやけど、どうなるとるんやろうと。要は、課税がかかるとるんやけど、固定資産税のリストに上がるとるんやけど、一部が道路になっとるんや思うんやけどというような案件がございましたら、それは、その場その場に応じまして、早急に解決するようにしております。

相続税につきましては、ちょっと申しわけないんですけど、私のほうではちょっと回答できませんので、よろしく申し上げます。

それと2点目の登記業務につきましては、登記のほう、費用対効果を見て業者のほうに発注しておるといことかどうかいことなんですけど、職員が当然やれるべきものは、僕らはやっていくべきやというふうに思っております。だから、単純に費用対効果で、職員がしたらお金がかかるから業者に出すのやという考えではなく、逆に、職員でできるものはしていくという考えの中で、これはちょっと今の職員の技術レベルでは、なかなか難しいと判断したものは、もう委託業務のほう、委託して発注しておるとい考えで進めております。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 榎木課長、ありがとうございました。

それで言えば、道路内民地の分で固定資産税のほうに反映されているかどうか、間違いが起こったときは、あくまでも自己申告の範囲、自分で気づいたものが税務課のほうに言いに行くというスタンスの説明だと思っんですけども、それと相続税に関しては、今、課長が言われたように、わからないということは、ここの部分の所管はどこに、まずあるのかなという疑問が、簡単なことで出てくるんですけども、固定資産税に関しては、固定資産税の話、ここでするのはちょっとおかしいかもしれないんですけども、行政によったら行政が課税ミスとか、調べたところもあったり、多分宍粟市はしていないと思っんですけども、ぶんはあって、あくまでも自己申告という観点で、ここは人が来てるんだと思っんですけども、済みません、もう一度、所管の部分と、それと、もう一つお尋ねしたいのは、この道路内民地が残っていくことによって、特段の不都合いうのかね、行政の中での不都合、個人の不都合いうのは、さっきの部分を除いて、ほか何か、ふぐあいうのか、不都合みたいなのはあるんですかね。

大畑委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 まず、前段の固定資産税と相続税、当然所管なんですけど、基本的に私のほうが答えていいかわからないんですけど、固定資産税につきましては、基本的な考え方は当然、その課税された方がおかしいと、これは異議がありますということになったら、当然そちらのほうから異議を申し立ててもらおうというシステムになっておると思います。

それで、先ほど言いました、うちがつかみました道路内民地の分につきましては、なかなかそういうスタンスでいくこともいけないので、こちらのほうとしたら、今調べられる範囲でわかると、こんだけで、この辺にありますよというリストを税務課のほうに提出して、税務課のほうがそのリストを判断されて、その部分、わかっておる分については課税しないようなふうにしておるんだというふうに理解しております。

それと後段の不都合につきまして、この固定資産税以外につきましては、これ道路内民地は全国的にも非常に問題になるケースがあります。去年でしたか、姫路市のほうも、個人の工場を建てておるところを調べてみたら、どうも工場の一部が道路になっておったというふうなことで言われておったというようなことがあるんですけど、この中で当然早く片づけなければいけないということは、私たちも十分理解しておるんですけど、先ほど言いました道路法にありまして、既に供用されている道路については私権を行使できないというような法律になっておりますので、極端な話いうのは、もうその土地、わしの土地やから返してくれとか、もう通行させんとか、何か障害物を置くとかいうようなことは、基本的にはできないということになっておりますので、それ以外の問題はないかなあというふうに思っております。

大畑委員長 田中孝幸委員。

田中孝幸委員 それでは2点ほど、ちょっと関連しまして質問させていただきたいと思えます。

まず一つは、先ほど言われました民地の部分ですね。9,000カ所あるというふうにお聞きしましたけれども、それは、各市民の御家庭の方は御存じなんですかね。というのが一つと、行政だけわかっていて、そのお家の人は知っておられるか、知っていないかというのが一つお聞きしたいのと、もう一つは、先ほど言われました、税務課のほうに固定資産税の係のほうに、100平米のうち10平米がその該当の分だよというのを出しているとおっしゃられましたけれども、固定資産評価の中で、明細がついていると思うんですけども、よく登記面積は登記面積で、実測というん

ですか、その課税面積というんですか、そこで全部直されていると。その訂正する分について、9,000カ所について、例えば登記は100平米だけども、課税面積は90平米やから、例えば10%オフになっているというふうに理解したらいいんですかね。

以上です。

大畑委員長 寺田次長。

寺田次長兼地域建設課長 まず、9,000筆で1筆1所有者ということを考えますと9,000人ございます。その方全てに連絡しているわけではございません。ただ、そういうものを知っておられる方もおられますし、全然知られない方もおられます。

それと、課税の評価調書を出します。そこには100平米のうち20平米が道路内民地であったら、道路内民地の部分については公衆用道路というような評価をして、課税がゼロだという表示になっていると思います。

以上です。

大畑委員長 田中孝幸委員。

田中孝幸委員 安心しました。結局のところ、先ほど大久保委員言われたように、相続税の申告する段に当たっては、基本的には最初、固定資産評価を見るわけです。それによって平米数を見たり、道路になっているかどうかというのを見ますので、それが、その9,000カ所全てについて、なっているのであればいいとは思いますが、なっていないところがもしあるのであれば、早急にしていただきたいというふうに思います。

以上です。

大畑委員長 答弁をお願いします。

寺田次長。

寺田次長兼地域建設課長 先ほど榎木課長からも言いましたように、あくまでも図面上で調べた面積です。ですから、箇所ですし、当然現地でいけば、それが道路内民地ではなかったという部分も含んだものが9,000筆なんです。

税務課のほうにそういうものがありますよということを報告していますが、税務課のほうも実際に現地に行って、はかったわけでもないのに、あくまでも図面上で、およその面積を引いているというのが現状だと思います。

大畑委員長 田中孝幸委員。

田中孝幸委員 特に坪単価が高い山崎町内においては、その辺が早く処理していただいたらいいんじゃないかなと思います。はっきり言って、田舎いったらおかしいんですけれども、奥のほうであれば、余り相続税の評価に関係はしてこないとは思

うんですけれども、その辺がちょっと気になりますので、早々にしていただいたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

大畑委員長 審査の途中ですが、審査を継続いたします。

今の答弁はよろしいですか。

寺田次長、お願いします。

寺田次長兼地域建設課長 9,000筆の図面のほうを渡しております。税務課のほうに渡しておりますが、税務課は恐らく、はっきりわかっている部分、図面で、航空写真と、それから地形図ですかね、それと合わせたもので、わかっている部分については公衆用道路というような取り扱いをして、非課税扱いになっていると思います。特に平地については、割とはっきりわかりますので、その分は税務課のほうで判断して、非課税にしていると私は思っております。

大畑委員長 田中孝幸委員。

田中孝幸委員 その辺のほう、税務課のほうとまた打ち合わせしていただきまして、適正に処理されますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

大畑委員長 これで、質疑は終了いたします。

この審査中に資料の提出の要望がありましたものについて、もう一度確認だけさせていただきます。

まず1点目、下水道事業別の。

もう最後にさせてくださいね。

宮元委員。

宮元委員 済みません。事前質疑出していないのに、こんな終わりになってから、ぼんぼん言うて済みませんです。

決算書の中で161ページ、こちらの委託料いうところから、除雪作業委託料というのが5,200万円、それと備品購入費いうところで、除雪車購入が895万円ということになっております。平成28年度ということやったんですけれども、昨シーズンというかね、今年の1月16日・17日、北部のほう大雪に見舞われました。今後、今年もどうなるかわからないんですけれども、この除雪作業の委託料、その除雪対策については、今後どのようなことを考えておられますか。

大畑委員長 井口課長。

井口建設課長 除雪作業につきましては、山崎地区につきましては直営班の除雪対

応、それから一宮のほうにつきましては、市のほうで除雪車を整備しまして業者委託、それから波賀では、業者委託の分と自治会等に除雪機械を貸与して、自治会で除雪をしていただいております。それから千種につきましては、市のほうで機械を購入の分と業者の持ち込みで業者委託をして除雪をしておる分であります。

例年は同じような金額で、当初では除雪委託料ということで、それで対応しとるんですけれども、昨年度のような大雪等がありますと補正予算を確保しまして、市民の生活に支障がないように除雪のほうをやっとするという状況です。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 その辺またよろしくをお願いします。

それと、あともう一点、その下の負担金補助及び交付金いうところで、簡易除雪機整備事業補助金いうところが237万7,000円となっております。当局からいただいた補助金調書の中には、4自治会から除雪機の購入が申請されて、そのうち10分の8の補助率で、四つの自治会がそれぞれ除雪機を購入されております。単価を見ると64万円であったり、82万円、75万円であったり、単価のほうは除雪機がいろいろなんですけど、市のほうで一括購入いうところで、少しでも単価が安くなるような、そういったことは考えておられないのでしょうか。

大畑委員長 寺田次長。

寺田次長兼地域建設課長 昨年の中で4件、千種が2件と波賀が2件であります。それぞれ金額が違うのは、一応機種が違います。それと、市での一括購入なんですけれども、いろいろ地区、自治会が、その近くの販売店さんと見積もりをとって購入されている金額です。自治会によっては交渉して、幾らか安くされております。それと波賀町内は、波賀町内の販売の方から購入されますし、千種は千種の販売店から購入されますので、それは、あくまでも故障したり修繕のときなんかは、やっぱり素早く対応していただくというようなこともあると思います。一括で市が決めてしまうべきものではないのかなというふうに感じております。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 それでは、その購入については理解させていただきました。それでは、また今後、この補助率というところを、10分の8というところも今後また、ちょっとでも上げていただきたいなあと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上、終わります。

大畑委員長 これで、質疑を終了いたします。

建設部の皆さんに資料の確認だけお願いしておきます。

下水道事業別の料金単価、使用料の収入の資料、未登記解消に關します件数及び単価の資料をお願いします。さらに、一番最初議論がありました道路改良事業の一覧表について、継続事業がどれだけあって、平成28年度でどれだけの事業をやったのかという資料も、あわせて提出をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。部長、いいですか。

では、よろしくをお願いします。

これで、建設部に対します審査は終了いたします。

13時10分まで休憩したいと思います。

建設部の皆さん、お疲れさまでした。

午後 0時11分休憩

午後 1時10分再開

大畑委員長 休憩を解き、委員会を再開をいたします。

これより健康福祉部の審査を始めます。

まず最初に、健康福祉部からの説明を求めます。

世良部長。

世良健康福祉部長 皆さん、こんにちは。それでは、平成28年度健康福祉部の決算審査、お世話になります。よろしくお願いいたします。座って失礼します。

宍粟市では、平成27年12月に地域創生総合戦略を策定し、最重要課題でございます人口減少を克服し、持続的な発展に向け、子どもから高齢者まで市民の誰もが住み続けたいと思えるまち、若い世代が希望を持ち、安心して結婚・子育てができる地域づくりを目指していることとしております。

この戦略の実現に向け健康福祉部におきましては、平成28年度は「子どもから高齢者まで全ての市民が健康で安心して日常生活が送れるよう、保健・医療、介護、福祉の連携のもと、市民福祉の向上を目指す」を重点目標としまして、本庁4課、各市民局管内の保健福祉課3課、二つの診療所という体制で施策を展開してまいりました。

近年、健康福祉施策を取り巻く国の制度が目まぐるしく変遷し、市民のニーズが多様化する中におきまして、限られた予算と職員で、市民の健康と福祉の向上に向けて、各種事業に取り組んでまいりました。

各事業の詳細につきましては、この後、次長より説明をさせていただきますので、審査につきましてよろしくお願いいたします。

大畑委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 それでは、失礼いたします。健康福祉部に關係します決算概要につきましては、科目が多岐にわたっておりますので、既に提出をしております決算委員会資料を中心に、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページから2ページにかけてでございます。3款1項1目社会福祉総務費では、民生児童委員協議会や社会福祉協議会への補助金等のほか生活困窮者対策、これにつきましては、成果説明書61ページに詳細を記載しております。としての就労及び就労準備に係る支援に関する支出を行っております。

2ページ後段から3ページにかけましては、2目老人福祉費でございます。介護保険以外の老人対策費として、養護老人ホームへの入所措置費、老人クラブ事業、これも成果説明書61ページでございます。シルバー人材センターへの補助、敬老祝い品、敬老会事業、シルバーパワーアップ事業等に関する支出を行っております。

4ページにつきましては、3目社会福祉施設費でございます。一宮、波賀、千種、各保健福祉センターの管理運営費として、光熱水費や施設修繕費用のほか、平成28年度におきましては、波賀メイプル福祉センターの外装工事、子育て支援対策の一環として、千種保健福祉センターへの複合遊具の設置を行っております。また、千種保健福祉課におきましては、老人福祉センター、つちのこホールのことですが、つちのこホールとエーガイヤちくさ内のレストラン、温泉施設の指定管理委託を行っております。

4ページ後段につきましては、13目臨時福祉給付金でございます。これは、国の消費税率変更に伴う先行事業として、低所得者の高齢者向け及び障害者遺族年金受給者等への年金生活者等支援臨時福祉給付金、簡素な給付措置としての市民税非課税者を対象とする給付金支給事務に関する支出でございます。

5ページの前段は、2項児童福祉費、2目母子福祉費でございます。ひとり親家庭への支援窓口となる、母子・父子自立相談に関する費用のほか、自立支援給付金支給を行っております。

同じく5ページ後段では、5目児童手当等支給費でございます。これも成果説明書62ページに詳細を記載しておりますけれども、子育て支援のための給付費としての児童手当、また、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給を行っております。

6ページは、7目少子化対策事業費でございます。社会福祉課所管分として、子育て支援に係る相互援助活動としてのファミリーサポート事業、男女の出会いのきっかけづくりとしての出会い応縁事業、これも成果説明書63ページでございますが、

等に関する支出であります。

6ページ後段から7ページにかけては、3項生活保護費についてでございます。1・2目合わせて、生活保護に関する費用支出となっております。これにつきましても、成果説明書63ページ下段から64ページ上段にかけて詳細を、報告しております。

続いて、8ページから13ページにかけては、障害福祉関係でございます。4目障害福祉費及び5目障害者総合支援費において、障がい者への支援対策としての各種補助金、療育訓練委託、特別障害者手当、障がい者・児の日常生活用具、補装具の給付や障害福祉サービス等、障がい者への自立支援給付、障がい者の社会参加を支援するための事業としての意思疎通支援事業、これにつきましても、成果説明書66ページに詳細報告を行っております。

それと11ページにつきまして、6目在宅支援費、資料では7目となっておりますが、申しわけございません、6目の誤りでございました。訂正をお願いいたします。

在宅介護支援費では、外出が困難な障がい者及び重度要介護者等への外出支援サービス費、これも成果説明書67ページに詳細報告しております。介護保険事業会計への繰り出し等を行っております。

14ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、児童虐待等への対応窓口となる家庭児童相談室の運営費用でございます。

また、同じ14ページ、7目に少子化対策事業費のうち保健福祉課でございますが、平成28年度は健康増進課所管分として、各保健福祉センター及び学遊館で実施している子育て支援センター運営費のほか、少子化対策助成事業として条例化しております、特定不妊治療、不育症治療事業への助成を行いました。

15ページは、4款でございます。衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますけれども、日曜・祝日当番医委託料、医師会・歯科医師会等への補助金、広域救急体制整備負担金のほか、国保診療所、鷹巣診療所、訪問看護、総合病院等、特別会計への繰り出しや負担金支出を行っております。

15ページ後段では、2目母子衛生費でございます。乳児健診・発達相談・妊婦健康診査助成のほか、平成29年4月より開設をしております「子育て世代包括支援センター」の立ち上げのための経費支出を行っております。これにつきましても成果説明書67ページに詳細報告をしております。

18ページ、3目保健事業費では、各種検診事業、健康づくり事業を行っております。

なお、19ページには、議会より資料請求がありました、がん検診、これも成果説明書68ページに報告しておりますけれども、がん検診に係る状況について掲載しております。

20ページ後段、4目予防費では、予防接種関係事業費の支出を行っております。

21ページ、5目では、診療所費として、これは夜間応急診療所の運営経費の支出でございます。

以上が、一般会計に関する科目ごとの説明でございますけれども、資料22ページからは、補助金として支出した明細を一括計上をしております。

また、各会計ごとの最終ページにおきましては、100万円以上の不用額が生じた節の一覧表を添付をしております。これにつきましても、議会より資料請求のあったものとなっております。

32ページ以降は、特別会計に関する資料となりますけれども、32ページについては資料請求のあった特定健診の状況掲載となっております。

続いて、34ページから40ページにかけましては、国民健康保険診療所及び鷹巣診療所特別会計に係る運営の状況であります。

なお、波賀診療所におきましては、8月末に正規医師の退職があったことから、9月中旬より年度末までの間、嘱託医師による診療となりました。また、鷹巣診療所におきましては、利用者の関係から平成28年度末をもって閉鎖することとなりました。

次に、41ページから50ページにかけましては、介護保険事業の状況でございます。主として、65歳以上の高齢者を対象とした介護保険事業に要する運営費について、特別会計を編成し、宍粟市老人福祉計画及び第6期の介護保険事業計画に基づき、事業実施をしております。高齢者人口とともに介護保険給付費も依然、増加傾向が続く状況となっております。

なお、42ページ下段には、資料請求のあった介護認定の状況について掲載をしております。

また、成果説明書の64ページから66ページにかけまして、それぞれシルバーパワーアップ、医療・介護連携、認知症総合、生活支援サービス等々の事業詳細の報告を行っております。

最後、51ページにつきましては、訪問看護事業特別会計に関する部分でございますけれども、平成28年度より在宅診療拡充への基盤整備として、従来、千種圏域のみで実施していたものを、事業所本体を宍粟総合病院敷地内へ移転し、市内全域に

対象を拡大し、運営を始めました。このことにより、従前、国保診療所特別会計内で実施していたものを会計上も訪問看護特別会計として独立をさせ、運営を始めております。平成28年度の後半、9月以降、実利用者が40名を超え、配置職員がフル回転をしているというふうな状況になっております。

ちなみにでございますけれども、事業拡充の結果、係る決算が前年度比、歳入ベースでは2.6倍、歳出ベースでは1.7倍へと拡大をしております。これにつきましても、成果説明書69ページ下段に詳細報告を行っております。

以上、健康福祉部の事業概要となります。よろしく願いいたします。

大畑委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、通告に従いまして行いたいと思います。

まず最初に、山下委員。

山下委員 それでは、通告に従って質疑をさせていただきたいと思います。

主要施策成果説明書の61ページ、上の段の生活困窮者自立支援事業、これについて質疑をさせていただきます。

就労準備支援18件のうち就職された人が4人ということではありますが、この4人の方は、安定した継続就労ができていますのかどうか。また、就職後の職場定着支援はどのような形で行っているのか。実施期間6カ月、最大1年という中で、就職できなかった人に対しては、どのような支援をしているのか。

また、住宅確保給付金の利用がゼロ件であるのはなぜなのか。利用条件が厳しいということはないのか、利用希望者はなかったのか、お尋ねいたします。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず一つ目の御質問でございます、就労準備支援18件のうち4名の方が就職に至ったということで、安定した継続就労ができていますのかという点でございますが、まず、この18件につきましては就労準備支援の事業ではなく、就労支援ということでございますので、その点、よろしく願いしたいと思います。

この方々が、4名の方が就職された当時、それぞれの勤務形態としましては、正規雇用が1名、短期の期間雇用が1名、あと短時間のパートでございますが、臨時雇用が1名、内職が1名でございました。

しかし、現在の状況を申しますと、そのうち、既に3名の方が職をかわっておられまして、また、1名の方は退職により現在就労支援を行っているところでござい

ます。御質問にございます安定した継続就労といった点では、非常に厳しい状況になっているのかなと思っております。

続きまして、職場の定着支援についてお答えさせていただきます。

職場の定着支援につきましては、現在おります就労支援員が、対象者の方に対しまして手紙や電話、また、面談等により、就労されている状況の確認でありますとか、また、就労されている中でのいろんな不安でありますとか不満等の聞き取り等をさせていただきます、それぞれアドバイス等の対応をさせていただいているといった状況でございます。

それから、続きまして3点目の御質問でございます、実施期間が最大1年という中で、就職できなかった方に対する支援はどうかという点でございますが、まず最大1年という期限につきましては、この生活困窮者自立支援事業の中の就労準備支援事業についてでございます、一般の就労支援、就労相談等につきましては特に、その支援期間の設定等はございません。

なお、その就労準備支援事業におきまして、最大の有期でございます、最大の1年を経過されてもなお引き続き同様の支援をさせていただくことが効果的であると判断し、また、御本人さんもそういったことを望まれる場合は、一般の就労支援事業の中で、あわせて対応させていただきたいと考えておるところです。

次に、最後に4点目の住宅給付金についてでございますが、この事業は、ほかの事業と同様に、生活困窮者自立支援制度における国の事業となっております、なおかつ必須事業ということで位置づけられております。その制度にのっとり取り組んでおりますので、宍粟市において、特に利用条件が厳しいとかそういう認識はございません。また、平成28年度におきまして、住宅確保給付金の支給を検討すべき相談等はございませんでした。

以上でございます。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 先ほどの説明を聞きまして、その成果がやはり思ったとおり出ていないなあと感じたんですけれども、その就職されたという方4人のうち、既に3名の方が、そのとき就職された仕事ではない仕事をされているということと、あと1名は現在、仕事を持たれていないというようなこと、こういうふうにとめたんですが、実情はそれでよろしいんですか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、職をかわられた方につきましては、1名の方、先ほど、

具体的話になってしまうんですけど、内職に携わってらした方は同じように、これは御本人さんの希望でございまして、就職先は違いますが、同じように家庭内の内職に今就労されております。その他2名の方につきましては非常勤のフルタイムという形で今、継続就労をされております。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 非常に先ほど言いましたように、成果が出ていない状況であるというふうに捉えました。それと、あと職場定着支援、これは、その職場に2名の方が短期で働いておられるということですが、この方たちに対して誰がどのような形で、職場における人間関係の不安とか、あるいは、もうさまざまな不安とか、そういったことだと思うんですけども、こういった専門的な資格をお持ちの方が、こういった形で支援をしておられるのか、お尋ねします。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 現在、直接担当しております就労支援員は、国の定めます研修等には参加をさせていただいておりますが、特に資格等はございません。ただ、同じ部署内の中に社会福祉士でありますとかおりますので、いろんなケースにつきましては、課内の中で組織的に体制を整えて相談をさせていただいたりということで、支援につなげていっているような状況でございます。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 やはり職場定着後の支援というのも十分ではないように、先ほどの説明では聞こえたんですが、また、今、仕事をされている方も、職場定着支援が不十分であるがゆえに、また仕事をやめなければならないということになったとしたら、何度も職場をかわって、そして、やはり途中でやめなければならないということで自信を失っていかれて、就労がだんだんと精神的な負担、あるいは自己肯定感の喪失、それらのことで就労がだんだんと困難になっていくのではないかと、そんなふうに思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 もともとこの事業につきましては生活困窮者の事業ということで、対象の方がスムーズに、すぐに就労活動に入れなかったとか、なかなか何度も就職試験を受けても失敗されるとか、そういったような方が主に対象になっているような状況でございます。当然、本人の御希望でありますとか、それぞれ環境等によって目指されているところの就労の形態ということも違ってきますし、また、場合に

よっては、ステップを段階的に踏んでいていただくような形が望ましいなといったようなケースもございます。こういったことも含めて、この4人の方々も含めて、それぞれの相談の方の個々の状況に応じた支援を根気よく続けていきたいと、そういうふうに考えております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 この事業は委託事業ということで、その委託料を今年度決算でいきますと955万4,000円。この詳細見ましたら、委託料は955万4,000円払っているという捉え方でいいんでしょうか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 この生活困窮者自立支援事業における委託料につきましては、425万3,000円となっております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 そうしますと、このしそくハタラク支援センターに払っているお金が425万3,000円。それから、市で必須事業として行っております自立相談支援事業、あるいは住宅確保給付等、これも相談支援の中に入りますけれども、これとか、あと一時生活支援事業、これらのあとの職員の賃金と合わせて955万4,000円というふうに捉えたらいいんですね。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 生活困窮者自立支援事業全体に係る経費が、それだけかかっているということで御理解いただきたいと思います。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 これだけの費用がかかっている事業であります。そこで、この就労準備支援事業、ここのところで就労できなかった場合、一般の就労支援事業に移るということなんですが、その一般の就労支援事業としては、どのような形で支援されているのか、質問いたします。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほど、有期、最大1年のところでも申し上げたとおりでございますが、就労準備支援事業で一定期限経過した後も、まだ同じようなサービス、支援を提供させていただくことが、より効果的であると思われる場合につきましては、同等の内容の支援ができるように、事業の区分けはございますけれども、就労支援事業の中で対応させていただきたいと考えております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 その決算のこれだけの1,000万円近い金額に対しての、この事業に対する効果というのが本当に見えにくいなというふうに思うのですが、例えば、この実施期間6カ月、最大1年、この中で就職できなかった、あるいは就労しても、就職した場所を途中でやめざるを得なかったといったような人が、自立相談支援として相談事業の中に相談に行かれた場合、生活保護を利用しながら、自分らしい生き方ができるような自立を考えていこうということで、その人に寄り添った支援をしながら、新たな就労をしていくという方向性のような支援はできているのでしょうか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、その成果の部分でございますけれど、特に就労準備支援事業についてでございますが、就労活動になかなか入るまでに、いろんな課題のある方が対象となって御利用いただいております。中には当然、長期間仕事をされたことがないとか、全く今まで仕事をされたことがないと。中には、また、長期間自宅に引きこもられていたような状況であった方、いろんな方がございます。そういった方がこの事業を通じて、社会とのかかわりを持っていただくようなことが初めてできていく。そして、さらに段階を踏んで、就労活動へと向かっていかれる。それだけでも、確かに数字的には、なかなかお示しできない部分でございますが、一つの成果として一定、評価していただけるものではないかと考えております。

それと、2点目の生活保護との関係でございますけれど、いろんな相談が来られました場合、生活保護、それから、この困窮者自立支援事業、それぞれ一体的に相談に乗らせていただいておりますので、こちらのほうがいろんなお話を聞かせていただく中で、生活保護を受給していただいて、自立に向けた再建を図っていただくのが、まだ適当ではないかというような方も中にはいらっしゃいます。そういった方につきましては当然そういった制度の御案内をさせていただいて、申請等に向けた御案内をさせていただいているところでございます。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 その住宅確保給付金の利用がゼロ件であるということで、利用条件が厳しいのではないかなあとと思われるんですけども、その制度自体の利用条件が厳し過ぎるのではないかなというふうには捉えておられませんか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 基本的には、国の統一した制度でございますので、一定の基準というのがございます。当然、所得要件も資産要件もございますが、こちらのほうにつきましては、所得・資産要件については、一時的な離職といったこともござい

ますので、厳しいのか厳しくないのかということにつきましては、いろいろ意見と
いいますか、あろうかと思いますが、特に宍粟市において、それを逸脱した形で厳
しくしているとかそういったことはございません。

大畑委員長 よろしいですか。

ちょっと私も質問出していますので、続いてお願いしたいんですが。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 生活困窮者自立支援事業で476万円ほど不用額というのか、予算よりも
決算額下回っておるわけですが、不用額の一覧表で見ますと、相談支援員1名採用
できなかったことと業務委託料、就労準備支援事業の委託料が、予算がちょっと過
大であったということでありますけれども、こういうことで予算のときに考えられ
た目標の事業ができなかったと。どういうところができなかったのか、説明をいた
だきたいと思います。

田中副委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほど委員おっしゃっていただきましたように、主な不用額の
原因は、困窮者自立支援事業におきます主任相談員の1名が採用できなかったとい
うことでございます。この主任相談員につきましては、社会福祉士等の資格がある
か、もしくは、同じような相談業務に5年以上従事した経験があるかとか、そうい
ったことが一定の基準になっておりまして、そういった方を採用させていただくこ
とができなかったというような状況でございます。

この間、平成27年度からこの事業を開始しておりまして、平成27年、平成28年と
2年間、主任相談員が不在という形でありまして、この部分につきましては今、生
活保護のケースワーカーをしております担当者がケースワーカーと兼務というこ
とで、主任相談員という形で当たっておりますので、特に生活困窮者自立支援事業
における業務への支障というのはございませんでしたが、むしろ生活保護その他の
業務とかなり兼務になっておりまして、そちらのほうが非常にハードワークと
いうことで、厳しい状況であったのかなと考えております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 そういうところで少し私の質問に入りたいわけですが、本来、この事業
の目的については、就労につなげていくというのが大きな目標であると思います。
その入り口として相談があって、そして就労までの準備を支援していくというプロ
セスだろうと思いますが、今やっぱり相談員を募集しても集まらないという状況は、
これからも続く可能性があるんですね。

私は、実際に相談窓口はまだ、たくさんの方が来られていないから乗り切れているんじゃないかなというふうに、間違っていたら訂正してもらいたいんですが、なかなか役所で、その生きづらさを抱えている人たち、特に引きこもりの方たちというのは、なかなか社会に出れないとこで苦しんでいるわけで、幾ら役所の窓口、相談業務つくっても、相談に来られる数というのは少ないのではないかと思うんですね。

そういう意味で、やはりそういう対象者の方を把握をして、相談につなげていくという意味では、アウトリーチというやり方が僕は必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺の必要性についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

田中副委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 生活困窮者の自立支援事業につきましては、先ほどおっしゃっていただきました引きこもりの方も含めて、生活に困窮されている方の早期支援が非常に重要であると考えております。現在、庁内関係部局でありますとか社会福祉協議会、それから、民生委員さん等々の関係機関との連携強化を進めているところであります、これらによって早期、制度そのものを周知させていただいて、早期支援につなげていきたいと考えております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 そういう方々といいましても、やっぱりなかなか責任というのがついて回りますから、簡単に声かけるというのは非常に難しいと思うんですね。地域で民生委員さんされておったとしても、その家庭に入っていく難しさというのがあると思います。やっぱり市がしっかりそこ責任を持つ中で、このアウトリーチというものを仕組みとして作り上げていくことが僕、大事なんじゃないかな。

実際に、そういう引きこもりの支援なんかやっているNPOとか、そういうものは市内にも出てきていると思いますので、そういう専門的なところをつないでいくというほうが効果を発揮すると思うんですが、いかがでしょうか。

田中副委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 引きこもりの方に対するアウトリーチということにつきましては非常に難しいと、特に考えております。こちらの事業が始まりましてから、御家族からの相談等をきっかけに数名の引きこもりの方が、この事業を利用されているところがございますけれど、そこに引きこもりの方がいらっしゃるというだけで、全く白紙の状態から、こちらからアウトリーチを行っていくというのは非常に難し

いと感じているところです。

今現在、先ほど申しました社会福祉協議会さんのほうと生活困窮者の相談担当者等々で協議会的なものも立ち上げて、こういったことも含めて検討していきたいというふうなことも今検討させていただいておりますので、そういった中でどういう、こちらからの支援の投げかけができるのか。また、その可能性、あり方も含めて研究させていただきたいと、そんなふうに考えております。

大畑委員長 わかりました。

山下委員。

山下委員 そして、関連なんですけれども、先ほどの就労支援というのが、それが本当、出口の支援なんです。先ほど大畑委員が言われましたアウトリーチ、これがもう入り口の支援なんです。それで今度、福祉計画の中でもこのアウトリーチ、これの必要性を述べておられましたけれども、アウトリーチから出口の支援の就労支援、その間、その中が本当に必要となってくるんです。

一般質問でも言わせてもらったんですけれども、そのアウトリーチから出口の就労支援、その中のそれぞれの分野の実践者、専門家、これらの人らがつながって、話し合いを持っていかないと、やはりなかなか成果にはつながらない。そんなふうに考えております。いかがですか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 そういったことも念頭に置きまして、いろんな関係部局等のほうで各部長を通じまして、それぞれの連携を深めることができるように、今調整をさせていただいているところです。

例えば、市の公共料金等について滞納されていますとか、そういった方がいらっしまった場合、どういった支援が、どういった部局でできるのかといったことも速やかに対応できるようにそれぞれの、繰り返すようなんですけれど、連携強化に向けて今、取り組みを進めているところです。

以上です。

大畑委員長 よろしいですか。

では、続けて山下委員。

山下委員 それでは、続きまして、主要施策成果説明書の63ページ、下の段の被保護者就労準備支援事業、これについて質疑をさせていただきます。

事業利用者4名、うち求職活動に至った人3名、そのうち就職した人2名、1名は保護廃止、ほかの1名は保護停止との成果説明であります。保護廃止の人、停

止の人、それぞれの労働条件を伺います。

また、生活保護費の抑制のために、就労による自立を強要していないと言えるのかどうか、お尋ねします。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、1点目の就職された方2名の方の労働条件についてでございますが、まず、保護廃止となられた方につきましては、この事業でまず就職されたときにはパート勤務という形で、市内の事業所に就職されておりましたが、現在、御本人の希望で、別のまた事業所で正規雇用という形で今勤務されております。

また、保護停止させていただいております1名の方につきましては、この方、時間給ではございますが、フルタイムの臨時職員ということで今現在勤務されております。

あと、もう一点ですが、就労による自立の強要についてでございますが、生活保護を受給されている方につきましては、個々の援助方針に基づいて、生活に係る全般的な支援を行っているところでございます。就労支援もその一つとして、働ける方がその能力に応じて働いていただいて、自立に向けて努力をしていただくための支援でございます。

この事業の推進が、今、委員おっしゃっていただきましたような自立の強要につながるものではないと、そういうふうに認識をいたしております。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 その保護が廃止された人、あるいは停止された人なんですけれども、最低の賃金を適用されないような事業所に、とりあえず就労というようなことになっているんじゃないかなと、先ほどの説明の中で思ったんですけれども、それは大丈夫なんでしょうか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 いずれも2名の方はハローワークを通じての就労ということになっておりますので、そういったことはないと思っております。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 本当に今問題になっております、低賃金の労働者をふやして、そして、生きづらくさせていくような、そんな方向には絶対にならないように、宍粟市で頑張ってもらいたいなと思って、この質問をさせてもらっているんですけれども、例えば、この宍粟市においては、生活保護の保護率は0.50%で、平成28年度末です。

平成29年の2月時点での全国平均保護率が1.69%というようなことから、決して生活保護が受けやすい状況ではないと思うんですね。その上、この事業が始まったということで、その保護廃止の方1名、保護停止の方1名というような状況は、私としては非常に不安を覚えます。

また、この不用額の資料をいただいている中で、生活保護費の不用額が2,151万7,404円、これだけ平成28年度決算において不用額が生じているというようなことから、本当に生活保護が受けられない状況なのではないか。生活保護が受けられずに、大変厳しい状況の中でこの宍粟市は、みずから命を絶つ人も非常に多いわけでありましたが、それらのことも大きな問題となっは出てきてませんけれども、そのようなことが今後どんどんふえていくような状況になるのではないかと思うのですが、どうですか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほどおっしゃっていただきました、まず保護率についてでございますが、宍粟市におきましては0.5%前後ということでございます。これにつきましては確かに、先ほど国の平均保護率のことにおっしゃっていただいたんですけど、兵庫県下におきましても都市部のほうでは、特に京阪神地区では、かなり高い数字となっておりますけれども、同じ自治体、市でございますしても、特に宍粟市が突出して低い保護率であるというような認識は持っておりません。

また、福祉事務所を持たない町は、それぞれの県の健康福祉事務所が所管しているところでございますが、こちらのほうと比較しましても、特に宍粟市が、保護率が低いといったような状況ではございません。

もう一点でございますが、不用額でございますが、こちらのほうは確かに、今、委員御指摘いただきましたように、大変大きな額が不用額となっております。不用額の大きな内訳と申しましたら、特に医療扶助が非常に、予算編成時に見込んでいた額を大幅に下回ったというような結果になっております。平成25年度、平成26年度あたりでございましたら、医療扶助の支出のほうが大体2億円程度でございました。平成27年度の年度途中で、秋以降に予算編成ということでございまして、平成26年度以前の医療費の伸びの状況でありますとか、加えて、平成27年度の予算編成時までの伸びの状況等いろいろなことを勘案しまして、平成28年度の予算を編成しているわけでございますけれども、平成28年度の実際の支出額につきましては、1億7,000万円程度ということにとどまったということが大きな原因かなと考えております。

医療費につきましては、例えば保護を受けている方が入院されるとか、そういったことがありますと非常に変動が大きくて、伸びが見込めないといったところもございますが、いずれにしましても、予算編成に当たりましては、再度適正な事務に努めたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い致します。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 平成28年度に生活保護を利用したいという市民からの相談が75件。でも、実際に保護開始されたのがたった18件なんです。この保護を受けられなかった人の中には医療扶助を使いたいという方、たくさんいられたんじゃないかなと。もっと丁寧な対応ができているのかなと、ここでもまず疑問に思いましたし、そしてまた、現在、平成28年度ですけれども、生活保護を受けておられる方の状況を見てみますと、高齢者や、あるいはまた、障がいを持っておられる方たちがもうほとんどなんです。それで、その他の世帯というのは本当2割ほどなんです。

こうなってきましたと、どういった方たちに、この就労準備支援事業、これをしていただくかということになってくるんですけれども、例えば精神的な病を持っておられる方、あるいは障がいを持って、とても働けないような方、その人たちに、働けるのじゃないかというようなことを押しつけていかないと、なかなかこの事業もできないような状況ではないのかなあと思うんですけれども、この事業の対象は、どんな人たちに今なっておりますか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず一つ目でございます、保護の相談の件数に対して、保護の申請になられた方の割合が非常に低いといったことでございますが、この保護の相談につきましては、その保護の制度を知りたいといったこと、また、全く逆に申し上げましたら、保護の申請がしたいと言って来られた方の件数ではなくて、いろんな制度をお知りになりたいとか、そういった方も含めての相談全てを計上させていただいている件数でございますので、全ての方が、その時点で保護申請の意思を持ってられたかどうかということにつきましては、また別のことになろうかなと思っておりますので、一概に、ここの数字的な差をもって非常に宍粟市が、保護の申請の案内が厳しいのではないかとかといった評価にはならないのではないかと考えております。

それから、二つ目でございます。どういった方が就労準備支援の対象なのかということでございますけれども、いろんな稼働能力等を考えさせていただきまして、働

ける能力がおりになると思われる方について、この事業について御案内をさせていただいているようなところでございます。

一定疾病等をお持ちの方につきましては当然、かかりつけの医師の診断書をいただいて、そういったものを当然、稼働判定の資料としてつけさせていただいて、判定をさせていただいているところです。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 その他の方という方が、この2割おられる方、まず、その他の方というのがちょっと、よく状況つかめていないので、ちょっとだけ教えてください。時間とって済みません。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 生活保護で世帯の分類をいろいろ統計上のことでさせていただいているんですけど、まず高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯等ございまして、そのいずれにも属さない世帯が、その他の世帯ということになってございます。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 医師の診断書等を取りながらも働けると見られる方には、就労していただくというふうに持っていかれるということで、そこ本当に慎重にしてもらわないと、就労してだめだった、だめだったと、余計に病気が悪化してきますので、そのところはきっちりと慎重にしていっていただきたいと思います。

一応、終わります。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 その点につきましては一番最初に、冒頭に申しましたように、それぞれの保護を受給されている方につきましては、個別に援助方針を立てさせていただいて、生活全般の支援を行わせていただいているところでございますので、その中での就労支援もその一つということでございます。

就労支援につきましても一定、御本人さんの御希望等もございまして、また、この就労準備支援事業等につきましても、御本人さんの同意がなければ当然、無理にその事業に御案内するということもございませぬので、そういったところにつきましては、十分寄り添った形で配慮をさせていただきながら、支援に当たらせていただきたいと思います。

大畑委員長 では、次の事業に移ります。

田中一郎委員。

田中一郎委員 失礼します。私の以前の仕事の関係で、今日のメンバーの方は、いろいろと御指導をいただいた方ばかりなので、よろしく願いいたします。

まず、通告に出しておりますように、外出支援サービス事業ということで、一つ僕、一番に、これ出したのは、いろんな資料を今まで見てきた中で今回の成果表です。

まず、成果表の説明書の67ページ、外出支援サービス事業いうところで、公共交通機関の利用が困難という項目を、初めて外出支援サービスを利用される方の条件として、この言葉を初めて見て、今までは、それぞれ介護保険何度とか、障害者手帳とか、いろんな精神障害者療養手帳とかというような部分で利用できますというようなことを見てきたんですけど、この部分について、ちょっと私の認識不足かも知れませんが、現在どのような範囲で、どのような方が利用対象なのか。当然登録されたと前提です。

次、2番目に出しておりますのは、「300円から800円いう有償により」というような書き方がされとるんですけども、やはりいろんな条件の中で、この料金が適切であるか適当でないかという判断で、また決算、予算等も違ってくるかなと思いますので出しました。

3番は、利用回数が減っておりますのか、昨年度、平成27年の私の持っていた資料から見ますと、利用者が何か減つとるような気がするんです。それで、どのような要因なのか。それと、当初、利用回数を3万6,000回の予定で3万2,753回、私、外出支援サービスは、うまく使えば目標の達成率というのは下がるようなことはないと思うんです。何かそこに要因があったのではないかなという質問です。

それと、4番は、1番と相通ずるところはありますが、この利用できる人の範囲について、過疎地域にはたくさん外出の困難な方とうたうのであれば、外出ひとりでするのが困難な方が、いろんな諸条件でいらっしゃいます。その辺について在宅支援を推進するのであれば、どのようなお考えかなという4点をまず上げておりますので、通告に基づいて御説明お願いしたいと思います。よろしく願いします。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 それでは、ただいま御質問いただいた分につきまして、御答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず、外出支援対象の方の分につきまして、公共交通機関の利用が困難なものという表現を使いまして、成果説明のほうをさせていただいております。これを使わせていただいているのが、まず対象となる方の条件を一つ御説明させていただきた

いんですが、従前からありますように、外出支援サービス御利用のために、身体障害者手帳の1・2級、あるいは3・4級の方の下肢、あるいは体幹機能の障がいをお持ちの方とか、腎臓機能障害で透析行かれる方もろもろ、こういった条件の方は変わっておりません。

平成27年度まで運用させていただいていましたところの改正を平成28年度にしましたので、その説明として、「公共交通機関の利用が困難な方」という言い方したんですが、平成27年度までにつきましては、介護保険の要介護、あるいは要支援認定を受けている方を対象としておりましたが、この平成28年度に少し制度を見直しさせていただくことを行っております。そういった中の一つで、先ほど言いました介護認定のところを、バスが利用できる方につきましては少し、そういった御利用のほうもさせていただく中で、全体の外出支援サービスの事業も膨らんでおりましたので、そこで整理としまして、「外出が困難な方で公共交通機関の利用が困難な方、原則として65歳以上の方を対象とする」という言い方に変更して、中身のほうを申請により調査させていただく形で、登録のほうをさせていただいております。そういった関係で、この成果説明のほうには、その言葉だけを掲載しております。

対象としましては、従前の冒頭申しました手帳1・2級の方とか、そういった方も変わらずに御利用いただける形としておりますので、その点、御理解のほうをよろしく願います。

また、有償の料金につきましては、300円から800円ということで設定させていただいております。具体的に申し上げますと、タクシー料金、タクシー御利用いただいで利用料金が2,000円以下ですと300円、以降1,000円上がるごとに100円ずつ上げまして、6,001円以上が800円の御負担をいただくという形で、御利用いただくような形としております。

この金額が適正かどうかということになりますと、それぞれお感じになるところがありますので何とも言えないんですけれども、平成28年度決算でいいますと、市のほうの委託料としまして、その個人負担の300円ないし800円の負担をいただいた残りの分を市の委託料としてお支払いするんですが、その額が決算額に示しております8,370万700円となっております。

逆に、タクシー事業者さん等が収入していただいております300円から800円の部分につきましては、1,378万円余りということになっております。全体の事業費からいいますと14%強、14%を少し超えるぐらいの割合ということになっております。タクシーでドア・ツー・ドアという利便性から考えますと非常に、どちらかという

と負担少な目で御利用いただけているのかなという感じは思っておるところでございます。

また、利用者の意見ということで、具体的に料金設定ということで御意見はいただいたことはないんですが、例えば、この平成28年の見直しがあった折にいただいた御意見としましては、例えば介助を要する方が同席する場合がございますので、そういった者が一緒に乗った場合は、利用料を同じように払うのかというような御質問をいただいたんですが、そういったものはいたしません。その利用をいただいた方の300円なり800円なりの御負担で一緒に同乗できますというようなお答えをさせていただいております。そういったような御質問をいただいておりますのでございます。

続きまして、三つ目の利用回数が減っているというところでございますが、一つ目の御質問で説明させていただいたように、平成28年度に対象者の見直しをさせていただきまして、全体的には対象者を絞り込みといいますか、枠を少し狭めた形での判定のほうに切りかえさせていただいております。したがって、利用可能、登録とさせていただける方の人数も減っておりますので、当然、その分につきましては減少しておるといのがございます。対象者のみが減っておるから単純に減ったということではないんですけれども、そういったものも大きく影響しておると考えております。

また、予算時には3万6,000回の利用ということで、予算のほうも調整させていただいておりますが、制度を変えたというところもございまして、実際にどれぐらいの御利用があるのかというのが、改正初年度でしたので見込めなかったところもございまして、そういった大きな要因もありますので、3万2,000回余りということで、少し利用見込みが減ったという御理解をいただきたいと思います。

また、四つ目でございます。過疎地域の関係で、御利用のほうをサポートといいますか、いただいたのかなと思っております。外出支援の方の予算の分、十分ある分を使ってということで御指摘いただいたんですけれども、こちらのほうも予算全体の分が当初8,800万円ほどの予算を持っておりまして、不用額というのでも出ておるんですけれども、交付対象を申請いただいた方で認定をさせていただいて、承認させていただいた方については、年間96枚のチケットを交付させていただいております。そういったものを有効に、目的に応じて御利用いただいておりますので、結果的に利用額といいますか、こちらの委託料が不用額も出てきておるんですけれども、全部使ったから十分な措置ができているというのではなくて、それ

それ利用していただける方が目的、あるいは、その必要性に応じて利用いただいているということですので、結果的にそういう形になっておるとい御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 よくわかりました。平成28年度に改正されたということで、いろんな状況が変わって、改正されて1年目の決算報告であるということで、よく認識しました。

そこで一つ、これあくまで印刷の間違いか、それとも私の見間違いかわからんですけれども、変な意味で指摘するんじゃないんですけれども、障がい者の第3次障害者計画評価のやつが出ておるところに、評価・反省の分で、それぞれ平成28年度の実績評価とそれから平成29年度の取り組み等いうものが出されていますよね。第3次、これは多分、審議会か協議委員会やったと思うんですけれども、平成28年度実績評価、平成29年度取り組み等いう、第4期宍粟市障害福祉計画いうところの中で私、早くこれ見とったとこで、外出支援サービスの事業のところで平成28年度の方は、登録者数と利用回数は、この決算委員会資料を出していただいております11ページの外出支援サービス事業と数字合うんですけれども、利用人数のところが全く違うんです。それで気がついたんですけど、これはわかりますかね、僕言いよること。数字からちょっと見よったら不思議やなあ思ったところがあったので。

じゃあ説明します。委員会資料の11ページには、外出支援サービス事業のところで登録者数が計963人、利用者数が745人、運行回数が3万2,753回と出とるんです。それと今度、第4期事業計画の、これ協議会だと思うんですけれども、審査会ですか。出されとる資料は、外出支援サービス事業のところは平成28年登録者数、これは960人台で合うとるんですけど、利用者数が423人いうて掲示されとるんです。

これだけちょっと今どうこう言うことないので、印刷ミスなのか、それとも、あとの数字は全て、この評価表と出していただいとる11ページの分、決算委員会資料については合うとるんですけれども、これだけの数字の差があるということは、何か原因があったんだろうで、やはり外出支援サービスで300人、かれこれ400人近い差がデータの的にあるということは、それだけの方が利用できたのか、できていないということになるので、一度調べといてください。今わかりましたらお願いします。

大畑委員長 今わかりますか。

水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 済みません。その数字なんですが、ちょっと今、委員会のほうで提出させていただきました資料をちょっと持ち合わせていませんので、数字の内容を報告させていただきますと、そちらに掲載しております423人は、3月中に御利用いただいた実人数を上げさせていただいております。ちょっとその表の説明のほうは十分ではないと思うんですが、決算のほうでは実利用ということで、登録した人で、毎月使われない方とかいろいろございますので、トータルでは963人のうちの745人が利用いただいたんですが、審査会のほうで報告させていただきました数字は、毎月大体どれくらいの方が利用しているかということで表を作成しておりましたので、3月末に御利用いただいたのが、実人数が423人でございますので、多分そちらのほうの数字を掲載した資料としております。ちょっとどちらが正しいということではないと思うんですが、説明のほうを十分させていただく中で、審査会のほうも進められていると思っておりますので、内容としましては、そういう違いがございます。本来なら同じ数字で御説明するのがよかったんですけども、そのつくったときに、ちょっと整理の仕方が十分でなかったのかなと考えます。

以上です。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 いずれにしても、これインターネットで、会議録で資料として出ていますので、多分市民の皆さんは、おかしいなと思われとると思いますので、また見といてください。別に理由がなかったらいいんです。

それと、次ですけれども、一つ疑問に思うんですけど、利用の資格の場合に、この外出支援サービスというのは、高齢者の生活支援事業等の一つの方法としての要介護やなしに、要援護高齢者とか、ひとり暮らしの人にも適用されるサービスやなかったかなと僕思うとるんですけども、一つだけ、その辺お伺いします。どのように考えて、高齢者等の生活支援事業の中の一つとして、そういうふうな項目があったと記憶しとるんですけども、市としたり、そういうことではないということですかね。その辺の見解だけ。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 御質問のところなんですが、市の制度としましては平成17年当初からございまして、社協のほうに委託、あるいは補助金で運用していただいております。その当時につきましては、身体障がい者の方の外出支援事業ということで、軸になりましたのは腎不全といいますか、腎臓機能障害の方の透析をベースにしてでき上がった事業と認識しております。その後、手帳をお持ちの方につ

きましても同じように、外出の困難な方とかございますので、病院を中心に制度として確立してきております。

平成26年のときに、その障がいをお持ちの方に加えて外出の困難な方、もうそういった方も含めた形での、宍粟市としては非常に幅の広い外出支援サービスに仕上げようじゃないかということで、この折に要介護認定、あるいは要支援認定のある方というのを初めて入れさせていただいたような状況でございます。ところが非常に、介護保険の要支援認定を受けておられる方から全て対象ということになりますと、非常に対象の幅も広がってまいります。そういった関係で何回か制度を改正させていただいてきておるところでございます。

おっしゃっていただいたのは多分、その平成26年の高齢の要介護認定、支援の認定を受けられた方も幅広く利用していただくという改正の折の御意見かなと思っております。そこから平成26年、平成27年、平成28年、平成29年度と、今4年目に変わってきておるところですが、先ほど申しましたように、平成28年に少し対象の方の整理をさせていただく中で現在に至っておるといような状況でございます。

以上です。

大畑委員長 質疑の途中でございますけれども、相当まだ先、通告が出ておりますので、質問、答弁とも簡潔にお願い申し上げます。

続けます。

田中一郎委員。

田中一郎委員 もう長くなりまして、終わりますいうて言おう思いよったとこなので終わりますけれども、最後をお願いしておきたいのは、いろんな条件があって狭めて、利用者人数が減るということは決して僕はプラスじゃないと思います、事業としては、外出支援サービスの事業としては。

今お聞きしていましたら数字とかばっかりが走って、要支援1がこうなったとかいうので、実際、外出支援サービスを利用されている方が減ったと。それで不用額も、ある程度出てるということは、やはりもう一度検証、方法論なり、いろんなことを検証すべきではないかと今、説明を聞きながら思っております。外出支援対象の方、登録の方がふえればええということじゃなくて、やはりその辺の精査も必要でないかなと今、説明を聞きながら思いましたので、よろしく申し上げます。

もう一つ、ここに、先ほど出ましたけど、生活困窮の方、それから経済的に全くそういう余裕のない方等々も恐らくおられると思いますので、その辺も精査しながら、一生懸命頑張っておられるということは、よく今の説明でわかりましたので、こ

れからも外出支援サービス、大いに進めていって、市民の方、喜んでもらうように頑張っていっていただきたいと思います。

以上です。終わります。

大畑委員長 最後のところ、答弁要りますか。

田中一郎委員 要りません。

大畑委員長 いいですか。

田中一郎委員 はい、結構です。

大畑委員長 続けて、山下委員。

山下委員 それでは、同じく外出支援サービス事業について質問いたします。

余り時間はとりたくないんですけども、先ほどの外出支援サービスがどのようにしてできたかという認識がちょっと間違っておられるので、説明されましたでしょ、透析の方からというような。透析の方も含まれておりますけれども、あらゆる障がいを持つ人たち、あるいは、もう御高齢の方たち、そういう人たちの、あと町民、山崎町時代の話ですが、町民の署名活動によってでき上がった制度であって、本来もっと充実した制度であったわけなんです。ちょっと説明が間違っていたので、時間とりましたが、説明させてもらいました。

質問に入りますけれども、成果説明に「利用目的拡充により、障がいのある人の社会参加の促進につなげることができた」とありますが、回数制限、月4回があるので、実際には通院にしか利用できておりません。これは、成果説明が矛盾しておりませんか。回数をふやすべきではありませんか。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 その部分につきましては、平成28年度に、それまでの分につきましては、病院、あるいは行政機関等を中心に御利用いただくということで、行き先のほうにも制限をつけてございました。その平成28年の改正によりまして、社会参加していただくための場所、特定、こういったところ以外も利用できますよということで種々議論いただいた中で、御利用いただくようになっております。

したがいまして、委員会のほうで一度資料も御提示させていただいたんですが、利用されていらっしゃる目的別でいいますと、約8割が病院、通院に御利用いただいておりますが、残りの2割は、あるいは買い物とかいろんな趣味、そういったものに御利用もいただいておりますので、そういった意味でスタートを切れたという認識をしております。

それと回数につきましては、月4回と言っていたんですが、月8回の交付

しております。年間96枚を交付させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 後の答えから言ったんです。月4回と言いましたのは、往復で8回なわけですから、出かけたら帰ってこなければならぬので、私の理解としては月4回と理解しております。

それで、あと、この委員会資料で目的地別利用回数というのをいただいているんですけども、このうち医療機関が79%、ここに行政機関を入れましたら80%を超えるわけでありまして。こういうような状況であるのに社会参加の促進が、つなげることができたというふうに行政としては捉えられるわけですか。

大畑委員長 山下委員、今、委員会資料とおっしゃっていますのは、平成28年度の決算に係る委員会資料でしょうか。

山下委員 平成28年、そうです。平成29年の7月に出してもらっていて。

大畑委員長 わかりました。決算資料としては出ておりませんので、できたらその範疇でお願いしたかったんですが。

答弁できますか。

水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 その部分も踏まえて先ほど病院のほう、8割ぐらいが病院に行かれておりますという御説明をさせていただきました。おっしゃられたように、公共機関のほうも約8%、あるいは買い物等も8%近く行かれておるという認識をしております。

まずもって、最初に限られた中で、それまでの制度では、病院、あるいは公的機関のみというところでさせていただいておりますので、まず、その点につきまして、平成28年度から門戸を広げたというような認識もしておりますので、それが多いか少ないかというのは、御利用いただいている方の判断もございまして、あくまでも平均で、病院に8割、公的機関に10%といたしますか、8%ということでございます。これからまたそういった社会参加のほうも当然ふえると思っておりますので、そういった形をもって社会参加が進んでおるという理解をしております。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 実際に利用してくださっている方が医療機関にしか行けないというよう

な声がありましたので、考えてほしいということなんです。

それと、続いてなんですけれども、この平成28年度の改正で、この外出支援サービスが利用できる人が、要介護3以上ということになったわけです。そこで、要介護1、あるいは要介護2の方は、この外出支援サービスから外されたわけなのでありますが、この要介護1、要介護2の人たちは、公共交通機関を利用できるんでしょうか。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 その部分につきましては、要綱改正の折の6号で、原則65歳以上の方なんですけど、公共交通機関を御利用できない方、端的に言いますと例えば、車椅子を御利用いただいているとか、介助者が必要な方とか、そういった方につきましては申請によりまして、それぞれの個別のケース、聞き取り調査させていただく中で当然必要だという方については、もちろん要介護の認定1とか要支援がある、あるいは、そういったものがなかったとしても、そちらのほうの聞き取り調査させていただく中で対象となってきております。

そういった聞き取りをする中で、バス利用が可能だという御意見をいただいた方については、申しわけないんですけれども、そちらのほうの利用も含めて、この事業からは対象を外れていますよということで不承認というか、非該当という決定をさせていただいております。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 この要介護3以上というのは、ちょうど国の介護保険改正で、特別養護老人ホームの入所者が要介護3以上でないと入れなくなったというような、このような2016年度の改正に合わせたような、全く実際の市民の現状に合わないような、こういうような改正というのは、しないほうがいいと私は思います。

例えば、外出支援サービスの利用者で、要介護3・4・5というような介護度を持っておられる人たちが社会参加というのは、どのような社会参加ができるのだろうと考えたら、やはりデイケア、デイサービスだと思うんですね。そうすると送迎車もありますし、やはり実際利用できないんじゃないかなど。どういう社会参加ができるのかということをお尋ねして終わります。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 先ほども申しましたけれども、決して要介護認定のある方、1・2の方をなくしているわけではございません。当然申請していただいた中

で該当すべき方には認定をさせていただきます、こちらのほうを利用させていただいております。また、それ以外の方については公共交通、あるいは、そういう一緒に行かれる方があったら乗り合わせとか、そういったことも対応していただいていると考えております。

以上です。

大畑委員長 関連で、田中一郎委員。

田中一郎委員 今の答弁聞いていまして、一つだけ、外出サービスが医療にして社会参加できていないかという問答があったんですけど、これも、こないだから出ています格差、地域によって全く違うと思います。過疎地のほうでは、恐らく利用者の半分ぐらいは買い物等々がありまして、医療については常に遠方ですので、それぞれの診療所等から送迎バスが出ています。それに乗って医療等は行かれております、波賀、一宮とか。

だから、一概に一くくりで何割が、8割の人が医療を利用しとるから外出サービスあれや言うのは、これは大きな宍粟市の中ではちょっと、といたしますのは今、これは会議録として残るので、そういう誤解のもとで外出サービスというのが出発していると、やはりそれぞれの地域によって、今言いました支援事業の中の一つと考える中に、最後に書いてありましたね。「地域に応じて運営方法をする」というような項目もありますので、ちょっと今の問答について、私の意見を述べさせていただきます。

以上です。

大畑委員長 わかりました。

水口次長、お願いしておきたいんですが、今日はもう結構ですので、今、田中委員からありましたような、全体は、資料ではわかるんですが、各地域によっている状況も異なっているということですので、一度検証する意味も含めてですね。各地域のどういう利用状況であるか、そういう分布を常任委員会のほうにまた提出いただいて、議論してもらったらと思います。よろしいでしょうか。

では、今の田中一郎委員の意見については、そのように取り計らいさせていただきます。よろしいですか。

田中一郎委員 それで結構です。誤解のないようにだけしていただいたらよろしいです。

大畑委員長 はい、わかりました。

それでは、外出支援ちょっと離れてよろしいですか。私もちょっと。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 通告しておりますので、申しわけございません。

先ほどは、市単独の在宅介護支援費に基づく外出支援サービスの議論であったわけですが、私のほうは障がい者の総合支援費、総合支援法の関係で、障がい福祉サービスとして障がい者の方の移動支援サービス、日常生活の支援というものがあるかと思いますが、いわゆる視覚に障がいをお持ちの方とか、知的に障がいのある方とか、そういう場合は同行援護とか行動援護とかというサービスがあるわけですが、その量がどれほど確保してあるのかということと、実際、決算額調べようとしたんですが、わからなかったもので、それについてどの程度の利用が行われているのか。そういうことをちょっとお尋ねしたいんですが、これ議論しといたら時間がありませんので、また資料で提出いただいてもよろしいでしょうか。

大畑委員長 それでは資料提出ということをお願い申し上げます。

続いて、質疑に入ります。

通告に従って行きます。

田中一郎委員。

田中一郎委員 先ほどたくさんしゃべりましたので、訪問看護については、また思うことと質問だけして終わりたいと思います。

まず、訪問看護につきまして通告しておりますとおり、数値目標の達成ができなかったというのは当然もう看護師不足というのは、よくわかっております。

それから2番目については、よくこないだからも質問させていただいております。特別会計、一般会計含めていろいろ精査して、予算をきちっと置いて、充実した医療を進めてほしいという私の事前通告ということでお願いします。

大畑委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 訪問看護の昨年の実績については、健康福祉部の独自資料の一番最後の51ページのほうにつけておりますので、ごらんください。

訪問回数の予算計上時の数値を下回りましたのは、当初のころ少し訪問する人数が、最初から対象者を11人からスタートしているので、少しずつふやした関係と人員不足というところで、この見込み、当初に立てた回数よりも少ない数値になっております。ただ、だんだん訪問希望者がふえてまいりまして、8月の利用実績を見ますと、もう既に49人で、月に300回以上の訪問をするような状況になっておりまして、臨時の看護師を雇用して、不安定な計画での訪問というのがもう困難な状況になっておりますので、平成30年度には正規の看護師を増員をして、訪問看護が安

定して提供できるようにということで今調整をしているところです。

訪問看護については、特にこれからの在宅医療のところで必須の事業になりますので、その辺の実際の状況を見ながら、常に提供ができる体制を整えていくように取り組んでおります。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 ありがとうございます。もう訪問看護というのは、今、中野課長から説明あったとおりだと思います。これからの地域医療、総合病院を基幹とした宍粟市の地域医療を担っていくのは、介護保険等も在宅医療とか、また介護保険制度も変わって、やはり一番中心になるのは地域医療、在宅医療といったような部分で、そこにやっぱり活躍せんとあかんのは、私は訪問看護ステーションだと思っておりますので、全く今の回答に依存はないんですけれども、一つ、資料をもらっている中で、やっぱりなあ思うところがあったので、またお聞きしておきます。

決算委員会資料の一番最後のページです。51ページ、訪問看護事業特別会計の決算書です。今、課長から御指摘のあったところです。

ここで、こうなれば話は大きくなるんですけど、新規利用者、地区別実利用者いうところで、宍粟市の訪問看護の利用者が少ないですね。

山崎だと12人ですか、そういう見方でいいんですね。

一宮は17人、千種は14人、波賀1人、これは、やはり地元で民間の宍粟市唯一の訪問看護ステーションはががあることによって、この数字が出ているのではないかと推測したんですけれども、どうでしょうか。

大畑委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 民間の事業所が幾つかございまして、波賀と山崎に数カ所ありまして、民間の事業所と競合するということなく、協力し合っというふうな形で、訪問看護ステーションの連絡会というのを設置して、今、運営しているような状況ですので、特に一宮が、民間事業所が撤退した後でしたので、直営のところ幅広く訪問するような形になっております。今後は、民間事業所の状況に合わせて対応できたらと考えております。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 それは、私も望むところです。やはりあるところでは官から民へ、あるところでは民から官へというようなことはバランス的におかしいので、そういうふうなことで民間がふえればええということじゃないんですけれども、やはり宍粟市の訪問看護ステーションの看護師さんも少なく、これ数字見ましたら本当に看護師さ

ん忙しいと思います。1日に10カ所ぐらい回らんとあかんと思うんです。なかなか訪問看護で1日5カ所から10カ所を回るいうたら大変やと思います。

でも、それでまあ頑張っておられるので、一つ、そこで聞くんですけども、その上の人員配置で、管理者1名、看護師3名、臨時看護師1日当たり0.5名というふうに書いてある、これは現在も変わっていないんですか。

大畑委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 正規の看護師は、4名は現状です。常勤の臨時事務員も1名おります。臨時の看護師、これは常勤換算でしておりまして、幸いなことに、訪問看護に協力したいという方が少しずつふえてきて、週に半日、2回、3回とか、1回だけでもという方もふえてきて、今、五、六人の登録の臨時の看護師さんが、常勤換算にすると、まだ少ない状況ですけども、協力も得られ、確保が少しずつ進んでいるかなあとも思います。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 全くそのとおりだと思います。訪問看護というのは、ある程度カンファレンス等行われて、時間単位のサービス提供やと思うので、せめて離職された看護師さん等が、何曜日の何時から何時までやったら行かせてもらうでというような人をたくさんふやして手厚い訪問看護のように、おじいちゃん、おばあちゃん、昼御飯つくらんとあかんで、夕方4時には子ども帰ってくるで、2時から4時までやったら楽ですよというような人は、やはりあくまで医師の指示のもとで動くので、そういうような方向も考えて、充実した訪問看護ステーションになっていったらなと思っております。

数字的なことは、これで別に何も思うことありませんけれども、最後に、民間の訪問看護ステーションが10年ほど前に、たくさんあちこちでできましたけれども、いろんなことで閉められた、その原因も何かというのがあると思いますので、その民間の訪問看護ステーションが、私が知っとるだけでも五つぐらいは、もう閉められております。何で閉めざるを得なかったのかというのも一遍検証していただいたら、これからの訪問看護ステーションのあり方なり、予算のつけ方なり、看護師さんの処遇の問題等々も見えてくると思いますので、重々検証していただいて、進めていただきたいと思います。

最後に、部長のほうから一言お願いします。

大畑委員長 答弁よろしいですか。

世良部長。

世良健康福祉部長 訪問看護ステーションについての力強いエールを送っていただいたように思っております。今後の地域包括ケアを考える上でも、この訪問看護ステーションというのは大きな役割を担っております。一般質問のときにも答弁させていただいておったんですが、まず人材確保、そして、それぞれの地域の実情に応じた、これから拠点の整備も必要かと思っております。

先ほどいただきました、アドバイスいただきながら、また民間の閉鎖した原因も検証しながら、今後につなげてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 これで終わります。

大畑委員長 これは、もう一方、通告が出ておりますので、続けて訪問看護ステーション。

榎橋委員。

榎橋委員 先ほど田中委員のほうから質問していただいて、回答いただきましたので、ほぼわかってはきました。この事業というのは本当に昨年、本当に大がかりな感じでスタートさせていただいた事業ですよ。いろいろ意見もありましたけれども、でも、結果としては、看護師の確保ができなかった。本当にこれから大丈夫なのかというね、今度、正の看護師を確保していきたいという感じでおっしゃっていましたが、果たしてそれで来ていただいて、本当に万全な体制がとれていくという、そういう気持ちでいらっしゃいますか。

大畑委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 訪問看護だけで在宅医療の支援ができるとは考えておりませんので、地域の開業の先生方との連携であるとか、先生方が往診とか訪問診療ができたり、それで指示をしていただくということがまず前提にありますし、そのためには地域の在宅の診療される先生方の確保も必要ですし、それから入院された、必ず高齢者なので入院されることがありますので、そのときの入院先の先生との連携というのもありますし、一つの事業だけで、この事業が効率的に、効果的に運用できるとは思っておりませんので、今、地域包括ケアシステムを検討する中で、その辺のところを在宅の医療と介護の連携の調整の中であるとか、地域包括ケアシステムの構築の議論の中で、その辺のところを、調整をどんどん進めていく必要がすごく大きいなと思っております。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 ここにもありますように、住みなれた自宅で療養生活を送ると、誰しも

こう思うわけでございます。それで先日、この訪問看護を受けられた方が、お家の方が本当に助かったと。本当に心からお礼が言いたいという、そういう気持ちを持っていらっしゃる方に私、出くわしました。本当に皆様が喜んでいただいて、本当に、ここにもありますけれども、みとりもできたということでございますので、どんどんそういうことがしっかりと、これから地域の人、また、開業なさっているお医者さん、また、いろんな方の協力を得ながら、本当に素晴らしい最期を送っていただけて、また、家族の人が安心を持ってもらえる。本当に助かったと。本当に大変でございますので、本当に皆様の協力を得て、最期、本当にみんなが喜んで送ることができたとおっしゃっていただきましたので、そういうやっぱり地域で、これからありたいな。どんどん高齢者もふえてまいりますので、この事業って本当に大変な事業になってまいりますので、これからまた皆様に御協力いただきながらやっていただけたらと思っております。本当に素晴らしいことをしていただいて、また、人材確保もまた、素晴らしい人材を育てていっていただいて、そこのお家に入られたときに、本当に喜んでいただける人に携わっていただきたいと、そう心から思っておりますので、今後そういう方向性で行っていただければと思っております。よろしくお願いたします。

大畑委員長 答弁よろしいか。

榎橋委員 よろしいです。

大畑委員長 看護師のまた情報がございましたら、情報提供ください。

ここで休憩に入りたいと思います。15時まで休憩いたします。

午後 2時50分休憩

午後 3時00分再開

大畑委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

まず、通告に従いまして、質疑を続けたいと思います。

大久保委員。

大久保委員 失礼します。決算書の112ページ、113ページの少子化対策事業の補助費のところにあります、不妊治療費補助費に関してです。当初の予算が303万8,000円、ここに、この金額が設定されて、その後、不用額で110万770円残っているんですけども、当初のこの300万円余りの設定のときの金額と補助費の残り方と、この不用額が多いんじゃないかというふうに思います。

時代の流れの中でいうたら、この不妊治療が求められていると、この助成が求め

られておると思うんですが、ここの不用額が多くなった理由と、いただきました資料の中には、不妊治療者の減ということで書いてあるんですが、その不用額がふえた理由ですね。それと当初の設定のところと不用額がふえた理由をもう少し詳細にお教え願いたいと思います。

大畑委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 特定不妊治療費の平成28年度の予算につきましては、平成26年、平成27年の2年間の実績が30人、平成26年が29人、平成27年が33人ございましたので、それに合わせて予算を計上しておりましたが、実際は24人という形で人数が減っておりますので、予算の不用額が生じております。

この事業は、県の助成の段の部分を市が持つという形にしておりますので、こちらのほうで計画的に人数がコントロールできるものではありませんので、年によって多少のばらつきが、利用の希望者が、差がありますので、ちょっと不用額が生じる年であったり、補正をしないといけない年であったりというのを繰り返しております。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 この制度の中に不育症に係る治療費も含まれているとお聞きしとるんですが、そのところ何か理由があれば、お聞かせ願えますか。

大畑委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 不育症に関しては、少しずつ保険の適用が受けられる治療がふえておるということも現実にあるので、申請が少ないのかなと思っております。

ただ、特定不妊治療よりは、まだ認知度というのが少ないのかなと思っておりますので、それについては、いろんなパンフレット等にも記載しておるんですが、これについては、ちょっと実績が今のところございません。

大畑委員長 大久保委員。

大久保委員 こういう少子化対策の中であつたメニューだと思っておりますけれども、少しでも使い勝手があるように、不妊治療で悩んだという話はよくよく聞く話なので、当局のほうも少しでも使い勝手がええように、また、その県の事業の上に乗せていってはるんだらうとは思っておりますけれども、不妊治療で悩んでお医者にずっと通っている人がおる姿を見たり聞いたりするもので、少しでも使い勝手がええように、また、市民の人に利用しやすい形で持っていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。

大畑委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 本当に委員のおっしゃるとおりだと思います。いろんな思いを聞かせていただくこともありますので、真摯にそのように取り組みたいと思っています。

大畑委員長 それでは、次に移ります。

田中一郎委員。

田中一郎委員 事前質疑書に出していますように、成果説明書65ページです。

65ページの事業名「認知症総合支援事業」についてお伺いします。

これも平成27年からされるところで、私の知識不足のところがあるかと思うんですけども、よろしくお願ひします。

まず、抽象的に、1番、2番、3番、4番と質疑書に書いとるんですけど、それぞれ、その部分について御説明をお願いします。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 それでは、認知症総合支援事業について御報告いたします。

4点あります。まず、支援体制の成果ということなんですが、認知症地域支援推進員を平成27年度より専任で配置したことで、関係機関の認知症施策への意識も高まりました。その上で連携もとりやすくなりましたし、また、認知症にかかわる専門職と共同した事業、一緒に考え、一緒に実践するという事業ということがふえたり活発になりました。

2番目に、介護者との相談及び支援についてなんですけれども、介護者からの相談というの、なかなか相談窓口がわからないというような声も、今までもたくさん聞いておりましたけれども、まだまだ啓発不足ではあるんだと思うんですけれども、認知症地域支援推進員というのがケアマネジャーとか、あるいは医療・福祉・介護の関係者に少しずつ周知されていくことによって紹介を受け、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員に相談に来られるという件数もふえております。

それから、認知症の地域支援推進員は、認知症カフェというのにスタッフとして参加しまして、そこで認知症の方、あるいは、その介護者の方がお見えになったときに、相談に応じさせていただいたり、市としては、こんな施策をやっていますよ、事業がありますよというふうなことで紹介させていただいて、その施策の利用につながっているということも多々あります。

それから3番目、認知症サポーター養成と専門員の確保についてなんですが、認

知症サポーター養成講座、認知症キャラバンメイトという研修を受けた専門職がおります。研修を受けた者が市内にも30名ぐらいおまして、その者が講師となって認知症サポーター養成講座を開催しております。市民、金融機関などの事業所、民生委員・児童委員、小学生、高校生など幅広い対象に実施しておりますし、この事業の要請がありましたときには認知症地域支援推進員が中心となって、対象者がいろいろありますので、どのような内容にしたら、より理解を深めていただき、参加してよかったとだけいただけるような講座になるか、あるいは、参加しただけではなくて、この認知症サポーター養成講座を機に、認知症の方のことを理解し、地域にいらっしゃる応援者として活動してもらえるかというようなことで、その養成講座、ここにつきまして調整というのも認知症地域支援推進員が行っております。

参考になんですが、平成28年度におきましては計16回で、参加延べ人数が426人、認知症サポーター養成講座を受講されております。

それから専門員の確保、これは認知症地域支援推進員を指しておると理解させていただいたんですが、認知症地域支援推進員は看護師資格を有した者を雇用しております。現在は地域包括に1名配置し、市内全体の推進員として活動しております。

それから最後の4番目、新たな事業計画なんですけれども、平成27年度、認知症地域支援推進員を地域包括に設置したことによって、認知症施策というの幅広く進んできたように思いますが、今後は認知症初期集中支援チーム、なるべく早くかわかって、うまく支援のルートに乗っていただく。そうすることによって進行の防止ができたり、家族の介護者としての負担を軽減していこうということで、認知症初期集中支援チームの活動というものを平成29年度より新たに開始します。もちろん平成27年、平成28年と、この初期集中支援チームにつきましてはネットワークを構築するなど、関係機関に協力を働きかけるなどやってきたんですけれども、本格的に今年度より支援チームの活動を開始するところです。

それから、先ほども申しましたように、新たな事業計画ではないんですけれども、まだまだ認知症の相談窓口、悩んでただけけれども、どこに相談していいかわらないという声を持ちながら庁舎に来庁される方もありますので、さらに市民への認知症相談窓口の啓発ということを認知症地域支援推進員を中心に、展開していきたいと思っております。

以上です。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 ありがとうございます。

成果説明書のところに65ページ、それと決算書の103ページに認知症地域支援推進員の賃金として同じ値段が、数字が上がってるんですけど、この賃金というのは今言われたサポーターとか推進員等々の賃金の、その232万4,000円ほどですかね。この賃金の出どころ、ちょっとどういうものに対して出ているのか、教えていただきたいと思います。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 ここに決算書に上げております、あるいは成果説明書に上げております賃金なのですが、これは看護師資格を持った認知症地域支援推進員の賃金です。先ほど申しましたサポーター養成講座の講師、寸劇をしたり、講話をしたりというサポーター養成講座を担当するキャラバンメイトは、無償で活動していただいております。この賃金は、イコール、認知症地域支援推進員のものとして理解していただきたいと思います。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 今の家族の相談の周知の窓口もふやしていきたいということになりますと、やはりこういう認知症の専門の推進員等々のスタッフも必要になってくるのではないかと推測するんですけども、これも先ほどと同じように、どんどん進めていかなくてはいけない、将来にわたって大切な事業だと思っております。それで将来的に、そういう包括センターとして認知症に対する相談、一番大事なものは、介護者に対する相談なり、サポートやというような感覚持つとるので、ちょっと議題から離れるかもわかりませんが、包括支援センターとして認知症の介護者に対するサポートのあり方、将来に向けてのあり方をお聞かせ願いたいんですけど。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 認知症の方を介護される介護者支援ということで回答させていただきますが、御存じかと思うんですけども、なかなか認知症を抱えておられる家族も、困っているんだけど、なかなか相談に行きにくいというような状況もあります。ただ、現在、御存じのように、介護認定を受けられている方にも、たくさん認知症の方はいらっしゃいますし、それから、そういう地域の方々にかかわっておられる民生委員さん等々いろんな組織とかもあります。もちろん介護支援専門員というケアマネジャーもおりますし、介護サービス事業者もおりますので、直、地域包括支援センターに御相談にお見えになるということが難しいのであれば、そういう地域の皆さん方にかかわられる職種の方ですね、いろんな団体なり専門職の方に、相談窓口はここですよと、もしそういう相談がありましたら、住民の方をその地域

包括支援センターなり、各保健福祉課の保健師なりにつないでくださいということも、相談をしやすく、介護者支援につながる一つの方法かと思います。

それから、現在具体的な計画はしておりませんが、できましたら認知症の家族の会というふうなものも、市としては立ち上げていきたいというのを以前から考えてはいるんですけれども、現在、各介護施設とか、それから社会福祉協議会のほうでも介護者の会を立ち上げておられます。そちらのほうにも機会がありましたら出向いていかせていただいて、中には認知症の相談を受けるようなこともあります。ただ、そこそこばらばらの会なので、個々で活動されている会なので、将来的には市として、市全域を網羅できるような介護者の会というのが立ち上がっていけばいいと思いますし、そういう点につきましても認知症地域支援推進員を中心に今後、協議してまいりたいとは思っています。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 それと、続きまして、成果表65ページの事業の成果・評価等のところで、カフェは、開設数は目標に達しなかったと。ちょっとこういう項目があるんですけれども、目標に達するのがいいのか、達しないのがいいのかは別として、こういう項目が出ておりますので、カフェについて目標に達しなかった理由とか、ちょっとカフェについて、お聞かせ願えたらありがたいです。お願いします。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 認知症カフェなんですけれども、この認知症カフェという名前はついておりますけれども、認知症の方、あるいは家族の方、それ以外にどなたでも、そういうカフェという場に集まって、いろんな話をしたり、必要であれば相談させてもらったりということで、楽しい時間を一緒に認知症のあるなしにかかわらず、過ごしていこうということを目的に開設しております。

その中では認知症の方とか家族の方が来やすい雰囲気をつくって、なるべくそういう方がたくさん参加していただいて、介護者支援の場だったり、あるいは、その認知症の方に必要なサービスをつなぐような場ということも中心には考えておりますが、どなたでも地域の方も参加していただく場として設定しております。

会場なんですけど、これも、こちらから開催してくださいというよりは、やはり自主運営、そこそこの場での自主運営ということもありますので、開催していただければいいかなということも目標が、大体8カ所ぐらいが開催してもらえるかなということで上げさせていただいたんです。

立ち上げにつきましては、認知症地域支援推進員等々の行政のスタッフもかかわ

らせてはいただいているんですが、やはりそこそこいろんな事情がありまして、立ち上げの予定はあっても、ちょっと結果的には立ち上がらなかったというふうなところもあります。

ただ、そうはいいましても、なるだけこのカフェの場がたくさんできて、しょっちゅう開いていないところばかり、定期的な開催なので、認知症の方や家族の方がいるなところへ参加できるような場をつくっていきたいということなので、今後もカフェの開設会場の増加につきましては協力、立ち上げ支援のほうも続けていきたいとは思っております。

以上です。

田中一郎委員 私もこの事業を初めて知ったというたらおかしいんですけど、目に触れたり、実際ちょっと、ちらっとのぞいたりしたぐらいのレベルだったので、ちょっとこの機会で、成果表で出ていましたので御質問させてもらったところなんですけれども、カフェの回数が減ったというのは、8カ所の予定が7カ所やったで達成しなかったということなんですけど、最後に、カフェとして中身、内容は、最初の当初の計画と、思われとったのと同じように内容は、何とか達成して今うまいことってます。何か課題がありますよというような部分で、内容的に、メニュー的に、食べたり食ったりするメニューやなしに、そういう認知症に対しての支援、また、地域、子どもたちに対してのかかわり、理解ができたかできていないかいう、その内面の達成度について一言お願いして、私の質問を終わりにしたいと思えます。よろしくをお願いします。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 認知症カフェの達成度ということなんですけど、先ほども申しましたように、会場数としては市内全域で7カ所というのはまだまだであるということで、なるだけ多くふやしていきたいという思いはあります。

それから、このカフェの参加、利用状況なんですけれども、先ほども申しましたように、どなたでも認知症のあるなしにかかわらず、気軽に寄っていただいて、一緒にお茶を飲んで時間と場所を共有する、あるいは、そこにいるんな話題、共通の話題で話ができるということを目標にはしているんですけども、参加者自体もまだ少ない状況です。まだまだPR不足ということもありますので、今後もそのカフェについては啓発ということを、いろんな方法を使いながらやっていきたいと思えます。

それから、内容なんですけど、ある程度、地域包括支援センター、あるいは認知症

地域支援推進員としても、かかわらせてはいただくんですけれども、やはり開設された場所で、御自分たちでいろんなメニューを考えておられるという状況です。一緒に参加していただいた後の振り返りのときなんかは、少し意見を申し上げることもあるんですけれども、せっかく自主運営をしてくださっていますので、余りこちらが目指すもので、ああとかどうとかいうふうなことは余り申し上げることはありません。ただ、なるだけいい方向に、皆さん方が楽しめる場所として運営できるような支援というのは今後も続けたいと思いますし、本当に場所によっては、あ、こんなことをされるんやというような、いろんなアイデアを持って運営されているところもありますし、本当にそのカフェに参加されることを楽しみにしておられる方というのもいらっしゃいます。

以上です。

大畑委員長 田中一郎委員。

田中一郎委員 特に認知症の方は、自主的に動くいうことは何より一番大切だと思いますので、やはりこの事業の中身、ちょっと今、メニューいうたら、カフェでメニューいうと、ちょっと僕の思うとったメニューとは違うので、内容なり運営の方針としては、なるべく利用者の方が自主的に動けるような方向性を今言われたように持って行って、それが、運営がうまくいけば、この事業は大成功だと思っておりますので、その辺のところが十分に配慮しながら、これからも進めていただきたいと思えます。

最後に抱負等を述べていただいて、それで終わっていただいて結構です。お願いします。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 ありがとうございます。先ほども申しましたように、まだまだ数をふやしていきたいということと、メニューにつきましても、認知症の勉強会をされたり、それからピアノの演奏会をされたり、もちろんお茶を飲みながら、何か共通の話題があれば、それでお話をされたりというところもありますし、もっともっといういろいろ自分たちで考えられて、いろんなことをされているところもあります。

ただ、いろんなメニューということも大事なんですけれども、やはりその御家族や認知症の方が来られて、ちょっとほっとされる、ここに来てよかったねと。そんなにああしてこうしていうことはないけれども、ここに来ることで少しまた介護が頑張れるとか、ほっとした時間を過ごせたというふうな場所ということを最終的には目指したいと思えます。

以上です。

大畑委員長 次の質疑。関連ですか。

神吉委員。

神吉委員 1点だけ、閉めていただいた後に申しわけないんですけど、事業内容の5番で、ひとり外出見守り・SOSのネットワークの構築を書いているんです。これの内容をちょっと教えてもらいたいのと、予算かかっている費用が負担あったんだったら、その金額と教えてください。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 認知症の方はどうしてもお一人で外出される上で、ちょっと帰り道がわからなくなったりとか、家に帰れなくなるというふうな状況もよく御存じかと思えます。それでGPSの貸し出し、GPS機能のある器械を貸し出したりとか、あるいは事前に、もし行方不明になられる可能性がある方は、御家族の申請のもとに、事前に写真つきで、その御本人の情報を行政とか市のほうに、警察に登録しておいていただくという、大まかに言いますと、そういう事業です。

GPS等につきましては、少し個人負担もあるんですけども、そんなに多額の負担ということにはなっておりませんし、警察等への事前情報の登録につきましては、全く費用のほうはかかっておりません。

以上です。

大畑委員長 神吉委員。

神吉委員 もう一点です。それは平成28年度からの事業ですか。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 平成26年度と、それから平成27年度から実施しております。途中からなんですけど、平成26年度と平成27年度です。

以上です。

大畑委員長 それでは、次の質疑に移ります。

榎橋委員。

榎橋委員 それでは、成果説明書の64ページですね。シルバーパワーアップ事業のほうから質問させていただきます。

最初に、いきいき百歳体操の参加人数でございますが、先ほどお聞きしましたので、これは結構です。

ポイントをつけていただいている制度が今年の3月31日で廃止になりました。何とかこれを続けてほしいという意見もたくさんございましたが、それにかわるよう

な施策の検討はあるのでしょうかということと、90歳以上の方が本当にふえてまいりました。元気で長生き、長生きしていただくのはいいんですけども、最後まで元気にというのはなかなか今難しい状態ですよね。それをどうやって元気に長生きしていただいて、楽しい人生を送っていただける対策はお持ちですか。

以上です。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 それでは、シルバーパワーアップ事業について御報告させていただきます。

シルバーパワーアップ事業、いきいき百歳体操教室をほぼ指すわけなんですけれども、実績のほうも再度申し上げますが、参加人数が、登録人数ですね、平成29年3月末で89会場の1,753人、65歳以上の13.8%でした。それから直近のものでいいますと、平成29年8月末現在で96会場にふえております。登録人数が1,879人です。

2番目のポイント制度にかわる施策としてなんですけれども、ポイント制度終了後の取り組みとしましては、ポイント制度、いきいき百歳体操教室を始めていただく、取り組んでいただく一つの動機づけとして位置づけておりましたけれども、実績のほうから当初予定の3年間で一定の目的は達成したと判断し、終了いたしました。その分、平成29年度からは個人へのポイント付与というような、個人への支援からグループ、老人クラブとか自治会とか、そういう体操をされるような団体ですね。そこに支援していくという方向、個から団体へという方向に転換しております。

いきいき百歳体操などの運動とか交流を通して、高齢者が楽しく集える場、高齢者の通いの場づくりというのを今年度より取り組んでおります。そこには、いきいき百歳体操のような体操メニュー、運動メニューがあったり、それ以外に何か高齢者の方が交流を図り、いきいきと時間を過ごしていただけるようなメニューをやっていただくということで、高齢者の通いの場づくりというのに取り組んでおります。

この高齢者の通いの場づくりなんですけれども、なかなか参加者のみでいろんなメニューを考えていただいてというのも難しいところがありますので、もちろん、いきいき百歳体操を続けられるところは体操への支援も行いますし、あと、医療、介護、福祉、あるいは、それ以外の専門職とかボランティアなどを講師として派遣して、その通いの場をさらに充実させ、継続させていくという支援を行います。

それから3番目、元気で長生きの対策についてなんですけれども、やはり若い年代から健康長寿を目指して、健康寿命を目指しての対策というのは生活習慣病予防対策になるかと思いますので、これにつきましては健康診断とか健康教育、健康

指導という保健福祉課所管の事業との連携ということが必要かと思えます。

それから、特に高齢者について申し上げますと、健康長寿の大きな要因、いろいろな栄養、運動、食事、いろいろな要因があるかとは思いますが、高齢者につきましては、いろいろな研究の中でも社会性の維持ということが、元気で過ごしていただく大きな要因として上がっております。そういう意味からも高齢者の皆さんが身近な場所で開催される通いの場に参加されるということは外出の機会にもなりますし、地域の方々、ほかの方々との交流が持てるということは社会性の維持にもつながりますし、いろいろな刺激を受けられて、また、生きがいづくりにもつながると思えます。

そういう意味からも健康で、高齢者の方も元気で長生きしていただく、過ごしていただく一つの方法として、この通いの場づくりということは、今後ますます力を入れて展開していきたい事業と考えております。

以上です。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 それでは、ポイント制度が個人からグループへの支援に変わったということですが、このグループへの支援とはどういったものなんですか。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 グループへの支援といいますのは、今現在考えておりますのは通いの場づくりへの支援ということで、そこにいろいろなメニューを提供できるような人材を派遣していくということで考えております。もちろん新たに、いきいき百歳体操教室を立ち上げ、それを通いの場としての一つのメニューとして実施したいという希望がありましたら、今までどおり、おもりの貸し出しとか、それからDVDの貸し出しとか、それから、正しく体操をしてもらうためのインストラクターの派遣とかも続けて行っていきたいと考えております。

以上です。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 いきいき百歳体操の参加者と箇所もふえてまいりました。その通いの場づくりを今後始めていかれるわけですが、この通いの場に来られる人はいいんですよ。なかなかお家にこもってしまっている方、たくさん地域にもいらっしゃって、その方たちは、ほっとくと認知症になってしまうという傾向性に流れていくと思うんですね。その人たちをどうこの皆さんの場に連れて出るというのが、なかなか至難のわざで、これがかっちりやらないと、する人はいいけれ

ども、残っていらっしゃる方がどうなのかというのがちょっと心配になってきますけど、その辺はいかがですか。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 老人クラブの健康教室とかいろんな場でも、なかなか参加されない方は、どこにも行かれないというような傾向もあるかとは思いますが、ただ、通いの場ではなくて、いきいき百歳体操教室という平成28年、平成27年、平成26年から始めているんですけれども、状況を見てみますと、例えば85歳にもなって、なかなか老人会にも行くのがおっくうやと。若い人は、まだ65歳になったばかりで、85歳にもなると、なかなかちょっと行きづらいとかいうふうな声も聞いていたんですが、このいきいき百歳体操教室を始めた方で結構、あんまり今までどこにも行ってなかったけれども、この教室には参加するとか、あるいは自主運営ということでやっていただいているので、御自分たちで公民館まで行けない方の、一緒に誘い合っって車で行かれるとかそういう取り組みも、この教室の中では見受けれます。

確かに委員がおっしゃるように、家からなかなか出にくい方こそ、一つの外出の機会として、この高齢者の通いの場づくりということも考えておりますので、参加しにくい方がなるだけ参加していただけるような場としては、どういうふうにやっていったらいいかというふうなことも、地域で開催される皆さんも交えて考えていきたいとは思っています。

ただ、いきいき百歳体操教室の参加者を見ますと、もう既に認知症の診断を受けておられるような方も、介護2ぐらいまでの認定を受けておられる方も参加されているという状況を見ますと、そういう意味では元気な方だけが来られる場では、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、元気な方だけが来られるだけではない、みんなで誘い合っって、なかなか参加しにくい方も一緒に、みんなで楽しい時間を過ごしましょうということでは、地域の皆さん方も認識されているのではないかなと思います。

以上です。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 1点だけ、済みません。今後、認知症がかなりふえるだろうという数字が出ているわけですね。ですから、通いの場に来られたときに、さっきもおっしゃっていましたが、百歳体操に来られている方も認知症が入っている方もいらっしゃる。だから、本当に認知症をこれからふやさないという、そういう働きかけ、どうしたら認知症をとめられるだろうかという、そういう働きかけを今後しっかり

していただくことを希望するんですね。

本当になかなか、一人で住んでいらっしゃる方はもちろんなりやすいです。でも、たくさん住んでいらっしゃる方も、なかなか家族で会話するということも最近ままならない時代になってきておりますので、本当にそういう人を見守っていただくことで、本当に認知症がふえないやっぱり町にして、いろんな面でお金もかかってくるでしょうしね。いろんな人の手も使っていくわけですので、そういうことの本当にしっかりした施策、もう本当にならない、どうすればいいのかと研究をしていただいて、頑張っていたきたいなあと。そういう場に来ていただいた方にですよ。また、来ていただかない方にもしっかり、こういうことを気をつけてくださいねというのをしっかり訴えていただく。そういうことを考えていらっしゃいますか。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 認知症を予防する、認知症の方を余りふやさないように、なるだけふやさないようにということなんですが、いろんなそういう研究論文等々も発表はされておりますけれども、やはり人間どうしても90歳以上になると、もう6割の方が認知症というような研究データも出ております。だから、長生きすればするほど、どうしてもそういうことに傾いていかざるを得ないという状況もあるんですが、先ほども申しましたように、通いの場づくりに参加される方々、いろんな方がお見えになるとは思うんですが、そういう場でも認知症予防についての啓発とかも行っていきたくと思いますし、今年度よりコグニサイズというんですけれども、そういう認知症予防の頭と体を使ったような教室みたいなのも、試験的に開催しております。評価もしながら、そういう取り組みも今後は進めてまいりたいと思います。

いろんな機会を捉えまして、高齢者だけでない、本来はもっと早くから、そういう認知症予防ということとは取り組んでいくべきだとは思いますが、ただ、認知症予防も大事なんですが、そうなったときに周囲がどう対応するかということも非常に大事かと思っておりますので、予防とあわせて、やはりサポーター養成講座のような、認知症の方の応援者、うまく対応していただけるような方々をふやしていくということも、あわせて必要かとは思っています。

以上です。

大畑委員長 関連ございますか。よろしいですね。

では、続けて榎橋委員。

榎橋委員 それでは、続けてよろしくお願ひします。

66ページの意思疎通支援事業についてお伺いをしたいと思ひます。

この手話講座もたくさん開催をしていただいて、市民への手話への普及も広まったと思いますが、今、手話通訳者は何人いらっしゃるのでしょうか。

今、市役所の窓口にお二人ぐらい、通訳ができる方を雇用していただいていると思いますけれども、その働きとまた皆さんの、どういうふうに思っているのかの声が聞けたらいいかなと思っております。

まだまだ手話を必要される方にお聞きしますと、コミュニケーションがなかなかとれないわけですよ。いっぱい教室も持っていますし、皆さん、しましようにねって足を運んでいただいているんですけども、なかなかしっかり通訳ができて、その人とコミュニケーションがとれるというところまでなかなか行けていないので困っているということもおっしゃっていますけれども、今後どのような対策で、その人たちが困らない生活をしていただくためのお考えをお聞かせください。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 それでは意思疎通支援事業の御報告させていただきます。

平成28年度におきまして、手話講座という御質問なのですが、手話教室といえますか、御依頼をいただきまして、手話通訳者を派遣するような教室を昨年3カ所、自治会、幼稚園、老人クラブの3カ所から御依頼をいただきまして、合計ですが70名の参加を得たような形で、手話教室を開催させていただいております。

手話通訳者ということで、宍粟市のほうに今登録をいただいておりますのは17名だったと思っております。そういった方々の中で市役所のほうにも、平成27年から通訳者を設置するという形にしておりまして、平成28年度におきましては2名、通訳者を設置しております。

また、二つ目、コミュニケーションの部分でございますけれども、そういった設置通訳者も置いておりますし、登録の方を派遣するというような事業にも非常に力を入れておりますので、平成28年度におきましても病院でありますとか、それぞれ社会参加というような形で講演会といえますか、個人的に行かれるような講話でありますとか、シリーズ物の教室ですね。ああいったものにも参加したいというような御要望をいただきまして、通訳者の派遣等をやっておるところでございます。

そういった実績につきましては、今日の決算資料の9ページのほうに意思疎通支援事業ということで上げさせていただいておりますので、また参考に見ていただきたいと思っております。

それと、コミュニケーションがなかなかとれないというようなことで、先ほどの

ような通訳者の派遣でありますとかしております。また、市役所におきましては、窓口のほうにコミュニケーションボードということで、平仮名で五十音でありますとか、ちょっと筆談を希望するというような指示ができるようなボードを置くなどして、窓口に来られた方の対応をできるようにしておりますし、また、障害福祉課に設置しております手話通訳者のほうが別のほうの課に行きまして、お伺いするようなことも対応しておるところでございます。

最後の日常生活で困らないようにする対策ということで、これは非常に大きな課題でございますので、すぐに即効性のあるものは非常に難しいとは思いますが、将来的に向けて、こういう手話の普及、あるいは、なれ親しんでいただくというような目的もありますので、子どものときから、小学校、あるいは中学校とか、そういったところにも講師を派遣するような研修をしたりする中で日常、普通こうやって会話するのと同じような形で、手話を一つでも覚えていただく、手話になれ親しんでいただくということも含めて、そういった取り組みも進めきておるところでございます。

以上です。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 それでは、お二人の方が窓口いらしてくださっているんですが、皆様に来られて、いろんな部署ありますよね。ちゃんと紹介していただいて誘導していただくという感じで、お仕事なさっていらっしゃるでしょうか。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 障害福祉課にお見えになれるろう者の方につきましては、そこで大体の業務が終わるような形で御用件をお持ちの方がほとんどでございますので、場合によっては、ほかの部署のほうに情報をとるとか、そちらのほうと一緒にいくというようなこともあろうかと思えますけれども、まず御相談いただくのが、派遣の要請でありますとか、病院にいついつ行くから同席というような、書類審査ですね。そういったものをいただくことが多ございますので、窓口に来られた場合は、大半が障害福祉課の相談のところ終わるという簡潔型のことが、相談のほうが多いかなと思っております。

以上です。

大畑委員長 榎橋委員。

榎橋委員 それで、その市を必要となさる方がすぐに、予約制みたいな形があると思うんですね。どこどこに何日に行きたいけれども、一緒に行っていただけません

かとか、急に申されたときも対応できる状態になっていますか。

大畑委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 制度的には皆さん御承知いただいておりますので、原則1週間前に相談いただくこととなっております。それで、その中で先ほど申しました登録の17名の方の都合を確認する中で、そちらの目的のところに行っていただくというのが原則でございます。中には、例えば急に体調不良になったので、病院に行きたいので同席をとということになりますので、そういった場合は、設置の通訳者が同席することもございますし、平成28年度からは緊急携帯ということで、メールを使っていただけるような形で、そういった方々にはメール、あるいは電話番号を御周知させていただいております。やはり夜間とかにおいても、緊急で病院に行くというような事例も多少ございますので、そういった折にも通訳者のほうが、夜中であっても同席させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

大畑委員長 私のほうで通告しておりますので。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 意思疎通支援事業関連で質問させていただきたいんですが、私のほうは、視覚に障がいをお持ちの方の意思疎通支援事業がどのように、平成28年度行われたかなというのと、内容とちょっと決算額でお教えてください。

田中副委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 先ほど言いました資料の中の9ページのほうに、資料内容は上げております。ちょっと私のほう勘違いしておりまして、視覚障がい者に限定された形になりますかね。

大畑委員 そうです。

水口次長兼障害福祉課長 ちょっとその部分につきまして混同した決算にしておりますので、ここに上げておりますのは要約筆記等を含めた派遣となっております。総額では890万円余りということでございますので、ちょっと中身のほうを再度精査させていただいて、途中でありましたような資料、一緒に報告させていただきます。済みません。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 手話のほうは、その条例ができてから非常に進んでまいりまして、施策もどんどんと普及してきていると思うんですが、視覚のほうに障がいをお持ちの方について少し、どうなっているのかなということをお伺いしたかったので、その辺、

また決算額についてお知らせいただきたいと思いますが、わかる範囲で答えていただきたいんですが、これまでも要約筆記の皆さん方が、そういう意思疎通支援事業にかかわっておられて活躍されていると思うんですが、その普及がどのようになっているのかということと、それからデイジー図書、これは障がい者自身が図書を読めるということで、デイジー図書の普及ということも言われておりましたが、その普及がどのようになっているのかということについてお伺いします。

田中副委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 要約筆記につきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、いろんな講演会でありますとか講話といったところで参加をさせていただいております。ただ、手話のほうは、いろいろ講習、研修をさせていただいておるんですけども、要約筆記の方につきましては、講習、研修いただける場所が、市内のほうで準備ができていないのが現状でございます。県のほうで開催されます神戸、あるいは但馬のほうで開催されることもあるんですが、そういった研修に参加していただく必要がございます。となりますと、なかなか参加しにくいのが現状ということで、少し手話のほうの、いろいろ講習、講座を取り組んでおるところから少しおくらせているところがございます。

また、デイジー図書につきましては、ちょっと私も十分な知識を持っておりません。従前ですと、そういったボランティアで活動されている方の図書のほうを図書館に置くとか、そういった話も従前あったんですけども、ちょっと現在のところ、詳しいところを掌握しておりません。申しわけありません。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 手話言語条例は、もちろんその対象者は決まっています、どんどんと普及しているんですが、その反面で、視覚障がいの方々が置いてきぼりになっているん違うかというような声もございますので、その辺のほうも一つ今後、力を入れていただきたいということをお願いしておきます。資料、また改めてお願いいたします。

続けてよろしいですか。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 次は、委員会資料の13ページ、相談支援事業所「みずばしょう」のところの関連して質問させていただきたいんですが、まず、この障がい者の相談支援事業所というのは、直営がこの「みずばしょう」1カ所と、あと、市内には社協とかNPOとか、そういうところで運営をされているところが3カ所あるというふうに聞

いておりますが、そのことに間違いはございませんでしょうか。

田中副委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 おっしゃっていただいたように、「みずばしょう」が直営でございます。あと3カ所、社協さん一つと、それと、民間の「まどか園」と「すぎの木」さんのほうに開設されております。

以上です。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 それで、「みずばしょう」の決算額について、まずお尋ねするんですが、ここにもありますように、決算額1,078万5,063円ということになっております。その主なものが人件費でございますけど、それが支出の全体で、この下の段に書いてあります報酬、サービス計画の作成費報酬945万5,850円、これが歳入というふうに考えてよろしいですね。となりますと、差し引きしますと130万円ほど、ざっと赤字という運営になっておりますが、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

田中副委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 そのとおりです。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 そうしますと、ほかの民間で運営を願っているところについても、これに近い決算状況になっているのでしょうか。

田中副委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 おっしゃるとおり、相談支援事業所につきましては、非常に報酬単価とのバランスが厳しいものとなっております。したがって、なかなか設置と事業を行っても報酬にはね返らないというような場合もございますので、運営については、どちらのほうも厳しいのかなと認識しております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 そうしますと、前々から児童の部分は直営で行うけれども、障がい者総合支援部分については、できるだけ民間にというお話が前からずっと続いておりますが、そういう民間さんが受けるにしても収支が合わないとなると、なかなか手が拳がらないんじゃないかなあというふうに思うんですが、その辺は、そういうふうをお願いする場合は、何らかの支援策を考えておられるのでしょうか。

田中副委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 その部分につきましては、今後も課題と考えておるところでございます。平成25年、平成26年のこの制度の変革の折にまず、そういった

事業所を市内のほうで持てないかということで、関係の事業所にもお願いした経緯があると思うんですが、なかなかそういったところですぐ対応も進まないということで、直営のほうも入らせていただいております。

今後、事業継続、あるいは対象者のほうもふえてくる可能性もございますので、そういったところを見きわめながら、事業所のほうの立ち上がりとの調整、あるいは、そういうサポートが必要なところも出てくるかもしれませんので、検討課題と捉えております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 それの検討をよろしく願います。

この全体の状況を見たいんですが、その「みずばしょう」の部分しか出ていないので、ちょっと市内全体、どういうふうにサービスの計画が進んでいるのかちょっとわからないので、また、みずばしょうと、それ以外のところとの数字の資料をいただけたらというふうに考えます。

それで、ここで見ますと、やっぱり平成27年度よりも平成28年度、対象者が伸びてきていると思いますし、これは児童も含めて伸びていますが、これ逆に言うと、そういうサービス機関がふえてきたということで、サービス計画を求めに来られている方がふえているんだろうというふうに思うんですが、実際、左側の表では、対象者全体の数が書いてありますけれども、そのうちからいうと369人の障がい者、児童が75人というのは非常に少ないなという感じを受けてしまうんですが、この辺はどのように見たらよろしいのでしょうか。

田中副委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 サービス計画作成の状況として、13ページにお示ししている図は、対象者というのは市で今、サービスを使うために計画が必ず要するという、サービスを使われている方の対象人数が、これは、みずばしょうだけでなく、ほかの事業所も含めて、市外のサービスを使っておられる方も含めての人数になります。

それから、児童の分についても同じことになっております。計画作成済みの人数が、ここに366人というふうになって、児童は全員計画が立っているというふうになっております。

それぞれのサービスが、それぞれの人がどのサービスを組み合わせさせて使っておられるかというのは、ちょっと分析したものがございませんので、ちょっとこれについては、また障害福祉課のほうと相談をして、分類ができる範囲で、ちょっと調整をしてみたらと思っております。

児童福祉分の54人が75人にふえたのは、市内に1カ所、子どもの対象の事業所がふえたため、そこへ行かれる希望の方に全てプランが必要ということで20人ほど、1年間でふえています。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 また、その障がい別のサービスの利用みたいなものはお示しをいただきたいと思いますが、ちょっとここで全体が私わからないのは、サービス計画作成で、このそれぞれの相談支援事業所に来られるということは、例えば作業所で就労したいとか、どここのグループホームを利用したいとか、そういう福祉サービスを利用したい方が相談に見えるんだろうと思いますが、この障がい者の数からいいますと、左側の表にある数ですよ。そのうちのほんの一部のように感じるので、そこに来られていない方々について十分に、そういう周知がされていないのか。あるいは利用の必要がないというふうに考えておられるのか、その辺がちょっと見ないんです。その辺はどういうふうに、この369人について判断されているんでしょうか。

田中副委員長 水口次長。

水口次長兼障害福祉課長 当然そのサービス、乗っていただくために計画相談いただいて、プランを立てるという形にはなっているのは間違いございません。ただ、障がいをお持ちであっても、自立支援医療とか特に相談なしに、入院措置のみされていらっしゃるような方もありますので、これ以外にもそういった利用はされている方もあろうかと思えます。また、サービスを必要とされない障がいの場合もございますので、こぼれがあるかないかと言われると難しいんですが、そういった相談件数も徐々にではありますがふえておることですので、必要性、重度化する、あるいは高齢化するというような形で、その必要性が生じてきている方もふえてきていらっしゃるのかなと思っております。

以上です。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 先ほども次長言われた、その自立支援医療をですね、この辺に要は、病院に行って診断受けて、投薬を受けていかなあかんというように、そういうところに行きたくない。薬漬けになりたくないという人は、そういう自立支援医療制度にのっからないわけですね。そうすると、この相談支援事業所で障がい支援区分が受けられないいうところで、本来なかなか社会復帰難しい中で、そういう方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう何か制度のは

ざまといいますか、そういうところにいらっしゃる部分を何か救済する方法はないのかなと、いつも思うんですが、それについて何か、ふだん思われていることありませんか。

大畑委員長 済みません。その前に、終了の予定時間になりましたが、質疑を続けさせていただきたいと思います。

田中副委員長 中野課長。

中野保健福祉課長 障がいをお持ちで、手帳を既に持たれている方も、それから、障がいかもしれないけれども、手帳を持たれていない方も、それから今おっしゃったように、治療を受けるということに、すごく踏み切れないという方もいらっしゃるし、病気であるということが、本人さんも周りも気づいておられない方とかいろんな方がおられて、まずは相談支援というところで、お話を聞くことで、その人が求めておられることであったり、その人が利用されようというサービスにつないでいく役割というのが、この障害福祉課にあります基幹相談支援事業所の役割とっておりますし、直接、みずばしょうのほうに相談に見えても、思っておられる以外の、その人にもっと必要なサービスであったり制度とかが、つながないといけない場合があるので、その部分については障害福祉係と、みずばしょうのほうと連携して、結構個別の相談対応をしておるかなあと思うんです。

それで、その辺、非常に個別性の高いところというのは、やっぱり窓口を決めない相談というのがすごく大事なかなと思うし、その人がその窓口に来ないと、ちょっとこちらの窓口につなぐという配慮というのが、社会福祉課の相談員であったり、保健福祉課の相談員であったり、障がいの相談員であったりという、相談業務をする者の中のちょっと技術かなと思っていて、この辺については随分、北庁舎に福祉の部門が集まってから相談担当する者が、連携がしやすくなったかと思ってあって、やっぱりはざまというのが、これからもどんどん出てくると思うので、そこへの部としての相談支援の進め方みたいなところは大きな課題になっているかなあと思っていて、部の中で時々そんな話をしているような状況です。それについては進めていかないといけない課題として、みんな認識しております。

田中副委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。特定の窓口というよりも健康福祉部へ行けば、北庁舎へ行けば、適切なアドバイスが受けられるということで、今後ともそういう体制でお願いしたいというふうに思います。

大畑委員長 続いて質疑をしたいと思いますが。

関連ですか。

宮元委員。

宮元委員 済みません。事前に質問書を提出していなくて、また、時間過ぎてるけど、質問させていただきます。委員会資料の3ページ、シルバー人材センターについて質問させていただきます。

シルバー人材センター運営費補助事業943万1,000円となっております。続いて、4ページには老人福祉センター（つちのこホール）、こちらのほうがシルバー人材センターに170万円で指定管理委託となっております。両方お金から、シルバー人材センターに運営費の補助事業としていながら、またこの管理委託ということで170万円が出ておりますので、こちらについて説明をお願いいたします。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、私のほうからシルバー人材センターへの運営費補助金について御説明させていただきます。

こちらの補助金につきましては、公益社団法人でありますシルバー人材センターの管理運営、シルバー人材センターの組織も含めた管理運営に対する補助金ということで、国がシルバー人材センターに対して補助をしている額と同額の補助金を補助させていただいているような状況になっております。

先ほど御質問をいただきました委託料のほうにつきましては、具体的に老人福祉センターの管理運営のほうを委託するということの委託料となっておりますので、こちらのほうが例えば二重の補助になっているといたしますとか、そういったことでは、まずございません。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 それでは、この943万1,000円というのは、国から入ったお金をそのままシルバー人材センターにお渡ししているという状況ですか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 シルバー人材センターのほうに別に上部団体を通じて、国のほうから補助金を交付されております。こちらの943万1,000円につきましては、市のほうから別途交付させていただいている補助金になっております。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 それでは、次の下、活動状況についてなんですが、会員数は452名、そして契約金額が2億1,252万9,319円となっております。会員数で割ったら1人、大体47万円、延べ就業者数で割ると、大体5,500円ぐらいになるかなと思っております。

すが、この契約金額はそのまま会員の方、また、就業者の方に渡っておりますか。それとも手数料として、シルバー人材センターのほうに入っているということもありますか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 手数料という項目といいますか、名称であったかどうかということは、申しわけございません、私、今お答えできませんが、何%かのほうは事務費のほうに回っております。

大畑委員長 宮元委員。

宮元委員 それは10%以下の事務費なんでしょうか。それが15%、20%という数字になりますか。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 申しわけございません。今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、また改めて御報告をさせていただきたいと思います。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 それでは、2点あるんですけれども、まず1点目は、この介護保険事業特別会計の介護サービス給付費に多額の不用額が出ておりまして、その理由として利用実績が利用見込みより少なかったためというふうに書いてあるわけなんですけれども、この平成28年度の介護保険の改正として、特別養護老人ホームの入所者が、原則要介護3以上でないとい入れないとか、あるいは、所得によっては自己負担が2割になったとか、あるいは、預貯金が一定以上ある方は介護サービス費用の一部補助がなくなったとか、あるいは、要支援の1・2の方の実施者が市町村へ移ったとか、こういった国の介護保険の改正によって、実はサービスが利用したいのに、できていないという方がたくさんおられたのではないのかなと思うのですが、その辺はどのように捉えておられますか。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 予算額の中で不用額が出ておる分につきましては、経年的な、その平成28年度予算につきましては、平成27年度の実績も見ながら、あと伸びということも勘案した上での予算というのは立てさせていただいております。

その中で実際、不用額がこれだけ出ているんですけれども、利用実績を見てみますと、決算上は平成27年から平成28年にかけては、大体3,000万円近く増となっております。

先ほど委員が指摘がありましたように、平成27年、あるいは平成28年の改正によ

って、利用したい方が利用できなくなったのではないかというふうなことだったんですけれども、所得に応じまして特定入所者、介護サービス費、住居費とか食費のほうが減額されるというような制度も、利用者が非常に伸びておるとか、あるいは、それぞれサービスによりまして増減はあるんですけれども、そんなに制度改正によって大きく利用しにくくなったというようなことは考えておりません。

それぞれケアマネジャーがいる場合は、もし制度改正による不都合というのか、利用したくてもできないというような情報がありますと、また個々相談をいただいておりますし、個別に対応させていただいているものと認識しております。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 それでは、この平成28年度の国の介護保険の改正による影響は、宍粟市においては、ないというふうにおっしゃられるわけですか。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 済みません。平成28年の改正といたしますのは、所得、限度額とかの意味合いでしょうか。非課税年金が所得の中に見られるようになったとか、そういう部分でしょうか。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 最初に言いましたように、特別養護老人ホームに入れる方が、要介護3以上でないと入れないということで、新規に入りたいなと思った方も入れなかったということとか、あるいは、所得によって自己負担が1割から2割負担になったので、使いたいサービスが使えないというようなこととか、あるいは、介護サービス費用の一部が、預貯金1,000万円以上あったら補助なくなってしまったので、サービスが使えないといったような、国の介護保険制度の改正による影響というものは、この宍粟市においてはなかったのかどうかということをお尋ねしています。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 まず特別養護老人ホーム、要介護3以上でないとということなんですけれども、平成27年度から改正にはなっておりますけれども、決して要介護1・2の方が入れないという状況ではありません。単に介護度のみでなく、在宅での生活が困難な要件というのがあれば、現に私がかかっていた方も要介護2でしたけれども、入所されておりますし、施設のほうでも入所判定委員会の中では、介護度だけにかかわらず、ほかの要件、在宅での介護が難しいというあたり、在宅での

生活が難しいというあたりの要件も加味した上で、入所判定のほうはしていただいております。

それから、負担がふえてということなんですけれども、2割負担とかいう中でも、もしその2割負担でサービス利用を制限しなくてはならないとか、あるいは、その負担限度額のほうで、限度額が、非課税年金が加わったことによって利用者負担がふえたとかいうことで不都合が出た場合は、随時ケアマネジャーのほうからも相談を受けておりますし、その中でもいろんなサービス調整ということも現在やっております。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 国は、介護保険料をコストダウンさせるために、さまざまな改正を繰り返し繰り返し行ってきているわけで、実際にやはり特別養護老人ホーム、3以上で入れないとなると、ああ、入れないのだなと諦める方も多いですし、自己負担が2割になったら、このサービス使っていたけれども減らさなければならない。1割でも本当は使いたいサービスが使えていないわけですから、そういったことは、この宍粟市において起こっております。そういうことです。そのようには感じておられませんか。

大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 常時、私ども地域包括支援センターは、ケアマネジャー支援ということ随時行っておりますので、ケアマネジャーのほうも、先ほど山下委員がおっしゃられたようなことで何か利用者さんに、高齢者の方に大きな負担がかかる場合は相談してもらっていますし、その相談を通じて何らかい方法で、その方がより自立した生活を送れるようなサービスのあり方というようなことも、サービス担当者会議の中でも検討させていただいております。

それから、やはりこういうことがありましたら、できましたら個別での相談ということをしていただく中で、解決せざるを得ないかなと思いますし、やはり国、これはあくまでも介護保険法に基づいたサービス提供ということが行われておりますので個別で相談、ほかに何かうまくサービスが調整できる方法がないかというようなことは、個別対応という中で協議させていただきたいと思います。

大畑委員長 山下委員。

山下委員 国の介護保険、もう余り料をこれ以上、介護保険のサービスをこれ以上、給付費を上げないようにするために、さまざまな改正が行われていく中で、実は、

現場のケアマネジャーさんを初め、かかわる方たちも非常に困っておられる中、市のほうに相談されているのかなと思うんですけれども、そんな場合、どのようにアドバイス、あるいは対応しておられるのか、これを聞いて、この質問は終わります。
大畑委員長 谷林課長。

谷林介護福祉課長 ケアマネジャーからの相談、その利用者さんからの相談にも通じるんですが、どのようにという、まとめて一遍に表現できるものではなく、いろんなほかの福祉サービス、あるいは、収入の関係、年金の関係とか、それから医療費の減額とか、ほか全般、生活そのものを支える上で、もし制度改正による影響があって、介護保険サービスを抑制しなくてはならない、利用が思うようにできないということであれば、何かそれを解決する、あるいは、ほかの方法で補えるような方法はないかということは、常時検討はさせていただいております。

おっしゃられるように、まだまだケアマネジャーの手元で、どうしようかというように滞ったようなケースがありましたら、必ずまた地域包括、主任ケアマネジャーのほうに相談してもらおうような働きかけというのは、ケアマネジャーにも今後引き続き行ってきたいとは思っています。

以上です。

大畑委員長 大変長時間になっておりますので、最後にしてください。

山下委員。

山下委員 先ほど建設部の水道管理課のほうで、こちらのほうの所管だったので回答がえられなかった件なんですけれども、今現在、水道料金を滞納されていて水道の給水停止、水道が使えないというケースが45件あったわけなんですけど、この45件の方たちの現状をつかんでおられるのか。また、あるいは生活保護に結びつけるとかの対応いろいろあると思うんですけど、どのような対応をしておられるのか、お答えください。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今おっしゃっていただきました、その四十数名の方の現状を、また、その生活困窮の担当課としましては、把握はしておりません。ただ、せんだっての御質問の中でもお話しさせていただきましたように、部局間との連携ということで、水道料金等を滞納されている方につきまして、その料金のお支払いの御案内の中に、生活困窮者事業のパンフレットを同封させていただくといったような取り組みはさせていただいております。

以上です。

大畑委員長 山下委員。

最後にしてください。

山下委員 水がないというのは、やっぱり命にかかわることですし、そういうケースが45件も、この宍粟市に今存在しているということが、本当に大変なことだと思いますので、しっかりとした取り組みをお願いします。

以上です。

大畑委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 繰り返すようでございますけれど、今そういった形で、各部局間の連携強化に向けて取り組みを始めておりますので、御理解よろしく願いいたします。

大畑委員長 これで質疑を終了します。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

大畑委員長 健康福祉部に対する審査は終了いたします。

大変お疲れさまでした。

最後に、田中副委員長のほうから挨拶を受けて終わりにしたいと思います。

田中副委員長、お願いします。

田中副委員長 委員会第3日目の日程は終了いたしました。

第4日目は、明日9月22日金曜、午前9時より再開いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 4時20分 散会)